

官報

号外 昭和二十五年四月二十五日

第七回 参議院會議錄第四十五号

昭和二十五年四月二十四日(月曜日)午前
十時三十二分開議

議事日程 第四十三号

昭和二十五年四月二十四日

午前十時開議

第一 証券取引委員会委員長及び委員の任命に関する件

第二 農業金融融通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案(補見義男君外十二名発議)(委員長義男君外十二名発議)(委員会審査省略要求事件)

第三 結核予防対策確立に関する決議案(藤森眞治君外四十四名発議)(委員会審査省略要求事件)

第四 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第六 電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第七 資産再評価法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税關監視署及び税關支署監視署の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)(委員長報告)

第九 電波法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一〇 放送法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一一 電波監理委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一二 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めるの件(委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十一日議員から左の質問主意書を提出した。

海軍金融に關する質問主意書(橋尾龍君提出)

生活協同組合に關する質問主意書(若崎正三郎君提出)

一昨二十二日議員藤森眞治君外四十四名から、委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

結核予防対策確立に關する決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方財政委員会設置法案

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

公益事業法案

電気事業再編成法案

電力問題に關する特別委員会に付託

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案 地方行政委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

労働省設置法等の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

厚生委員会に付託

労働省設置法等の一部を改正する法律案

労働委員に付託

海上運送法等の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案

昭和三十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案

大蔵委員会に付託

民事訴訟法の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

競馬法の一部を改正する法律案
同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

北海道開港法案
同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

首都建設法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

北海道開港法
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 鈴木 安孝君

人事委員 水橋 廉作君

法務委員 石原幹市郎君

厚生委員 紅露 みつ君

電気通信委員 小林 勝馬君

電気通信委員 千葉 信君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 石原幹市郎君

人事委員 千葉 信君

法務委員 鈴木 安孝君

厚生委員 小林 勝馬君

電気通信委員 紅露 みつ君

電気通信委員 水橋 廉作君

同日衆議院議長から、同院は衆議院議員中原健次君が広島地方専売公社調停委員会委員に就くことができることと議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は全国選挙管理委員会の委員に左記の通り指名議決をした旨の通知書を受領した。

小島 憲君(今井登志喜君補欠)

〇議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、証券取引委員会委員長及び委員の任命に関する件。去る三月三十日内閣總理大臣から、証券取引法第六十六條第二項の規定により、徳田島平君を証券取引委員会委員長に、島居庄藏君及び藤田國之助君を同委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し、同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

〇議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決しました。

〇議長(佐藤尚武君) 日程第二、農業金融融通並びに農業協同組合育成強化に關する決議案(補見義男君外十二名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本決議案につきましては、補見義男君外十二名より委員会審査省略の要求書が提出されており、委員審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対し越前説明の發言を許します。補見義男君。

農業金融融通並びに農業協同組合育成強化に關する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて決議する。

昭和二十五年四月二十一日
議長 義男

補見 義男

岡村文四郎 山崎 繁雄

加賀 操 赤澤 與仁

徳川 宗敬 柴田 政次

北村 一男 池田宇右衛門
石川 準吉 羽生 三七
岡田 宗司

参議院議長佐藤尚武殿

農業金融疎通並びに農業協同組合育成強化に関する決議

農村不況の現状は誠に深刻である。現状をもつて推移すれば、わが国産業経済の全般にわたり極めて憂慮すべき影響を及ぼすのみならず、遂には日本再建の基盤たる農業の破滅をもたらすであらう。

農村不況のよつてきたところは種種あるが、特に最近の資金硬直に基く影響は一層これに拍車をかけている実情である。

政府は、速かに農業金融に關して応急並びに恒久的の対策を講ずるとともに農業振興の中核たる農業協同組合の育成強化方策の樹立実行に關し万全を期すべきである。

なお、特に応急金融対策については今会期中に本院に報告するよう要求する。

右決議する。

〔補見義勇君登壇、拍手〕

○補見義勇君 只今上程せられました農業金融疎通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案は農林委員共同の決議にかかるとございしますが、決議者の一人としてその趣旨の説明をいたしたいと存じます。

先ず決議案を朗讀いたします。

農業金融疎通並びに農業協同組合育成強化に関する決議

農村不況の現状は誠に深刻である。現状をもつて推移すれば、わが国産業経済の全般にわたり極めて憂慮すべき影響を及ぼすのみならず、遂には日本再建の基盤たる農業の破滅をもたらすであらう。

農村不況のよつてきたところは種種あるが、特に最近の資金硬直に基く影響は一層これに拍車をかけている実情である。

政府は、速かに農業金融に關して応急並びに恒久的の対策を講ずるとともに農業振興の中核たる農業協同組合の育成強化方策の樹立実行に關し万全を期すべきである。

なお、特に応急金融対策については今会期中に本院に報告するよう要求する。

右決議する。

以上の通りであります。

本決議案の趣旨について詳細申述べますことは、勢い農村対策に關する政府の無為無策を強調せざるを得ないことになる次第でございますが、ここでは徒らにその無能を攻撃することが目的ではなく、むしろ驚愕と雖もこれに續つて、速かに当面応急対策の樹立実行を促進することが急務でありますから、〔拍手〕極く簡単に趣旨説明をいたします。

農村不況の現状は、ここに私から改めて申し上げるまでもなく、すでに諸君の親しく見聞せられる通りであります。現在の超均衡予算による財政政策或いは金融政策に伴う影響は、特に抵抗力の弱い部面に顕著せられ、従つて農村の不況は一段と深刻であります。新憲法下においては曾て夢想だにできなかった過去の農村子女の身売りすら行われんとしております。御承知のごとく、今日の農村不況の因由するところは極めて多岐に亘り、遡つては戦後の我が国再建方式たる重工業中心、輸出産業偏重傾向にまで及ばねばならぬのであります。それはともかくとして、国内食糧自給の基地であり又国民の半ばを占むる農村社会の培養を怠つた結果は、輸出貿易の伸長

が期待通り行かない場合において、滞貨を受け入れるだけの国内購買力すらない。單なるこの一事例を以ていたしましても明らかなごとく、我が国経済の弾力性を喪失せしめておるのであります。

殊に又最近の供米報奨物資の値下り乃至滞貨問題の一例をとつて見まして、この問題は一日も速かなる解決を切に要望されておるのであります。が、これに關連する商工業者の影響も又極めて甚大であります。農村の不況はその周辺によつて立つ地方中小都市は勿論、大都市の商工業者にも波及するところ大であり、これがため正に倒産に瀕しておる業者も決して少くない実情であります。過去において重税に苦しみ來たつた農村は、政府の説明によれば、本年度以降の税制改革によつてその軽減が約束せられておりますけれども、明日の気安めよりも、現に今日更正決定に悩み、又政府しばしばの声明にも拘わらず、末端の税務機關の苛徴請求や一方的割当課税は、明日の命を待たずして今日正に窒息せんとする有様であります。かくのごとくくれば、やがて農村の、日本再建の基盤たる農業の破滅せんこと誠に火を見るよりも明らかなであります。最近の金融硬直が農村不況に一段の拍車をかけていることは、政府当局も既に認められておるところであります。

昭和二十二年以降連年の風水害の復旧につきましては、農民は食糧増産の国家的緊要性を十二分に自覚いたしまし、故に、懸命の努力を盡しました。そして又政府の補助や金融的援助を頼みとして、時には明らかな公約を信じて、無理な金融算段もみずから行いました。今日の各地方農業協同組合の資金膠着による窮状の一因も又ここに胚胎しているのであります。而も

昨年度、政府が半ば公約した土地改良その他に對する約二十五億の見返資金融通の実績は驚くべき七千万円という少額であり、又待望の本年度における見通しも又目下のところ不安であります。更に大蔵大臣が前国会において、又本国会において、重ねてその財政演説中に強調いたしました農林中央金庫の増資、資金拡充による農業金融の打開は、遂に未だにその実現を見ておりません。我々は政府の言明やその誠実を信じて、隠忍今日まで待機いたしましたのであります。が、もはや今会期もまさに旬日を以て終らんとし、而も一方農村は金融面からも刻々と破滅に瀕している実情であり、すでに貯金の交換停止をいたしました農業協同組合すらある実情であります。

かかる事情の下において、又よくこの事情を知悉して居る筈であるのに、單に外面的な食糧増産の好転に目が眩み、食糧政策その他に行つては且つ無責任な放言が一部に行われております。これは、さなきだに農民の焦躁不安を増すのみでありまして、誠に心なき業と言わなければなりません。と同時に、我々の憤慨に堪えぬところでもあります。

次に農業協同組合の育成強化の問題についても同様であります。一昨年十二月、極東委員会からマツカサー元帥宛指令せられました日本農民組織に關する諸原則、いわゆる農民組織十六原則の第十四項によれば、「日本政府は可能な限りにおいて、農業協同組合に對し技術的援助、助言その他のサービスを提供し、又組合が適正な條件で融資を受けることができるようにすべきである。」と述べられております。更に昭和二十年十二月、農地改革に關してマツカサー元帥から日本政府に對し発せられた指令の中におきまして

も、「商工業に厚く、農業を輕視する政府の財政政策が、『全人口の殆んど半分以上が農耕に従事して居る国において、長期に亘つて農業機構を蝕み來たつた害悪の顯著なるもの』の一つであると指摘せられ、従つてその故にこそ農地改革が指令せられたのであります。その指令中にも、耕作農民が『合理的なる利率にて長期又は短期の農家貸付金を利用し得ること』や、『農業協同組合運動を育成奨励』するための方策樹立が指示せられておるのであります。

そして、我が国農業再建の中核体とも言うべき農業協同組合の育成強化は、敢えて極東委員会の決定や連合軍總司令部よりの指令を待つまでもなく、我が国独自の立場から申しまして、又現下の農村不況打開の見地からいたしまして、極めて焦眉の急務であります。以上が本決議案を策議するに至りました理由であります。

最後に一言附加します。心なきところに政治なしと言われておりますが、政府は真に農村を思う心がないのであります。決してさうであるかと思ひます。又さうであることは絶対に許されません。我々はここに一片の誠意を持たれんことを切に望みまして、本決議案の趣旨説明を終りたいと存じますが、本案に對し何とぞ諸君の御賛同あらんことをお願いいたします次第であります。〔拍手〕

○議長〔佐藤尚武君〕 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長〔佐藤尚武君〕 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。只今の決議に對し農林大臣より発言を求められました。森農林大臣。

【國務大臣森幸太郎君登壇、拍手】
○國務大臣森幸太郎君 只今御決議
になりまして上上げに存じて一言政
府といたして申し上げたいと存じます
代表の楠見委員から今お述べになりま
したお言葉の中において、政府は農業
政策に對して無為無策であるという御
批判があつたのであります。(その通
り)と御答へあり、拍手)會で長い間農
林行政に御経験をお持ちになつておる
楠見さん……、農業政策に對して現在
政府は決して無為無策ではありませ
ん。(その通りだ)と呼ぶ者あり)私
は、或る一部にお話のような計画的な
政策を今日立てる時代ではないのであ
ります。併しその日暮しの政策はいた
してありません。今日、日本の再建に
對しまして農業政策としてとるべき最
善の政策をとつて、予算の上におきま
しても御審議を願つておるわけであ
ります。御意見は然るべくいづれにも決
しますが、決して政府はさうな農業
政策に對して誠意のない態度を持つて
おりませんことをここに表明いたして
置きます。(了解)と呼ぶ者あり)農
業問題につきましても、先議者の方々
に對しましては機会あるごとに十分
政府の意のあるところを申上げてお
つた筈であります。本院で本日御決議
になりましたので、一應政府として所
信を明らかにいたします。今日の農村
の行き詰りに對しましてはいろいろの
原因もあります。併しながらお挙げに
なりました通り、金融の梗塞というこ
とが最も重大なる原因となつておるこ
とは承知いたしております。この金融
問題についてどうして解決するかとい
うことにつきましては、ただ單に政府
だけの施策によつてこれを完全に行
うことはできないのであります。農
村自体が今日の金融梗塞を打開するた
けの努力を拂われることを政府として

は要求するのであります。それは即
ち、先ず政府として考へておりますこ
とは、今お述べになりました農業協同
組合の育成であります。今日の担保力
のない農村にいたしましては、農業協
同組合の力によつて農業を經營する
というそれ自体が担保力になるのであ
ります。それ自体が信用を高めて行く
のであります。農業協同組合の育成は、
ここに政府といたしましては最も
力を入れて参りたいと考へておるので
あります。農業協同組合ができてしま
うと、二年余りであります。この新らしき協
同組合がすぐに行き詰まるというこ
とは、過去における農業会からの悪い因
縁に引きずられてしまつて、農業協同組合
が新らしき発足をしながら、新らしき
地盤において立ち上ることができ得な
かつた、足手纏られておるというこ
とが、農業協同組合が僅か二年にして
行き詰まるという批判を受ける段階に
なつておるのであります。これを一日
も早く私は救ひ上げたい。それにつ
きましては、今御審議を願つておる
農業協同組合法の一部改正法律案によ
りまして、協同組合自体の内容に自治
検査を行はせ、又政府はあらゆる努力
をいたしましてその協同組合の内容を
強化し、そして農業協同組合の信用
を高め、以て金融を回りたいと考へて
おるのであります。御承知の通り農林
中金が唯一の金融機関であります。こ
の農林中央金庫法の改正におきま
しても、現在四億円の協同組合の出資を入
債に増加いたしまして、倍額に増加
するといふ條件によつて、更に見返金
金より二十億円の融資をいたしまし
て、そしてこの農林中央金庫の信用
を高め、金融の途を開きたいと今政府
は努力いたしてあるのであります。(間
に合はぬ)と呼ぶ者あり)然るに農林中
央金庫自体の出資が、四億円が八億円

に未だにならぬのであります。私は一日
も早く出資されて、そして協同組合
自体がみずからの力を高め、信用を高
めるように私は努力して頂きたいと思
うのであります。私は農林中央金庫の
この力によりまして、そして長期の
金融をいたしまして、そしてこの金
融梗塞をいたして農林の現状を救
済して行きたい。それには何を措いて
も農業協同組合の強化育成が必要であ
りますので、あらゆる方面から協同組
合の強化に努力いたしたいと考へてお
るのであります。尚お述べになりまし
た見返金等におきましては、成程程
二十四年度におきましては、その予定
の金額を融資することはでき得なかつ
たのであります。二十五年度におき
ましては、相当の金額をこの土地改良
等におきましても長期低利の資金にお
いて融通いたしたいと考へておるわけ
であります。決して政府は、最後にお
述べになりました誠意がない、真心が
ないといふお言葉でありましたが、今
日、日本の現状から申しまして、その
日本の再建の基盤をなすところの農村
に對しましては、政府としては誠意を
以てこの農村の復興に努力いたしたい
と思つておることを御了承願いたいと
存じます。(拍手)

【岡村文四郎君登壇、拍手】
○岡村文四郎君 只今御決議に對
して、政府を代表して農林大臣が所
信をお述べになりましたが、私はこれ
に關連して池田大蔵大臣並びに青木國
務大臣に質疑をいたしたいと思いま
す。
○議長(佐藤隆武君) よろしうござい
ます。岡村文四郎君。
【岡村文四郎君登壇、拍手】
○岡村文四郎君 私は只今決議に相成
りましたその実行について政府に質疑
をいたしたいと存じます。今から私
が申し上げることは、それは農林大
臣に聞くでないかといふ疑義を持つ
と存じます。農林大臣にはしばしば
聞かされておる、本日は大蔵大
臣、青木國務大臣にお伺いをする予定
でありますから、そのつもりでお聞
き取りを願います。
我が國の農業は今や世界の農業の一
翼として立つて行かなければならな
いことに相成つたのであります。我が
國の農業が始められましてから今日ま
で、我が國特有の零細農業であるので
あります。この農業体系を以て世界農
業に立ち向ひますのには如何にして行
けばよいかという、実に日本農業に課
せられました今までの一大事に立
ち向つておるのであります。然るに不
幸にいたしまして、日本の農業は一大
不振に遭遇し、不況に向つておりま
す。只今御決議にもありましたような
ことで、実に遺憾に堪へないのであ
ります。その原因は種々あるものであ
りますが、大別いたしまして、一番重要
で、それによつて農業が非常に窮乏に
陥つておりますその原因を三三取上げ
て青木國務大臣にお尋ねをいたしま
す。

先ず第一は、多年に亘りまして農産
物の価格が生産費を償ふ価格でなかつ
たといふことであります。パリティ指
致の価格はたゞ勝手に付けて、農家の
底なるも應じないもなく供出させら
れたのが、これが農業が今不振になつ
て参つた原因の一つの大きな問題であ
ります。第二の点は、二十四年度に政
府は日本の農作は相當の豊作であるとい
うお見込で検査等級を引上げたので
あります。ところがその後実收に至り
まして非常に品質の悪いことが発見さ
れ、減収いたしましたことが発見された
のであります。併しながら農作を予想
いたしまして決めました等級を何
ら変更することなく踏襲いたしま
したのであります。そこで価格の基
準になつております三等米以下の米が
非常に多かつたのであります。九州
の長崎県あたりは四等、五等が大方
で、三等以上の米は殆んどなかつたとい
うことであります。そこで農家の方
では基準価格以下でありますと一石当
り八十四円の差額が生じて参るのであ
ります。それが對しましては損害は
大きなものであります。又逆に政府は
その安い米を買上げて、そして一、二、三等と一様の価格にして需要
者に配給をいたしまして、相當多額の
利益を得たのであります。そこで單作
地帯で最も農業經營の命の綱となつて
おります早場米供出奨励金であります
が、これは前年上げましたように、こ
れも等級の引上げと期限の短かつた
がために、殆んど目的が達せられなかつ
たのであります。そのために政府は
奨励金といたしまして予算に計上をし
準備いたしておりました七十億円の金
は四十四億圓しか必要でなかつたとい
うことであります。第三の点は超過供
出価格の倍率であります。これが二十
三年度と違ひまして、二十四年度はそ
の倍率の引下げを行つたのでありま
す。そのための損害、これも莫大なも
のであります。又我が國の農業の基
礎価格が安いのを單作地帯では早出米
供出奨励金と超過供出の奨励金でどう
にか補つて来ておつたのであります
が、それがかようなことに相成りまし
たので、一大欠損を生じ、実に経済に破
綻を来す状態でありましたが、かて加
えて二十四年度は所得税の過重になつ
たことであります。このことは大体に
おいて農家を崩壊に導きました原因で
あります。これは二十四年度に急に

不況が現れましたが、これは二十三年度から不況を現わして来ておりました。それが二十四年度の今申しましたような実情で急に現われて来たのであります。この今まで申し上げました責任は挙げて政府にあるのであります。本員は何と政府が答弁されても、殊に青木國務大臣は物価庁の長官であります。絶対にこの責任を負わざるを得ないのであります。私は大きな党には属してありませんが、四千万農民の代表のつもりであります。今申し上げましたことについて十分に納得の行きます責任のある御答弁をお願いしたいと存じます。

次は、協同組合育成強化についてであります。これは農業会を解体し協同組合を設立させて以来二年半にしかありませんが、基礎の弱い組合が多いのに、政府は何らの措置を指導もせずに、設立当時は徒らに干渉をして弱体化し、今日の不況に堪え難き組織となつたのであります。これ政府の責任であることは明らかであります。安本長官は前同様の責任に對しまするお示しをお願いしたいと思ひます。

次は、大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、実は残念なことには大蔵大臣は渡米の準備で御出席を願えませんが、政務次官が御出席されておりますが、納得の行く御答弁がないとしますれば、空席にはならないので次の大蔵大臣がでると思ひます。その大蔵大臣によつて十分御答弁をお願いしたいと存じます。我々は農村金融につきましても、さし大蔵大臣に要請を申上げて来たのであります。現在の農村金融の問題につきましても決定しておる対策をお示しを願ひたい。森農林大臣は農村金融は農林中央金庫をして行わしめると言われておりますが、これはその通り

でありまして、政府が如何なる資金を農村に流ししようとも、中央金庫をして融資することは当然であります。農林中央金庫は現在余力がなく、先般決定通過いたしております銀行等の債券発行に関する法律によりまして、援助資金を以て引受ける優先株による二十億の増資が得られれば、これに、この度の法律で決められております債券発行額の倍率が二十倍に増加されますと、今までの出資金四億圓を今度四億圓の増資をいたしまして八億圓とし、更に援助資金による二十億の増資で、準備金などを合せますと自己資本額は合計二十八億二千四百圓となるのであります。その二十倍の債券発行額は五百六十五億となるのであります。これより預金の年間平均残高三百八十八億一千四百圓と先に行方をいたして四億四千七百億を差引きますと、残額百五十八億圓の債券発行力となり、残額百五十八億圓の債券発行力となり、これに相成るのであります。これにつきましても一番心配になつておられますことは、農村債券を引受けて呉れます場所なのであります。前に発行をいたしました債券は復興金融金庫で引受けられたのであります。復興金融金庫は御承知のようなことで、今度引受けて呉れます場所は預金部以外にないと思ひますが、大蔵大臣は如何に御決定になりますか、御準備になつておるか、承わりたいのであります。次は、農業協同組合が農業会から資本金引継ぎにつき要した資金の中三十五億圓は農村資金として絶対に必要な資金であります。従来幾度か要請を申上げておりましたが、如何に御準備になつておるか、如何に御決定になつておるか、お伺いをいたします。次に、土地改良、小水力発電に要します資金を見返援助資金で二十四年度から要請をい

たしておりますが、一銭も融資がなかつたのであります。二十五年度第一・四半期におきましても決定を見ず、如何に相成つておるかということをお伺いしたい。実は融資資金を融資を受けましてどん／＼工事は進められ、援助資金の出ることを待つておるような状態でありまして、一体如何相成つておるかというこのはつきりした確答をお願い申し上げます。次は、農業協同組合強化資金であります。これも大体百二十億圓程度は絶対に必要であるのであります。農業手形によりまして融資を差引きますと、中央金庫で農村債券を振出せることを確定として見まして、その額百五十八億圓あるのであります。その融資の途が閉れるかどうか、これもお伺い申し上げます。以上大体必要なことを申し上げましたが、時間がありませんので誠に遺憾であります。最近政府の態度を見ますと、食糧事情が輸入によつて緩和されたので、農業者や協同組合は願ひが必要ないという感じを持つておられます。尤も政府はさうなことはないと云われるかも知れませんが、そう申されましても立派な証拠があるのであります。これは中小企業の方々が金融に非常に困りになりまして、二月上旬立ち上りがられ、そして要請をされたのであります。政府は資金を市中銀行に預託をして金融の途を開き、又二十五年度には年間十二億の援助資金を流す計画を立て、第一・四半期分として三億圓の融資をすることに決定をされておるものであります。これは中小企業者にとりましては誠に我共には喜ばしいことであります。我々農業に對しましては、二ヶ年間要請をいたしまして、キューリングの融資僅かに七千万圓しか見ないのであり

ます。(そうだと呼ぶ者あり)一体、日本の政府は終戦後アメリカの援助を受けまして、一体誰のために命を懸けて来たと思つておるか、我々は了解に苦しむものであります。(拍手)又今日本の農業者は昔の北海道のアイヌと同様に、土地の所有権が認められながら金融の途に使う担保さえも認め得ることができないことになつております。これは合理的な改正或いは十分な金融的措置を大蔵大臣は考へになつておるか、お伺いします。沢山申上げたいことがあります。時間がありませんので止むを得ないのであります。(ゆつ／＼と叫ぶ者あり)ここで大体打ち切りたいと思ひますが、私は今ここで立つて発言を求めたことにはない者であります。今度は止むを得ず発言をするのであります。私の発言に對しまする答弁は、かようなものであるからでなくかつたというやうな答弁は聞きたくないものであります。できなかつたら一体どうするか、そこまでお聞きしないかと納得しません。私自分の考えを申し上げます。私はやるべきことができなくて自分の職責が勤まらなければ敢然として身を引く自信を持つております。これでなければいかないので、今の民主政治は何と云ふことだろうというのを考へております。ために、実は今まで立たないのであります。今日止むを得ずして立ちます。十分確たる満足の行く御答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

(國務大臣青木義典、拍手)
○國務大臣(青木義典) 岡村議員にお答えを申し上げます。
私に御質問の最初の所で、物価庁長官としてお前の責任のある点は、農産物価格について鉱工業生産品その他ともかくも他の物価との釣合いがとれていない、そういうことの結果として農村の不況が来ておるのである、殊に主食についてはパリテ計算によつて計算をして、その方式に基いた結果が非常に価格が安い、そういうことが今日の農村不況を導いておる原因である、こういうふうにおつしやつたと存じますが、この点は岡村議員も御承知の通り、しばしばこの席からも御答弁を申し上げましたように、パリテ計算の方式が、これが完全なものであるというふうには我々も考へておりません。従つて日本の農業の状況というものをから判断し、各種の異なる条件の下にありまして、いろいろな事柄から、パリテ計算を採用せざるを得ないというやうな状態でございます。今日もそれを継続いたしておりますが、この点については十分今後とも経済安定本部として検討を遂げまして、価格を定める場合には最も理想的な方法でやつて参りたいという考へを以て検討をいたしております。さうなわけで、従来しばしばお答えを申し上げました通り、パリテ計算は今日も尚採用をいたしておる次第でございます。勿論このことから農産物の価格と鉱工業生産品等についての価格の調和というのか、或いは均衡というのか、そういうことについても我々は努力を続けておる次第でございます。できるだけ調和を図つて参りたいと存じております。更に農業金融の問題については、経済安定本部は勿論のこと、政府といたしましては国民経済上極めて重大であります。ことを深く承知をいたしております。で、二十五年度におきましては御承知の通り約百五十七億圓を公共事業費として見積り、御承知のように数字を簡単に申し上げますれば、土地改良としては約三十三億圓、農業施設災害復旧といたしましては約七十二億圓、それか

村の不況が来ておるのである、殊に主食についてはパリテ計算によつて計算をして、その方式に基いた結果が非常に価格が安い、そういうことが今日の農村不況を導いておる原因である、こういうふうにおつしやつたと存じますが、この点は岡村議員も御承知の通り、しばしばこの席からも御答弁を申し上げましたように、パリテ計算の方式が、これが完全なものであるというふうには我々も考へておりません。従つて日本の農業の状況というものをから判断し、各種の異なる条件の下にありまして、いろいろな事柄から、パリテ計算を採用せざるを得ないというやうな状態でございます。今日もそれを継続いたしておりますが、この点については十分今後とも経済安定本部として検討を遂げまして、価格を定める場合には最も理想的な方法でやつて参りたいという考へを以て検討をいたしております。さうなわけで、従来しばしばお答えを申し上げました通り、パリテ計算は今日も尚採用をいたしておる次第でございます。勿論このことから農産物の価格と鉱工業生産品等についての価格の調和というのか、或いは均衡というのか、そういうことについても我々は努力を続けておる次第でございます。できるだけ調和を図つて参りたいと存じております。更に農業金融の問題については、経済安定本部は勿論のこと、政府といたしましては国民経済上極めて重大であります。ことを深く承知をいたしております。で、二十五年度におきましては御承知の通り約百五十七億圓を公共事業費として見積り、御承知のように数字を簡単に申し上げますれば、土地改良としては約三十三億圓、農業施設災害復旧といたしましては約七十二億圓、それか

村の不況が来ておるのである、殊に主食についてはパリテ計算によつて計算をして、その方式に基いた結果が非常に価格が安い、そういうことが今日の農村不況を導いておる原因である、こういうふうにおつしやつたと存じますが、この点は岡村議員も御承知の通り、しばしばこの席からも御答弁を申し上げましたように、パリテ計算の方式が、これが完全なものであるというふうには我々も考へておりません。従つて日本の農業の状況というものをから判断し、各種の異なる条件の下にありまして、いろいろな事柄から、パリテ計算を採用せざるを得ないというやうな状態でございます。今日もそれを継続いたしておりますが、この点については十分今後とも経済安定本部として検討を遂げまして、価格を定める場合には最も理想的な方法でやつて参りたいという考へを以て検討をいたしております。さうなわけで、従来しばしばお答えを申し上げました通り、パリテ計算は今日も尚採用をいたしておる次第でございます。勿論このことから農産物の価格と鉱工業生産品等についての価格の調和というのか、或いは均衡というのか、そういうことについても我々は努力を続けておる次第でございます。できるだけ調和を図つて参りたいと存じております。更に農業金融の問題については、経済安定本部は勿論のこと、政府といたしましては国民経済上極めて重大であります。ことを深く承知をいたしております。で、二十五年度におきましては御承知の通り約百五十七億圓を公共事業費として見積り、御承知のように数字を簡単に申し上げますれば、土地改良としては約三十三億圓、農業施設災害復旧といたしましては約七十二億圓、それか

ら更に開拓事業にいたしましたし、約五十一億圓というように多額に見積つておりますが、これでも決して我々は十分だと考えておるものではございません。更にこの点についても一段と努力をいたしまして、その目的を達したと考へておる次第であります。農地の改良造成であるとか、災害復旧を行なつて、農業生産の基盤を確立するといふことにいたしますことについては、我々として少しもこれに吝かなものではございません。一層努力をいたしたいと存じておりますが、特に災害復旧費は支出の促進を図り農村資金の緩和を図つております。又金融面におきまして、対日援助見返資金について、昨年度におきましては御承知の通りキユアリングについては七千十萬圓しか出ておりません。その外、農林省からの要求として大蔵省から先方に出しましたけれども、これは実際には要求を出した部分もございまして、これも出ておりませんものがございます。従つて二十四年度においては我々の目的は達せられませんでした。併しながら今年度におきましては是非見返資金をできるだけ多く土地改良とかその他農業関係に支出することに努力をいたしておる次第でございます。尚、農林中央金庫の優先株二十億圓を引受けて農林中央金庫の債券発行を増加し、これによつて農業金融の疏通を図るよう努力いたしておる次第であります。尚、農業協同組合の運轉資金の逼迫につきましては、報奨物資等清償の処分、日本銀行の金融措置等によりまして、農業資金の疏通を図るよう意図研究し、努力をいたしております。農業協同組合運営に対する主務官庁の適切な指導と相待ちまして、農業並びに農業協同組合の健全なる発展を期しておる次第でございます。(拍手)

(政府委員水田三喜男君登壇、拍手)
○政府委員(水田三喜男君) 御質問にお答え申し上げます。
政府の農業金融に對してとらうとしておる措置についてでございますが、先ず第一が農業手形制度の活用でございます。農家の肥料その他の営業資金の供給を爲すために昨年度利用された額は全部で百六十億圓であります。本年度は少くとも二百五十億圓ぐらゐの資金調達が行われるのではないかと予想されますが、これについては十分の自信がございまして、農家の営業資金について差支えを與へるようなことは今年度はないつもりであります。それから昨年度とつた処置としまして、十二月から本年度の三月にかけての最も金融緊縮がひどかつた時代に対処する方法として、先ず政府の國庫の金を六億二千萬圓、預金部資金を四億五千萬圓、開關機關の余剰金を七億二千五百萬圓、合計約十八億圓を農林中央金庫に預託して、そうして農業金融に對処した。これは非常に昨年度効でございまして、本年も更にこの方法を積極的に行なつて、その時期々々におけるこの農村金融の緩和を緩めたいと考へております。以上は大体流動資金の問題でございますが、この際、長期資金の調達を図る必要がございまして、これは先程農林大臣や安本長官から述べられましたように、この国会で通過いたしました金融機關等の金融債発行に関する法律、この法律に基きまして、先ず農林中央金庫が自力によつて四億圓を調達し、政府は見返資金によつて二十四億圓の優先株を引受けて、合計二十八億圓の資本に殖やしまして、少くとも今年中は金融債を六十億圓ぐらゐ発行したい。そのうち今のところ五十億圓ぐらゐは

預金部資金で引受けるつもりで折衝中でございますが、まだこれは全部決定には至つておりません。併し必ずこれは預金部資金で引受けることに成功したいと確信を現在持つております。仮にこれができなくても、國債償還という手がありますので、この國債償還からんで必ずこの農林債は消化させる、こういふ見込は現在立つておりますので、この点については本年度から画期的な新生面が開かれるのじやないかと考へております。
更に農業協同組合の問題でございますが、これはこの際、農業協同組合については、事業の整理と合理化につき相当根本的な対策を立てなければならぬ時期に来ておると思つたので、政府としましては、中央、地方にこの対策協議会を設けて、この問題の検討に入ると同時に、それと併せてこの農業協同組合の金融策について根本的な方針を立てる、そうして農村金融の、農村行政の刷新を図りたいという意圖を以て現在鋭意この問題を研究しておりますので、これがまとも次第我々の方針を直ぐに御発表したいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、結核予防対策確立に関する決議案(藤森眞治君外四十四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本決議案につきましては藤森眞治君外四十四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。先議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより先議者に対し趣旨説明の発言を許します。藤森眞治君。

結核予防対策確立に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。
昭和二十五年四月二十二日
發議者
藤森 眞治 石原幹市郎
今泉 政喜 山下 義信
小杉 イチ 井上 重蔵
中平 常太郎 塚本 重蔵
岡元 義人 總務 眞六郎
谷口 彌三郎 紅露 みつ
草葉 隆圓 姫井 伊介
中山 壽彦 竹中 七郎
結城 安次 飯田精太郎
村上 義一 野田 俊作
新谷 實三郎 藤井 丙午
田村 文吉 伊藤 保平
浅井 一郎 中井 光次
深川榮五郎 境野 清雄
小林 英三 奥 むめお
川村 松助 平岡 市三
廣井 新一 松野 喜内
原 虎一 門田 定藏
大野 幸一 榎井 康雄
金子 洋文 梅津 錦一
河崎 ナツ 水橋 藤作
鈴木 清一 駒井 盛平
米倉 龍也

損失を及ぼし、文化國家の再建に一大障害となつてゐる。
最近結核の死亡率は、徐々に低下の勢にありこの際政府が強力な予防対策を講ずるならば今後五十年乃至十一年の間に、世界の最低水準にまで、その死亡率を低下せしめることも不可能ではない。
よつて政府は、療養所等收容施設の整備拡充、自宅療養者に対する医療と保護の徹底並びに保健所機能の強化と予防接種の普及等、一切の結核予防施策の急速な実現に全力を傾倒すべきである。
これがためには、結核予防法の根本的改正を要することは勿論、近く確立される社会保障制度は、特に結核予防事業の遂行に必要な方途の講ぜられたものでなければならぬ。
右決議する。
(藤森眞治君登壇、拍手)
○藤森眞治君 只今議題となりました、結核予防対策確立に関する決議案につきまして、發議者を代表いたしまして提案の趣旨を御説明申し上げます。先ず案文を朗讀いたします。
結核予防対策確立に関する決議案
わが國における結核のまん延は、長期にわたる戦時状態の非常な悪條件に曝されたため今なお極めて憂慮すべき現状にある。即ちその患者数は百数十万にのぼり、死亡数は年間十四万の多きを算え、欧米文化諸國の五、六倍に達している。
結核が患者及び家族に與える精神的、物質的苦痛は言をまたないが、これがひいては、國家經濟に甚大な損害を及ぼし、文化國家の再建に一大障害となつてゐる。
最近結核の死亡率は、徐々に低下の勢にあり、この際政府が強力

に至りましたことを、私共深く喜び、お礼を申し上げる次第でございます。結核が如何に苦痛に満ちた、そうして一たび手遅れになるならば、如何に悲惨な疾患であるかということは、皆様の風に御了承されるところでございます。かく申す私自身、高等学校の一学生のために、スポーツの選手として過労のため、過労と栄養とのアンバランスのために、突如として咯血いたしました。爾來二十余年に亘りましてこの病気の苦しみを味わつて来た者の一人でございます。而も皆様、今や結核病理学の進歩によりまして、結核の予防、早期の発見並びに各種治療法、更にはストレプトマイシンその他の化学薬品の発明によりまして、すでに結核の療養を人類の歴史の上から駆除し得る段階に到達いたしましたにも拘わらず、そうして欧米諸国におきましては、諸君の熟知せられるようにすでに結核はいとも小さな疾患になつておるにも拘わらず、敗戦日本の現状は未だ慘憺たる状況でございます。今日国民生活の窮乏と、それから結核の予防、特に早期の発見並びに治療に対する政府の施策の貧困と、又私共にとりまして最も重要なことは、結核の予防と早期の発見と、早いうちに適切な治療を講ずること、これらのことに對しまする国民指導層のこの問題に對する無智と、私共国民一般の無智無自覚のために、ややもすればすべてが手遅れになり、結核は我が國に依然として慘憺たる状況でありますことは、皆様お身の廻りに御経験の通りでございます。現に私のごとき一庶民から知識人として自認しております者が、而も二十余年に亘りまして肺病の経験を持ちながら、尙その治療におきまして最も有効でありますところの氣胸療法を知らず、一昨年再び病が爆発いた

しまして、大患に罹り、初めて氣胸療法を受けるに至りましたような状況でございます。氣胸療法と言へば、私は少くとも数ヶ月入院を必要とする大手術ぐらいにしか考へておりませんでした。このようないかにも知識不足でございます。幸いにして今日、隈部博士、宮本博士その他の御著書によりまして我々はいたく啓蒙され、眼を開きまして、そうして只今個人といたしましては、寺尾瀧治博士によりまして、一週間に一度ずつ胸郭に空氣を入れて頂きまして、そしてこの通り登院いたし、街頭に立つて演説し、且つ人の傍ぐらゐり活動もいたし、漸くにして安全地帯に到達したのでございます。もとより長期の経過を辿りますこの疾患に、他の一切の慢性の病気と同じように、精神の安定ということが如何に重要な要因であるかということは、これは申し上げるまでもないこととあります。その面につきましては、深い信仰、優しい心、固き修養等が必要であり、心の安定ということが如何にこの病気の治療の過程において必要であるかということ、皆様も十分御諒知下さることであらうと存じます。併しなされるそれと共に、結核に對する政府並びに國民の正確なる科学的認識と、手遅れせざるこの措置が如何に重要であるかということ、そして又結核というものが社会的疾患であつて、伝染性の性質の疾患であるというところから見まして、如何に科学的な措置が、科学的施策の充實が必要であるかということも又當然のことでございます。本日の緊急決議に引続きまして、私共は厚生委員会の御努力によりまして、この緊急決議の御趣旨、内容並びに只今の藤森先生の御提案理由を、一日も早く具體的施策として細目化され、これに必要にして且つ十分なる予

算が次の議案に提案され、皆様の御協賛を受けますことを私は確信いたし、又お願い申し上げます。右に關しまして、私は自己の体験から、先ず第一に結核に對する対策としては、予防並びに早期発見の必要を痛感いたしましたのでございます。手遅れをしてはなりません。治療のためには一年に一度必ずX光線の透射をしなければなりません。若い夫婦の方が出発いたしましたときには、その結婚の記念日ごとに必ず透射をいたさなければなりません。結核は、單に自覚症や、咳や、熱などによつて判断できるものではございません。客観的なX光線による透射のみが只今では唯一の診断になつておることを、どうか御了承願います。第二には、これらのための各種の治療施設の充實でございます。第三には、恢復期の患者、特に治療後の患者の看護に對していわゆるアフター・ケアと申しますか、事後の保護の施設を考へて頂きたいのでございます。第四には、現在結核に對しましてすばらしい効能を発揮しておりますところのストレプトマイシンその他の化学薬品の増産に一日も早く着手して頂きたいこととでございます。第五には、更に一步を進みまして、結核完全撲滅のための化学薬品の完成に努力し、又これを助成して頂きたいのでございます。最後に私はお願いいたしたいのは、お医者様並びに國民各指導層の方々も含めまして、國民大衆の正しい啓蒙教育ということが極めて必要であると思ひます。これらの六点を私は自己の体験から強調いたしたいと思ひます。私は全國百五十万の同じくこの病に苦しむ療友諸君の願ひを代表いたしまして、同僚議員諸君が満場一致の決議に御賛成下さいますことを心からお願ひいたす次第でございます。私達

は更に今後結核対策に關する専門家の方々や、これに對して理解ある方々や、みずから肺病の苦しみを嘗めつつある参議院議員の同僚諸君と糾合いたしまして、結核対策議員連盟を結成すべく、その世話人会をすでに準備いたしました。然る上に皆様と十分な御連絡をいたしまして、更に次の議會におきましては、厚生委員会の各位の御努力によりまして、この実施の具體的細目を掲げ、これに必要な予算につきまして皆様から絶大な御賛同、御理解を願ひますようにお願い申し上げます。本決議案に對します賛成の言葉といたしたのでございます。(拍手)

○議長(佐藤武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。(総員起立)

○議長(佐藤武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

只今の決議に對し、厚生大臣より発言を求められました。林厚生大臣。(國務大臣林義雄君登壇、拍手)

○國務大臣(林義雄君) 参議院におかれましては、今國會開会の当初におきまして、厚生委員会内に結核予防対策確立に關する小委員会を設置せられまして、長きに亘つて結核予防に關する方策を御研究の結果、本日院議を以て結核予防に關する御決議をなされまして、これは、政府といたしましてはその御努力に深甚の敬意を拂ひまして共に感謝に堪へないところであります。我が國におきましてこの結核蔓延の狀態は、御決議及び御説明の中にあります通り、近時漸く患者の減少を見つづけるとは申しまして、昭和

二十四年におきましてその死亡率は実に十四万の數に達して、その患者の數は百四五十万と推定をされておる有様でありまして、歐米文化諸國のそれと比較いたしますときは、その死亡率はその五、六倍に達しております。これがために國民に精神的物質的に苦痛を與えるにとどまらず、國家經濟に甚大なる悪影響を及ぼしまして、國家再建の一大障害となつておることは明らかであります。政府といたしましてはその予防と撲滅につきましてはかねてより全力を注いでおるのであります。が、不幸にいたしまして未だ御指摘のようには十分であると私共も考えられぬのであります。今回の御決議に盛られました御趣旨は誠に時宜に即した適切な方策と考へまして、政府といたしましてはその御趣旨を十二分に休しまして、各般の結核対策を総合的、集中的に実施いたしまして、結核の予防撲滅に全力を盡したいと考へておるわけでありまして、どうかこの上とも諸君におかれましては御協力をお願いいたします。(拍手)

○議長(佐藤武君) 日程第四、社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案、日程第五、恩給法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。内閣委員長長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

なければならぬ。

第四條 警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「警視庁又は道府県警察部」を「内務局、中央警察学校、地方警察学校、警視庁又は道府県警察部」に改め、「引続き市町村警察の職員となつた場合」の下に「（その官吏が引続き恩給法第十九條第一項に規定する公務員である国家地方警察の職員又は市町村警察の職員として在職し、更に引続き市町村警察の職員となつた場合を含む。）を加え、これを従前の身分のまま動続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。」を「これを同法第十九條第一項に規定する公務員として動続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同項後段を削り、同條第二項中「都道府県の吏員が、引続き国家地方警察の職員となつた場合には、を」を「吏員であつて都道府県の退職料に関する條例の規定の適用を受ける者が、引続き国家地方警察の職員となつた場合において、その條例の規定による退職給付を受けないときは、」に、「公務員」を同法第十九條第一項に規定する公務員に改め、同項を第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

- 一 巡査部長又は巡査である警察吏員
- 二 警部補である警察吏員
- 三 警察長又は前二号に掲げる

者以外の警察吏員

四 第四十六條第三項但書第三段の専門家、技術者又は書記第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号及び第二号に掲げる職員は、これを恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員とみなし、前項第三号及び第四号に掲げる職員は、これを同法第二十條第一項に規定する文官とみなす。

第一項の規定により恩給法第十二條、第十六條、第十八條又は第五十九條の規定を適用する場合においては、第二項第一号に掲げる職員は、現にこれに俸給を受ける都又は現にこれに俸給を受ける市町村の所在地を管轄する都道府県から俸給を受ける者とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は、これを國庫から俸給を受ける者とみなし、同項第四号に掲げる職員については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條第三項の規定を適用する。この場合において、同條同項中「現にこれに俸給を受ける都道府県」とあるのは、「現にこれに俸給を受ける都又は現にこれに俸給を受ける市町村の所在地を管轄する都道府県」と読み替へるものとする。都から俸給を受ける者のうち前項の規定により國庫から俸給を受ける者とみなされる者又は市町村から俸給を受ける者のうち前項の規定により國庫若しくは都道府県から俸給を受ける者とみなされる者の恩給法第五十九條の規定の適用により國庫又は都道府県に納付すべき金額の

収入手続については、左の例による。

一 國庫から俸給を受ける者とみなされる者の國庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際その支拂をする吏員がこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附して毎翌月十日までに、これを歳入徴収官に納付しなければならない。

二 都道府県から俸給を受ける者とみなされる者の都道府県に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際その支拂をする吏員がこれを控除し、当該都道府県の定めるところにより、その納付の手続をしなければならない。

第五條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一條中「引続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合」の下に「（その官吏が引続き恩給法第十九條第一項に規定する公務員である国家消防若しくは国家地方警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。）を加え、これを従前の身分のまま動続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。」を「これを同法第十九條第一項に規定する公務員として動続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で左の各号に掲げるものをいふ。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
- 二 消防司令補である消防吏員
- 三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
- 四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）附則第七條第四項の規定のうち同法同條第二項第四号に掲げる職員に関する部分及び同條第五項の規定は、前項の規定を適用する場合に適用する。

第七條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十四條中「引続き当該公立学校の事務職員となつた場合」には、これを従前の身分のまま動続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を適用する。」を「引続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合（その地方事務官が引続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に規定する教育職員若しくは準教育職員又はこれらの職員とみなされる者として在職し、更に引続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合を含む。）には、これを同法第二十二條第一項に規定する教育職員として動続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同條後段を削る。

第八條 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二條中「公務員」を「公務員又は准公務員」に改め、「引続き公立の学校の職員となつた場合」の下に「（その公務員又は准公務員が引続き同法第十九條に規定する公務員若しくは准公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引続き公立の学校の職員となつた場合を含む。）を加え、「教育職員」を「教育職員又は

は准教育職員」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいふ。

一 公立の大学の学長、教授、助教、常時勤務に服することとする講師又は助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する准教育職員とみなす。

第九條 恩給法の一部を改正する法律(昭和八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

附則第十條 削除

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條中恩給法臨時特例第三條の改正規定は、昭和二十五年七月分の恩給から適用し、第一條中恩給法第二十三條第五号の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第二條中恩給法臨時特例第七條第一項及び第八條第二項の改正規定は昭和二十五年一月一日から、附則第八項の規定は昭和二十三年一月一日から、附則第九項の規定は昭和二十二年五月三日から、附則第十項の規定は昭和二十三年九月一日から、附則第十一項の規定は昭和二十五年四月一日から、それぞれ適用する。

(恩給年額の改正)

2 昭和二十三年十一月三十日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、旧特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の規定による俸給を受けた者、裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族の恩給であつて同年十一月一日以後給與事由の生じたものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給については、第二号及び第三号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

二 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給で内閣總理大臣若しくは日本國憲法第七條の規定による認許官(裁判官を除く)又はこれらの者の遺族に係るもの(親任官又はその遺族の恩給であつて昭和二十二年五月二日以前に給與事由の生じたものを含む)については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 昭和二十二年五月三日から昭和二十三年六月三十日まで給與事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の應得的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)若しくは裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の規定による俸給を受けた裁判官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

四 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給については、第五号及び第六号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第四号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

五 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で内閣總理大臣等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第五十五号)の規定による俸給を受けた者又はその遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第五号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

する別表第五号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

六 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第六号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

七 昭和二十三年十一月一日から昭和二十四年十二月三十一日まで給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が十七万七千六百円をこえるものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を、その計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第七号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

八 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

九 昭和二十四年十二月三十一日以前に給與事由の生じた増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料に対する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合においては、同年同月分までに係るその年額の計算については、なお従前の例による。

一 項又は第八條第二項の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

7 前項の規定による加給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。但し、恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定による請求をしていない受給者については、この限りでない。

8 (特定郵便局長の旧在職年の通算) 昭和二十二年十二月三十一日現在において恩給法第二十二條第二項に規定する准文官としての特定郵便局長であつた者が引き続き同條第一項に規定する文官としての特定郵便局長となつた場合においては、その文官としての就職に接する当該准文官としての勤続年数(その二分の一に相当する年数)を同法第十九條第一項に規定する公務員としての在職年数に通算する。

9 (公立図書館の職員に対する恩給法の適用) 昭和二十二年五月二日現在において恩給法第十九條第一項に規定する公務員であつた者が引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合(その公務員が引き続き同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合を含む)においては、同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。(都道府県の職員に対する恩給法の適用の特例)

10 昭和二十三年八月三十一日現在
において建設省建築出張所に勤務
する官吏であつた者が引き続き
都道府県たる普通地方公共団体の
職員となつた場合においては、恩
給法の一部を改正する法律（昭和

二十二年法律第七十七号）附則第
十條の規定の適用がある場合を除
き、同條の規定を準用する。
（都道府県立の教養院の職員に對
する恩給法の準用）
11 昭和二十五年三月三十一日現在

において都道府県立の教養院に勤
務する恩給法第十九條第一項に規
定する公務員であつた者が引き続
いて都道府県立の教養院の院長、
教護、医師、教母又は書記となつ
た場合（その公務員が引き続きいて

同法第十九條第一項に規定する公
務員又は公務員とみなされる者と
して在職し、更に引き続きいて都道
府県立の教養院の院長、教護、医
師、教母又は書記となつた場合を
含む。）においては、同法第二十

四條に規定する待遇職員であつて
都道府県から俸給を受ける者とし
て勤続するものとみなし、当分の
間、これに同法の規定を準用す
る。

（別表）
第一号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一四、四〇〇	三八、二〇八
一五、八四〇	四〇、四二八
一七、二八〇	四二、七八〇
一八、七二〇	四五、二六四
二〇、一六〇	四七、八九二
二二、〇八〇	五〇、六七六
二四、〇〇〇	五三、六一六
二五、九二〇	五六、七二四
二七、八四〇	六〇、〇二四
二九、七六〇	六三、五〇四
三一、六八〇	六七、二〇〇
三三、六〇〇	六九、一二〇
三六、〇〇〇	七三、一二八
三八、四〇〇	七七、三七六
四〇、八〇〇	八一、八七六
四三、二〇〇	八六、六二八
四五、六〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	九六、九八四
五〇、四〇〇	一〇二、六二二
五二、八〇〇	一〇八、五六四
五五、二〇〇	一一四、八七六
五七、六〇〇	一二一、五四八
六〇、〇〇〇	一二八、六〇四
六二、四〇〇	一三六、〇六八
六四、八〇〇	一四三、九七六
六七、二〇〇	一五一、三四〇
六九、六〇〇	一五八、七九二
七二、〇〇〇	一六五、四二八

第二号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一四、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百六十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が九六、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の二百十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
八六、四〇〇	二五九、二〇〇
九一、二〇〇	二七三、六〇〇
九六、〇〇〇	二八八、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	三〇四、〇〇〇
一〇四、〇〇〇	三二〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が八六、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第三号表

（イ）判事補又はその遺族の恩給

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
三三、六〇〇	七九、五九六
四〇、八〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	一一一、六七二
五二、八〇〇	一二八、六〇四
五七、六〇〇	一四八、〇九二
六二、四〇〇	一七〇、五四四

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が三三、六〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百三十六倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

(ロ) 簡易裁判所判事又はその遺族の恩給

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
四八、〇〇〇 円	七九、五九六 円
五二、八〇〇	九一、六五六
五七、六〇〇	一一、六七二
六二、四〇〇	一二八、六〇四
六七、二〇〇	一四八、〇九二
七二、〇〇〇	一七〇、五四四
八一、六〇〇	一九六、八〇〇
八六、四〇〇	二一八、四〇〇

(ハ) 裁判官又はその遺族の恩給であつて前二表に規定するもの以外のもの

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
六二、四〇〇 円	一九六、八〇〇 円
六七、二〇〇	二一八、四〇〇
七二、〇〇〇	二二八、〇〇〇
八一、六〇〇	二四〇、〇〇〇
八六、四〇〇	二六四、〇〇〇
九六、〇〇〇	二七六、〇〇〇
一二〇、〇〇〇	二八八、〇〇〇
一四四、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が二二〇、〇〇〇円である場合において退職時における俸給年額が二八、八〇〇円以上であつた者に係る恩給については、この表記載の仮定俸給年額にかかわらず、退職時における俸給年額が二八、八〇〇円であつた者に係るものについては三五四、六〇〇円を、退職時における俸給年額が二九、八八〇円であつた者に係るものについては三六四、八〇〇円を、退職時における俸給年額が三〇、〇〇〇円であつた者に係るものについては三八四、〇〇〇円を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六二、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第四号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
二二、四〇〇 円	三八、二〇〇 円
二四、二四〇	三九、三〇〇
二四、九六〇	四〇、四二八
二五、八〇〇	四一、五九二
二六、五二〇	四二、七八〇
二七、三六〇	四四、〇〇四
二八、〇八〇	四四、五六〇
二八、九二〇	四六、五六〇
二九、六四〇	四七、八九二
三〇、四八〇	四九、二六〇
三一、二〇〇	五〇、六七六
三一、〇四〇	五二、一二八
三二、七六〇	五三、六一六
三三、六〇〇	五五、一五二
三四、三二〇	五六、七二四
三五、八八〇	五八、三五六
三六、四四〇	六〇、〇二四
三九、〇〇〇	六一、七四〇
四〇、五六〇	六三、五〇四
四二、一二〇	六五、三二八
四三、六八〇	六七、二〇〇
四五、二四〇	六九、一二〇
四六、八〇〇	七一、一〇〇
四八、三六〇	七三、一二八
四九、九二〇	七五、二二八
五一、四八〇	七七、三七六
五三、〇四〇	七九、五九六
五四、六〇〇	八一、八七六
五六、一六〇	八四、二一六
五七、七二〇	八六、六二八
五九、二八〇	八九、一一二
六〇、八四〇	九一、六五六
六二、四〇〇	九四、二八四
六三、九六〇	九六、九八四
六五、五二〇	九九、七五六

第五号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一八〇,〇〇〇円	二八八,〇〇〇円
二二六,〇〇〇	三四五,六〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對應する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が二二、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十三倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一五六,〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の百二十九倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

六七,〇八〇	一〇二,六一二
六八,六四〇	一〇五,五五二
七一,七六〇	一〇八,五六四
七四,八八〇	一一一,六七二
七八,〇〇〇	一一四,八七六
八一,一二〇	一一八,一六四
八四,二四〇	一二一,五四八
八七,三六〇	一二五,〇二八
九〇,四八〇	一二八,六〇四
九三,六〇〇	一三二,二八八
九六,七二〇	一三六,〇六八
九九,八四〇	一三九,九六八
一〇二,九六〇	一四三,九七六
一〇六,〇八〇	一四八,〇九二
一〇九,二〇〇	一五二,三三〇
一一二,三二〇	一五六,六九六
一一五,四四〇	一六一,一八四
一一八,五六〇	一六五,七九二
一二一,六八〇	一七〇,五四四
一二四,八〇〇	一七五,四二八
一二八,〇四〇	一八〇,四四四
一三一,二八〇	一八五,六〇四
一四三,五二〇	一九〇,九二〇
一四九,七六〇	一九六,三三八
一五六,〇〇〇	二〇二,〇〇八

第六号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
四六,八〇〇円	六九,一二〇円
五四,六〇〇	七九,五九六
六二,四〇〇	九一,六五六
七〇,二〇〇	一〇二,六二二
七八,〇〇〇	一一一,六七二
九三,六〇〇	一二八,六〇四
一〇九,二〇〇	一四八,〇九二
一二四,八〇〇	一七〇,五四四
一四〇,四〇〇	一九六,三三八
一五六,〇〇〇	二一八,四〇〇
一七二,二〇〇	二四〇,〇〇〇
二〇二,八〇〇	二六四,〇〇〇
二二八,四〇〇	二八八,〇〇〇
二六五,二〇〇	三二六,四〇〇
二八〇,八〇〇	三四五,六〇〇
二九六,四〇〇	三六四,八〇〇
三二二,〇〇〇	三八四,〇〇〇
三九〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對應する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が四六,八〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四十七倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一五六,〇〇〇円をこえる場合においては、その年額の百分の百二十九倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

第七号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額		仮定俸給年額
六六、〇〇〇円	六九、一二〇円	一五八、四〇〇
七二、〇〇〇	七九、五九六	一七〇、五四四
八〇、四〇〇	九一、六五六	一八〇、四四四
九一、二〇〇	一〇二、六二二	
一〇三、二〇〇	一一一、六七二	
一二〇、〇〇〇	一二八、六〇四	
一三九、二〇〇	一四八、〇九二	

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對應する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四に相當する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

〔河井瀧八君登壇、拍手〕

○河井瀧八君 只今議題となりました社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案及び恩給法等の一部を改正する法律案、この両案につきまして、順次内閣委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この審議会は、米国の社会保障制度調査団から、社会保障に関する企画、政策決定、法律の制定等の点につきまして、国会並びに政府に対して勧告をなすために、内閣と同列の諮問機関を設けるという勧告が日本政府にせられました結果、一昨年度法律を以てこの審議会が設立せられたのであります。それで、この審議会は総理府の附屬機関となつておるのであります。その組織は、国会議員の中から十名、学識経験者から十名、社会保障制度に關係のある民間団体から十名、關係の各省庁の官吏から十名、合計四十名の委員を人選してあります。一昨年度の五月から発足いたしましたものであります。この審議会は、その発足後の経験によりま

して、当面するところの社会情勢が必要とする權威ある総合的な社会保障制度の体系を確立するためには、どうしてもこの審議会に事務局を附設することの必要を痛感いたしましたのであります。そこで政府に對しまして事務局の設置を要請して参つたのであります。これに對しまして政府は、今後社会保障制度の一層の充實強化を図ることを必要としたしますので、やはりこの事務局を設置するということを決意いたしました。そしてここに法律案を提出したのであります。この改正案を見ますと、只今申しました事務局を設置する事柄の外に、もう一つこれは簡單なことでありまして、今日の会長、副会長及び常務委員というものが組織上置かれておられますのを、常務委員を削るということがあるのであります。この二つの点が改正の要点であります。

何ら異議のない点であります。問題は事務局を審議会に設置することがいかに悪い点かというこの当否であります。これは国家行政組織法第八條に規定してあります。が、事務局を附設するが、事務局を附設されておるものが今日あるかと申しますと、大體科学技術行政協議会の例があるのであります。事務局を置くということ、これは法律上好ましくないという考えが強かつたのであります。尙この事務局はどういうふうにして組織せられるかというところを尋ねて見ますと、局長以下五名であるということでありまして、かような少数の職員では十分の機能を發揮することはできません。そこで政府は關係の各省庁の職員から兼職の形で以て応援を求めようということになつておられます。さうなことでありますから、この点について委員会は、これを置くことの当否につきまして慎重な審議を遂げたのであります。で、結論から申しますと、かような審議会に事務局を置くということ、国家行政組織法の精神から申しますれば好まし

きものではないけれども、併しこの審議会は他のものと性質を異にして、將來相當大切な役目を行ふべきものであるという点を考えまして、尙又、本多行政管理局長官みずからこの事務局を是非置たい欲しい、というの、国家行政組織法の根本の観念について更に検討を加へまして、委員会、審議会等について、これまでの必要或いは實際の状況について十分に検討をいたしました。そして適當なる結論を得て、近い將來においてこれを国会に出すであらうというやうな言明があつたのであります。委員会におきましては大體政府の言明を了承いたしました。去る二十一日にこの法律案について全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に恩給法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。今日、国家公務員等の給與基準の増額が盛んに要求せられております。際、曾て官吏として長く國家の要務に服して功勞を立てて官職を退いた多數の人々に對してその老後の生活を託するために國家の與えるところの恩給額が改訂されないため終戦後のインフレーションの急激な進展によつて、これらの人々がその生活を脅かされて最も悲惨なる状況にある、かういふ事實は國家として到底これを默過することのできない問題であります。殊にそれらの人の多くは心身共に老衰に陥つて、生業を営むの力なく、或いは病に罹り、或いは戦災に禍ひされ、ただ伏して死を待つのみという悲惨なる境遇に置かれておる人が沢山あるのであります。かようなことはただその人に対する社会的の重大な事件であるばかりではなく、國家行政の健全なる運営の上にも捨て置き難き關心事であるのであります。最近恩給法の改正の跡を見ますと、昭和二十三年六月三十日以前に退職した者に對しまして、初めて恩給額の増額の手段が法律的にとられたのであります。そのときの給與額は三千七百円ベースと合せたものであります。ところがその後、更に二十三年の末には六千三百円ベースに給與が引上げられ、又ここに不均衡ができたのであります。従ひまして今日では恩給の計算の基準となるものは三つある。即ち三千七百円ベースより少いベースの者、それから三千七百円ベースによる

者、六千三百円ベースによる者、そういう俸給額の基準に基きまして、そうして仮定俸給を作りまして、それによつて恩給が給與せられるといふことに相成つておるのであります。恩給額増給の運動はすでにこの議會において、沢山の請願となつて提出せられ、前議會においても、六、七万人の悲痛なる要求となつて、国会に提出せられた事實を見ておるのであります。従いましてこれが解決はどうしても速かに法律によつて実現をしなければならぬということになつておるのであります。

そこで今回提出せられました恩給法等の一部を改正する法律案というものが政府より提出せられて、この解決の目的に当ることになっておるのであります。法案の要点につきましては

極めて多岐に亘つておりますから詳しくは申述べませんけれども、先ず第一には、現行の給與法令が適用せられる前の俸給を基準として計算されるところの恩給年額の改正、これは三つありまして、只今申しましたように二十三年の六月三十日までで退職したる人々に對するもの、又同年七月一日から現行給與法令の施行までに退職した者に對するもの、それから現行給與法令による俸給を受けて退職した者、この三つのもののアンバランスを直して、そうしてすべて六千三百円ベースを基準として改定しようとするのであります。それから増加恩給、傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の増額、これは一人年額二千四百円を四千八百円とするのであります。只今のアンバランスを直すという点と、この増加恩給等の計算を改定するというのは、昭和二十五年の一月分からこれを

実施するといふ決め方であります。次に、いわゆる高額所得者の普通恩給の一部停止の改定、これは恩給年額一萬五千円以上であつて、恩給外の所得、いわゆる高額所得十五万円を超える者の恩給を一部停止する現在の規定をば、三万円以上であつて恩給外所得二十万円を超える者とするといふことあります。その他官吏制度の改正に伴ひまして新たに恩給法上の公務員となつた者に対する恩給の支給、例えば海上保安官、特定郵便局長のごときのものであります。又地方公務員に対する恩給法適用の規定の整備、或いは図書館、建設省建築出張所及び教養院の職員、都道府県移管に伴う恩給法上の善後措置、特殊公務及び在職年数の加算の規定の改正といふような点等に亘つておるものであります。

委員會において明らかにせられました事柄は、先づ恩給を受ける者の人数でありますが、それは只今申上げましたように、二十三年の六月三十日前に該当する者、これは十八万四千三百五十八名、それから三千七百円ベースに当る者一千四百五十四名、それから六千三百円ベースに当る者が三千三百六十五名ということ、即ち總計いたしました十八万九千七百七十七人となつております。そしてここで特にこの改正の恩典に浴する人々の数は十八万五千八百十二人であるのであります。そして恩給の總額は、昭和二十四年の末におきまして二十二億二千余万円でありましたものが、この恩給改正によりまして、本年末における總額は約四十四億五千四百万円、即ち大体倍額になるののであります。

そこでいろいろ内容につきまして、委員會は詳しく検討いたしましたので

こと、給與の額は今年の一月からもうあります。最も適切な改正と認められております。ただこの改正の実施がいつから行われるのであるかという

給與を増加するということは決してお
りませんが、これが恩給を受ける人にい
つ渡るのであるかということ、これは
又最も大切なことである。これに関し
ましては、当局はできるだけ速かに実

行するといふ決意を表明いたされたのでありますけれども、技術的にもいろいろの困難がありまして、先ず今年の七月一日から一部の人に給與せられるであらう、而して全員に行くのには十月の時期にまで及ぶであらうといふ

ことを申したのであります。これはまだまだ急いで貰いたいという希望はあつたまするけれども、実際の事務の取扱上、これらは止むを得ないことであるうと考へた次第であります。

そこで本案の討論に入りまして、三好委員から、本案には賛成である、が改正の支給が速に行われることを希望する、尙、條文の整理を若干要する点があると思うから、この点についても検討をするようにという希望をせられておりました。それから尙他の二委員から、やはり給與は速速にしろ、とつたので、今日學務局長小田原君は

そのために、大正思案局が、大正臣議院に
りまして、そうして東京にその事務所を
の一部を置いてあるということは、今
程敏速な給與のために支障を来たので
あろうということを申述べられました。
た。更に高額所得者に対する恩給停

額の改定は物価騰貴の今日の現状に照しまして、まだ甚だしく安当を欠いているから、この点も他日の改正を待つのであるということを書べられたのであります。かような次第であります。

て、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

このことを以て報告を終わります。

○謹長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（佐藤國武君） 総員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により午後一時まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩
午後一時二十四分開議
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引續
き、これより会議を開きます。

この際、日程第六を後に廻し、日程第七、資産再評価法案（内閣提出、衆議院送付）、日程第八、地方自治法案（百五十六條第四項の規定に基き、税關監視署及び税關支署監視署の設置に關し承認を求める件（衆議院送付）、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（佐藤陶武君） 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事伊藤保平君。
審査報告書

右多数をもつて別冊の通り修正議した。よつて多数意見者の署名ををし、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

大藏委員長 木内 四郎
參議院議長 佐藤 尚武殿
多敎意見者署名

高瀬莊太郎	伊藤 保平
小宮山常吉	平沼彌太郎
九鬼紋十郎	西川甚五郎
玉屋 喜章	黒田 英雄

第四十五條第三項中「四月三十日」を「五月十五日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

インフレーションによる貨幣額の変動を調整するため、法人び個人を連じ、資産の再評価をし、新に再評価税を設けんとするものであつて概ね適切な措置と認めるが、施行期日の遅延に伴ひ四十五條第三項の申告書延滞罰

提出期日四月三十日を五月十五に修正した。

この法律の実施により減価償

益がある。

この法律の施行に伴う昭和二
五年度における再評価税収入は

五十九億三千八百萬円である。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により
する。

昭和二十五年三月十四日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 左榮司氏發

左邊附圖是作底位正屬

資産再評価法案

資産再評価法

目次

第一章 総則(第一條—第五條)	第二章 再評価資産の範囲及び再評価の時期(第六條—第十六條)	第三章 再評価の基準(第十七條—第三十五條)	第四章 再評価税(第三十六條—第四十四條)	第五章 再評価の申告(第四十五條—第五十條)	第六章 再評価税の納付(第五十一條—第六十四條)	第七章 更正及び決定(第六十五條—第七十一條)	第八章 審査及び訴訟(第七十二條—第七十六條)	第九章 再評価税の利子税額及び免除等(第七十七條—第九十一條)	第十章 資産再評価審査会及び資産再評価調査会(第九十二條—第九十六條)	第十一章 再評価に関する経理(第九十七條—第一百零四條)	第十二章 再評価を行つた者の所得の計算(第一百零五條—第一百二十一條)	第十三章 雑則(第一百二十二條—第一百二十三條)	第十四章 罰則(第一百二十四條—第一百三十條)	附則	第一章 総則	第一條 この法律は、資産の再評価を行ふことにより、法人及び個人
-----------------	--------------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	-------------------------	----	--------	---------------------------------

を通じて、適正な減価償却を可能にして企業経理の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上の特例を設けてその負担を適正にし、もつて経済の正常な運営に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「評価額」とは、事業の用に供する資産については、財産目録又は貸借対照表(財産目録又は貸借対照表を備えていない場合においては、これらに準ずる帳簿書類、以下同じ。)に附せられる価額(減価償却資産に直接接しないので、その償却額に相当する金額を貸借対照表の負債の部に引当金、準備金等として計上している場合においては、当該価額から当該償却額に相当する金額を控除した価額)を、事業の用に供しない資産については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する山林所得又は譲渡所得の計算の基礎となる価額をいい、「帳簿価額」とは、法人の有する資産についての評価額をいう。

3 この法律において「再評価」とは、再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額される場合における増額後の評価額をいう。

4 この法律において「再評価日」とは、その日現在において再評価を行つた日又は再評価が行われたものとみなされた日をいう。

5 この法律において「事業」とは、商業、工業、金融業、農業、水産業、不動産貸付業、医業その他対価を得て行ふ継続的行為で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「減価償却資産」とは、有形減価償却資産及び無形減価償却資産をいう。

7 この法律において「有形減価償却資産」とは、建物、機械器具その他の固定資産(無形減価償却資産を除く。)でその償却額が法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいう。

8 この法律において「無形減価償却資産」とは、事業の用に供する鉱業権(砂鉱権、土石を採掘又は採取する権利、旧重要鉱物増産法(昭和十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権及び石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第百五十四号)第十七條の規定による使用権を含む。以下同じ。)、漁業権(入漁権を含む。以下同じ。)、及び水利権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権(これらに関する権利を含む。以下同じ。)、営業権(対価を支拂つて他から取得したもの又は相続税若しくは財産税の課税の対象となつたものに限

る。以下同じ。)、並びに試験研究費(試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ。))をいう。

9 この法律において「取得価額」とは、法人又は個人がその資産を取得(製作及び改良を含む。立木、家畜その他これらに準ずるものについては植林、飼育、管理その他これらに準ずる行為、又、株式又は出資については株金若しくは出資の拂込又は現物出資の目的たる財産の給付を含む。これらの行為のために要した金額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入された場合を除く。以下同じ。))するのために要した金額(当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に対応する金額を控除した金額)をいう。

10 この法律において「財産税調査時期」とは、財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第一條に規定する調査時期(昭和二十一年三月三日午前零時)をいう。

11 この法律において「財産税評価額」とは、個人の有する資産については財産税法第三章の規定により評価されたその価額を、法人の有する資産については財産税調査時期における当該資産の現況により同法第三章に規定する評価の方法により計算したその価額(財産税調査時期後再評価日前に当該資産の一部が滅失した場合に

おいては、当該価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額)をいう。

12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、法人税法第七條に規定する事業年度をいう。

(基準日)

第三條 この法律において「基準日」とは、昭和二十五年一月一日をいう。但し、左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる日(左の各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる日のうちいずれか遅い日)をいう。

一 昭和二十五年一月一日後企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の規定により旧勘定及び新勘定を併合する特別経理会社(会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)に規定する特別経理会社をいう。以下同じ。))の有する資産については、その併合の日の翌日

二 旧勘定のみを設けている特別経理会社で昭和二十五年一月一日後その旧勘定を廃止するものの有する資産については、その廃止の日の翌日

三 昭和二十五年一月一日後決定整備計画(企業再建整備法に規定する決定整備計画をいう。以下同じ。))又は企業再編成計画書(過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)に規定する企業再編成計画書をいう。以下同じ。))の定めるところにより資産の出資又は譲渡を受ける第二会

においては、当該価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額)をいう。

社（企業再建整備法に規定する第二会社をいい、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第二百八号）第二條の規定による第二会社を含む。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

四 昭和二十五年一月一日後旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する決定整理計画書の定めるところにより在外会社（同令に規定する在外会社をいう。以下同じ。）から資産の出資又は譲渡を受ける新会社（同令に規定する新会社をいう。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

五 昭和二十五年一月一日後農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定に基き同法に規定する農業団体から資産の譲渡を受ける農業協同組合又は農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

六 昭和二十五年一月一日後水産業協同組合法の制定に伴う水産業協同組合の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の規定に基き同法に規定

する水産業協同組合から資産の譲渡を受ける水産業協同組合の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

七 昭和二十五年一月一日後中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第八十二号）の規定に基き同法に規定する旧組合から資産の譲渡を受ける中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

八 産業設備官団法（昭和十六年法律第九十二号）の規定に基き昭和二十五年一月一日において産業設備官団から借り受けている資産で同日後産業設備官団から譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日

九 昭和二十五年一月一日において工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工省令第一号）第一條又は造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一條の規定により指定されている施設（当該施設に附随する施設でその指定されている施設の賠償による撤去に伴い滅失、き損又は損壊することを予想されるものを含む。以下「賠償指定施設」という。）については、その指定の解除の日

十 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める日

（所有者とみなす場合）

第四條 信託財産については、その受益者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。）の信託財産については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、基準日において受益者が特定していないとき、又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

3 前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれ受けるべき利益の価額の割合に応じて信託財産を有するものとみなす。

4 持株会社整理委員会が有する財産で持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の規定により同令に規定する持株会社又は指定者から譲り受けたものについては、当該持株会社又は指定者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。

（適用除外）

第五條 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。

一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二 法令による公団

三 日本専売公社

四 日本国有鉄道

五 国民金融公庫

六 復興金融公庫

七 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会

八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会並びに土地区劃整理組合

第二章 再評価資産の範囲及び再評価の時期

第六條 基準日においてこの法律の施行地に資産を有する法人は、当該資産について再評価を行うことができる。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

（法人の資産の再評価）

一 現金及びこれに準ずるもの（日本銀行の有する金及び銀を含む。）

二 預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（借地権たる賃借権を除く。）

三 国債、地方債、社債その他の有価証券（株式及び出資を除く。）

四 商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品その他のたな卸資産

五 株式及び出資（以下「株式」という。）で証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する証券業者の有するもの

法人が、基準日において有していた株式について、基準日から再評価日までの間において当該株式を發行している法人（以下「發行法人」という。）の資本（出資金を含む。以下同じ。）の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発

行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基き割當に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに發行法人又は第二会社、新会社その他發行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、その取得した法人が基準日において有していたものとみなす。

3 前二項の規定は、信託会社又は信託業務を兼営する銀行の有する合同運用信託の信託財産については適用しない。

（帳簿価額のない資産の再評価）

第七條 法人の有する資産で基準日において帳簿価額のないものについては、前條第一項の規定にかかわらず、再評価を行うことができない。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一 当該資産の取得後基準日まで減価償却又は帳簿価額の減額に因り帳簿価額がなくなつた資産で、その償却額及び帳簿価額の減少額の合計金額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額があるもの

二 当該資産の取得後基準日まで資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、その取得価額に相当する金額が基準日を含む事業年度以前の事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたもの

三 当該資産の取得後基準日まで

に資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、再評価日の直前においてその取得価額に相当する金額がその帳簿価額として財産目録又は貸借対照表に記載されたもの

四 賠償指定施設

五 前号に掲げる資産に準する資産で政令で定めるもの

(個人の減価償却資産の再評価)

第八條 基準日においてこの法律の施行地に減価償却資産を有する個人は、当該資産について再評価を行うことができる。

基準日において個人がこの法律の施行地に有する減価償却資産のうち家屋について基準日以後に譲渡(出資を含む。第二十九條を除き以下同じ。)、贈與、相続又は遺贈があつた場合においては、当該家屋については、前項の規定により再評価を行つたかどうかを問はず、基準日現在において、第二十六條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、前項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條第一項及び第三項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。

(個人の減価償却資産以外の資産の再評価)

第九條 基準日において個人がこの法律の施行地に有する土地、立木、事業の用に供していない家屋、株式その他の資産(減価償却資産を除く。)について基準日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつ

た場合においては、当該資産については、基準日現在において、第二十六條第二項、第二十一條第二項、第二十三條又は第二十五條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、第六條第一項各号に掲げる資産及び所得税法第六條第五号に規定する資産については、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していた株式について、基準日後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他の発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなされる株式を含む。)について、基準日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合(株式のみを取得した場合を除く。)において、当該金銭の額及び財産の価額(当該財産が株式であるとき

は、その拂込金額)の合計額(数面にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額)がその基準日において有していた株式についての第四十三條第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえるときは、第一項の規定の適用については、その基準日において有していた株式について譲渡があつたものとみなす。

した場合において、当該家屋についてその事業の用に供した日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつたときについて準用する。

において、相続開始の時ににおいて被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際に存するもの(公租公課を含む。)の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であると、又は一年間に同一一人に対して贈與した財産の価額が三万円以下であるときは適用しない。

(事業用資産の再評価の時期)

4 前項本文の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

二 鉱業権については、鉱区(砂鉱区を含む。)の所在

第十三條 第六條第一項の規定による再評価は、基準日又は基準日後昭和二十五年八月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいづれか一日現在において行わなければならない。但し、第三條各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものについての再評価は、その基準日現在において行わなければならない。

2 第八條第一項の規定による再評価は、基準日現在において行わなければならない。

第十條 第八條第一項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない資産を同日後にその事業の用に供したため、当該資産が減価償却資産に該当することとなつた場合について準用する。

六 前各号に掲げる資産以外の営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

3 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定による減価償却資産についての再評価は、当該資産をその事業の用に供した日現在において行わなければならない。

3 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定による再評価は、基準日現在において行わなければならない。

2 前項の場合においては、前條第一項の規定は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

七 前各号に掲げる資産以外の資産については、権利者の住所又は居所の所在

第十四條 法人がこの法律施行の日から昭和二十五年八月三十一日までの間において合併した場合において、被合併法人(合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。)が第六條第一項の規定による再評価を行つていないときは、合併法

第十四條 法人がこの法律施行の日から昭和二十五年八月三十一日までの間において合併した場合において、被合併法人(合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。)が第六條第一項の規定による再評価を行つていないときは、合併法

人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）は、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。第三條各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものを有していた法人がその基準日から六月以内に合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取得した当該資産についても同様とする。

2 第六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（法人の再評価株式についての増資等の場合における再評価の特例）

第十五條 法人が、第六條第一項又は前條第一項の規定により再評価を行った株式（当該法人が合併法

人である場合においては、被合併法人がこれらの規定により再評価を行った株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その取得した法人がその新たに取得した株式について第二十四條に規定する再評価額により再評価を行ったものとみなす。

（死亡の場合の再評価の承継）

第十六條 個人が昭和二十五年八月三十一日前に死亡した場合において、当該個人が第八條第一項の規定による再評価を行っていないときは、当該個人の相続人（包括受

遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日において有していた減価償却資産（家屋を除く。）について、基準日現在において再評価を行うことができる。

2 第三條各号の規定により当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後である減価償却資産（家屋を除く。）を有していた個人がその基準日から基準日の属する年の翌年一月三十一日までに死亡した場合において、当該個人が当該資産について第八條第一項の規定による再評価を行っていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その基準日現在において再評価を行うことができる。

3 第十條第一項の場合において、当該個人が同項に規定する資産（家屋を除く。）をその事業の用に供した年の翌年一月三十一日まで

に死亡し、且つ、当該資産について同項の規定による再評価を行っていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その事業の用に供した日現在において再評価を行うことができる。

4 前三項の場合において、相続人が二人以上あるときは、前三項の規定による再評価は、共同して行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により相続人が行った再評価は、被相続人（包括の名義で遺贈した者を含む。以下同じ。）が行つたものとみなす。

6 前五項の相続人には、相続人の相続人を含むものとする。

第三章 再評価の基準

（有形減価償却資産の再評価額）

第十七條 有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。以下この條において同じ。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じた別表第一の倍率を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有するその他の事業用資産の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じた別表第四の倍率を乗じて算出した金額とする。

（土地及び土地の上に存する権利の再評価額）

第二十一條 法人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、その取得価額にその取得の時期に応じた別表第五の倍率を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じた別表第五の倍率を乗じて算出した金額とする。

（以下この條において同じ。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数（法人税法の規定により当該資産について定められた耐用年数をいう。以下同じ。）に応じて定められた別表第一の倍率を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 法人の有する有形減価償却資産で当該法人がその製作又は改良の完成のために一年以上の期間を要したものについては、当該法人が当該資産を製作又は改良するために支出した時期ごとに左の算式により計算した金額の合計額をその取得価額とみなし、その製作又は改良の完成の時期をその取得の時期とみなして、前項の規定を適用する。但し、第三十條の規定の適用を妨げない。

(法人の再評価日において有する株式の再評価額)

第三十二條 法人の有する株式の再評価額は、左の各号に定める金額をこえることができない。但し、当該金額が再評価日における当該株式の価格（証券取引所に規定する証券取引所の相場がある株式については、再評価日前一月の平均価格）をこえる場合においては、当該価格をこえることができる。

一 財産税調査時期前に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。以下「旧株」という。）については、その財産税評価額を七・四倍した金額

二 財産税調査時期後に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。以下「新株」という。）については、その取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額

三 財産税調査時期後基準日前に未拂込株式の拂込をした株式については、左の算式により計算した金額

イ 当該株式が財産税調査時期前に取得したものであるときは、

第一号の金額 $+$ (旧株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率)

ロ 当該株式が財産税調査時期後に取得したものであるときは、

第一号の金額 $+$ (旧株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率) $+$ 新株の拂込金額

四 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の増加に因り、その有する株式（以下「旧株」という。）について割り当てられた株式を引き受けた場合における旧株及びその引き受けた株式（以下「新株」という。）については、左の算式により計算した金額（この場合においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。）

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の拂込金額 $+$ (新株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率)

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

第一号の金額 $+$ (新株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率) $+$ 旧株の拂込金額 $\times$ (新株の拂込金額 $\div$ 旧株の拂込金額)

五 財産税調査時期後基準日前に発行法人の合併に因り、その有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額

ロ 被合併法人の株式の第一号の金額

ハ 被合併法人の株式の第一号の金額

ニ 被合併法人の株式の第一号の金額

ヘ 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 $+$ (被合併法人の株式の第一号の金額 $\times$ 別表第四の倍率)

被合併法人の株式の第一号の金額 $+$ (被合併法人の株式の第一号の金額 $\times$ 別表第四の倍率)

六 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第一号の株式に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その有する発行

法人の株式について金銭又は新たに発行法人若しくは第二会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

七 財産税調査時期後基準日前に第三号から前号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次第三号から前号までの規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際には、前回の計算により得た金額を第一号又は第二号の金額として計算するものとする。）

八 基準日以後再評価日前において第四号から第六号までに規定する事由に該当した株式については、第二十三條各号に従い計算した金額

第十五條の規定により法人が同條に規定する新たに取得した株式について再評価を行つたものとみなされた場合においては、当該株式の取得の要因となつた株式についての第六條第一項又は第十四條第一項及び前項の規定による再評価額は、その新たに取得した株式を取得した時において第二十四條の規定による再評価額に改められるものとする。

(個人の株式の再評価額)

第二十三條 個人の有する株式の再評価額は、前條第一項各号（第八号を除く。以下この條において同じ。）に従い計算した金額とする。但し、当該株式が基準日以後左の各号に規定する事由に該当する場合においては、当該各号に定める金額とする。

一 基準日以後発行法人の資本の増加のあつた場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の拂込金額 $+$ (新株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率)

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

第一号の金額 $+$ (新株の拂込金額 $\times$ 別表第四の倍率) $+$ 旧株の拂込金額 $\times$ (新株の拂込金額 $\div$ 旧株の拂込金額)

二 基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間に発行法人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第一号の金額

ロ 被合併法人の株式の第一号の金額

ハ 被合併法人の株式の第一号の金額

ニ 被合併法人の株式の第一号の金額

ヘ 被合併法人の株式の第一号の金額

被合併法人の株式の第一号の金額 $+$ (被合併法人の株式の第一号の金額 $\times$ 別表第四の倍率)

被合併法人の株式の第一号の金額 $+$ (被合併法人の株式の第一号の金額 $\times$ 別表第四の倍率)

三 昭和二十五年四月一日以後発行法人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受け、当該株式について所得税法第五條第一項第三号の規定により利

益の配当又は剰余金の分配とみなされる拂込金額(以下「株式配当金額」という。)がないときは、

被合併法人の株式の取得第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

株式と金銭との交付を受けた、当該合併法人の株式の拂込金額と金銭の額との合計額が当該合併法人の株式の株式1株当たり交付株式数に達しない場合において、

1 交付を受けた金銭の金額が所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配又は同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされるときは、

被合併法人の株式の取得第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

2 交付を受けた金銭の額のうち、所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定す

四 基準日以後発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

五 基準日以後前各号に規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次前各号の規定を適用して計算した金額(この場合においては、第二回以後の計算の際には、前回の計算により得た金額を前條第一項各号の金額として計算するものとす

る。)

(法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額)

第二十四條 第十五條の規定により法人が再評価を行つたものとみなされた株式及び当該法人の当該株式の取得の基因となつた株式についての再評価額は、前條各号に準じて計算した金額とする。この場合において、前條各号中「前條第一項各号の金額」とあるのは、「当該事由の生じた時における譲渡価額」と、前條第一号、第四号及び第五号中「基準日以後」とあるのは「再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度(当該事業年度開始の前日に第九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人にについては、その組み入れた日を含む事業年度。以下この條において同じ。)」終了の日までの間にいて」と、前條第二号中「基準日から」とあるのは「再評価日から」と、同條第三号中「昭和二十五年

と、同條第三号中「昭和二十五年

四月一日以後」とあるのは「昭和二十五年四月一日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において」と読み替へるものとする。

2 法人(法人税法第九條第六項に掲げる法人を除く。)の事業年度が六月をこえる場合においては、前項の規定の適用については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。

(個人のその他の非事業用資産の再評価額)

第二十五條 個人の有する家屋で事業の用に供しないものの再評価額は、当該家屋の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に應じて定められた別表第一の倍率を乗じて算出した金額とする。この場合において、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、

る譲渡所得とみなされる金額以外の金額(以下「資本拂戻金額」という。)があるときは、

被合併法人の株式の取得第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

金銭の交付を受けたかどうかを問はず、交付を受けた株式の拂込金額のうち株式配当金額があるときは、

被合併法人の株式の取得第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

株式と金銭との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金銭の額との合計額が当該合併法人の株式の株式1株当たり交付株式数に達しない場合において、

被合併法人の株式の取得第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

財産税調査時期をその取得の時期とみなす。

2 個人の有する資産で事業の用に供しないもの(土地、土地の上に存する権利、家屋及び株式を除く。)の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについて、その取得価額にその取得の時期に應じて定められた別表第四の倍率を乗じて算出した金額とする。

(個人の事業用家屋について譲渡等があつた場合の再評価額)

第二十六條 個人の有する家屋でその事業の用に供しているものについて譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合における第八條第二項(第十條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、前條第一項の規定に従い計算した金額とする。

(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価額)

第二十七條 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産の再評価額は、第十七條から第十九條までの規定にかかわらず、当該資産についてこれらの規定により算出される再評価額の限度額から、基準日から当該資産をその事業の用に供した日までの期間に應じて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額をこえることができない。

(事業用と非事業用とに併用されている資産についての再評価)

第二十八條 個人の有する資産が基準日においてその者の事業の用と事業以外の用とに併用されている場合においては、当該資産のうち事業の用に供されている割合に相当する部分は、事業の用に供する

資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

(取得の時期及び取得価額の特例)
第二十九條 左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とすることを妨げない。

一 決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資又は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

二 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定により同法に規定する譲渡金融機関が同法に規定する譲渡金融機関から譲渡を受けた資産については、当該譲渡金融機関の当該資産の取得の時期及び取得価額

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する決定

整理計画書の定めるところにより新会社が在外会社から出資又は譲渡を受けた資産については、当該在外会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

四 農業協同組合法の制定に伴う農業協同組合の整理等に関する法律の規定に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が同法に規定する農業協同組合から譲渡を受けた資産については、当該農業協同組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

五 水産業協同組合法の制定に伴う水産業協同組合の整理等に関する法律の規定に基き水産業協同組合が同法に規定する水産業協同組合から譲渡を受けた資産については、当該水産業協同組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

六 中小企業等協同組合法施行法の規定に基き中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が同法に規定する旧組合から譲渡を受けた資産については、当該旧組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

七 産業設備官団法の規定に基き産業設備官団から資産を借り受けていた者が産業設備官団から譲渡を受けた当該資産については、産業設備官団の当該資産の取得の時期及び取得価額

八 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第六十条第一項の規定により国、地方公共団体若しくは特定機関(同

法第一條に規定する特定機関をいう。以下この号において同じ。)から譲渡を受けた資産については、その譲渡を受けた者が国、地方公共団体若しくは特定機関に対し譲渡し、又は国、地方公共団体若しくは特定機関に収用される前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額

九 企業整備その他の事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において法人が著しく低い価額の対価で出資者から出資又は譲渡を受けた資産については、その出資者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十 企業整備その他の事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において資産の出資又は譲渡を受けた法人又は個人から、同月後著しく低い価額の対価で法人又は個人が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資若しくは譲渡した者又は当該資産の出資若しくは譲渡を受けた者のうちで、当該資産を最初に取得した者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十一 合併法人が合併に因り取得した資産については、被合併法人(当該被合併法人が合併に因り設立した法人又は合併後存続した法人である場合においては、当該合併に因り消滅した法

人)の当該資産の取得の時期及び取得価額

十二 前各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる取得の時期のうち最も古い取得の時期及びその時期における取得価額(その取得の時期及び取得価額が不明の場合においては、知ることができる最も古い取得の時期及びその時期における取得価額)

十三 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した減価償却資産(家屋を除く。)でその贈與者、被相続人又は遺贈者(これらの者が当該資産を贈與、相続又は遺贈に因り取得した場合においては、その贈與者、被相続人又は遺贈者。以下この條において同じ。)の当該資産の取得の時期が財産税調査時期前であるものについては、財産税調査時期及びその財産税評価額

十四 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産(前号の規定に該当するものを除く。)については、贈與者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十五 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める時期及び価額

第三十條 第十七條から第二十條まで又は第二十五條に規定する資産で一年以上の期間にわたつて取得したものについては、当該期間の末日の属する時期をその取得の時

期とみなし、当該資産を取得するために要した金額の合計額をその取得価額とみなすことができる。

第三十一條 法人が再評価日前に帳簿価額の減額をした資産(減価償却資産及び株式を除く。)でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、当該資産の取得価額から当該減少額を控除した金額をその取得の時期におけるその取得価額とみなす。

2 法人が再評価日前に帳簿価額の減額(固定資産の減価償却を除く。以下同じ。)をした減価償却資産又は株式でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、その減額をした時(二回以上減額をした場合においては、最後に減額をした時)の属する時期をその取得の時期とみなし、その減額をした直後の帳簿価額をその取得価額とみなす。

3 前二項の規定は、その帳簿価額の減少額に相当する金額が企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上された場合又は金融機関再建整備法に規定する確定損として計上された場合における帳簿価額の減額については適用しない。

(取得の時期又は取得価額の不明な資産)
第三十二條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産(家屋を除く。)で取得の時期又は取得価

第三十三條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産(家屋を除く。)で取得の時期又は取得価

第三十三條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産(家屋を除く。)で取得の時期又は取得価

第三十三條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産(家屋を除く。)で取得の時期又は取得価

額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得額とみなす。

2 法人が財産税調査時期前に取得した土地、土地の上に存する権利又は家屋で取得の時期又は取得額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得額とみなす。

第三十三條 前條に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得額の不明なものについては、大蔵省令で定めるところによる。

2 大蔵大臣は、前項の大蔵省令を制定しようとするときは、資産再評価審議会に諮問しなければならない。

(財産税評価額のない資産)

第三十四條 財産税調査時期にあつた資産で財産税評価額がないものについては、大蔵省令で定める評価額をその財産税評価額とみなす。

2 前條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

(陳腐化した資産等)

第三十五條 基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における評価額が当該資産について第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、これらの規定にかかわらず、大蔵省

令で定める金額をこえることができない。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

第四章 再評価税

(納税義務者)

第三十六條 第六條第一項、第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。)、又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた者、第十五條又は第十六條第五項の規定により再評価を行つたものとみなされた者及び第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。

(課税の対象)

第三十七條 再評価税は、第四十條から第四十三條までに規定する再評価差額について課する。

(納税義務の継承)

第三十八條 合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2 相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(非課税法人)

第三十九條 再評価税は、左の各号に掲げる法人には課さない。

一 昭和二十五年一月一日において法令に当該法人について法人税を課さない旨の規定のある法人

二 宗教法人、法人たる労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

(法人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十條 法人が再評価を行つた資産(株式を除く。)(再評価の再評価額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額とする。

2 左の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる金額を再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算した金額をもつて前項に規定する当該資産の帳簿価額として、同項の規定を適用する。

一 当該資産について再評価日前に減価償却又は帳簿価額の減額をした場合において、その償却額又は減少額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二 当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合に

においては、その満たない金額

3 左の各号に掲げる場合において、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる金額をもつて同項に規定する資産についての再評価差額とする。

一 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行つた場合において、その再評価を行つた資産について第百條第一項又は第二項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上すべき金額があるときは、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

二 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けていない会社がその有する賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行つた場合においては、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

(法人の株式についての課税標準)

第四十一條 法人が第六條第一項若しくは第十四條第一項の規定により再評価を行つた株式又は第十五條の規定により再評価を行つたものとみなされた株式について、再評価額は、前條の規定に従い計算した再評価差額とする。但し、左の各号に掲げる株式については、その計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を前

條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額とする。

一 第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、第四十三條第一項第二号の規定に準じて計算した金額

二 第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第三号の規定に準じて計算した金額

三 第二十三條第三号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第四号の規定に準じて計算した金額

四 第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額

五 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三條第一項第六号の規定に準じて計算した金額

2 前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により第四十三條第一項第二号から第四号まで又は第六号の規定に準じて計算する場合においては、「前條第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替へるものとする。

3 第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一項の規定にかかわらず、第四十三

條第四項の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、「第一項に規定する財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替へるものとする。

(個人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十二條 個人が再評価を行った減価償却資産についての再評価差額は、当該資産の再評価額から左の各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 財産税調査時期前に取得した資産については、当該資産の財産税評価額

二 財産税調査時期後に取得した資産については、当該資産の取得価額

2 第八條第一項(第十條第一項)において準用する場合を含む。以下

この條において同じ。)の規定による再評価を行なかつた家屋で第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされたもの又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産株式を除く。)についての再評価差額は、当該資産の再評価額から前項各号に掲げる金額(所得税法第十條の七に規定する資産については、基準日から当該資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日までの期間に於いて大蔵省令で定めるところにより計算した減価の価額との合計額)を控除した金額とする。但し、当該資産(当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における再評価額と合計額を控除した金額とする。

3 個人が第八條第一項の規定により再評価を行つた家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額との合計額を控除した金額とする。但し、当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における再評価額が当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額に満たない場合における当該家屋についての再評価差額は、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における再評価額が当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額に満たない場合における当該家屋についての再評価差額と、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における再評価額が当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額との合計額を控除した金額とする。

4 第二項但書又は前項但書の場合において、著しく低い価額の対価で資産の譲渡があつたときは、その譲渡があつた時における再評価額を当該資産の譲渡価額とみなす。

(個人の株式についての課税標準) 第四十三條 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式についての再評価差額は、当該株式の再評価額からその取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて当該株式についての前條第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。但し、左の各号に掲げる株式については、その計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその財産税評価額又は取得価額とする。

二 第二十二條第一項第四号又は第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、
旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 - 旧株の拂込金額) × 旧株1株当り新株引受数

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に依つて、
旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 - 旧株の拂込金額) × 旧株1株当り新株引受数

三 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、左の算式により計算した金額
イ 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当するときは、
合併法人の株式の前の第一項第一号の金額

ロ 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当するときは、
合併法人の株式の前の第一項第一号の金額 + 合併法人の株式1株当り交付株式数

ハ 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当するときは、
合併法人の株式の前の第一項第一号の金額 + 合併法人の株式1株当り交付株式数

四 第二十三條第三号に規定する合併法人の株式については、左の算式により計算した金額
(二)に規定する株式については、(二)に掲げる金額)

イ 同号イに規定する事由に該当するときは、
合併法人の株式の前の第一項第一号の金額

ロ 合併法人の株式の前の第一項第一号の金額 + 合併法人の株式1株当り交付株式数

ハ 合併法人の株式の前の第一項第一号の金額 + 合併法人の株式1株当り交付株式数

ニ 同号ニに規定する事由に該当する場合には、
合併法人の株式の前の第一項第一号又は第二号の金額に準じて、又はこれを上回る金額は、
合併法人の株式の前の第一項第一号の金額

ハ 合併法人の株式の前の第一項第一号の金額 + 合併法人の株式1株当り交付株式数

2 合併法人の株式の拂込金額

と交付を受けた金額の額との合計額が被合併法人の株式についての前條第一項第一号又は第二号の金額をこえ、且つ、合併法人の株式の拂込金額が被合併法人の株式についての同項第一号又は第二号の金額に満たないときは、合併法人の株式の拂込金額

五 第二十二條第一項第六号又は第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式

については、政令で定める金額
六 第二十二條第一項第三号から第六号まで又は第二十三條第一号から第四号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に應じて順次前各号の規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際には、前回の計算により得た金額を前條第一項第一号又は第二号の金額として計算するものとする。）

2 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額

が当該株式の再評価額に満たない場合においては、当該株式についての再評価額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額から同項に規定する財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。

3 前條第四項の規定は、前項の譲渡価額について準用する。

第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該株式について取得した金額の額及び金銭以外の財産の価額（株式については、その拂込金額）の合計額（数回にわたつて取得した場合においては、その累計額）が当該株式についての第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえる金額のうちその取得した金額の額と金銭及び株式以外の財産の価額とから成る部分で、所得税法第五條第一項各号又は第十條の第二項各号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額とする。但し、第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた後において当該株式について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合における当該株式についての再評価額は、当該株式についての第一項又は第二項の規定により計算した再評価額から本文の規定による再評価額を控除した金額とする。

（税率）
第四十四條 再評価額の税率は、再評価額の百分の六とする。

第五章 再評価の申告
（法人の再評価の申告）
第四十五條 第六條第一項の規定に

より再評価を行つた法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第十四條第一項の規定により再評価を行つた法人は、その再評価日から二月以内に、その再評価を行つた資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申告書の提出期限が昭和二十五年七月三十一日前である場合において、当該法人が同年四月三十日まで納税地の所轄税務署長に申告書の提出の延期の届出をしたときは、当該法人は、同年七月三十一日まで当該申告書の提出を延期することができる。

4 第一項又は第二項の申告書には、大蔵省令で定めるところにより、その再評価を行つた資産について再評価額、再評価差額、再評価税額及び再評価額の限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項並びに再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相當する金額及びこれらの資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及び

條に規定する再評価額の限度額に相當する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村（都の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市にあつてはその市の区、以下同じ。）ごとに別紙に記載した明細書及びその等を添附しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6 第二十四條第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

7 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行うことができる法人で昭和二十五年八月三十一日までこれらの規定により再評価を行わなかつたものは、同日までに、再評価を行わない旨を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、大蔵省令で定めるところにより、基準日において当該法人が有していた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相當する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及び

その等を添附しなければならない。

8 税務署長は、第四項（第五項において準ずる場合を含む。）の規定による明細書又は前項後段の規定による書類の提出があつた場合において、その等に誤がない旨を確認して、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、地方財政委員会又は当該資産の所在する市町村の長に送付しなければならない。（個人の減価償却資産の再評価の申告）

第四十六條 第八條第一項又は第十六條第一項の規定により再評価を行つた個人は、昭和二十五年八月三十一日まで（第十六條第一項の規定により再評価を行う場合においては、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年五月一日以後であるときは、その知つた日から四日以内）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、第八條第一項の規定により再評価を行つた資産についての基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日の属する年の翌年一月三十一日までに、これを提出しなければならない。

2 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行つた個人は、その再評価を行つた資産をその事業の用に供した

日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日まで、当該資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第十六條第二項又は第三項の規定により再評価を行った個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この條において同じ。）までに、その再評価を行った資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前條第四項の規定は、前三項の申告書の提出について準用する。但し、前二項の申告書には、明細書の添付を要しない。

5 第一項から第三項までの規定により申告書を提出しなければならない者が申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日までに、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6 第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十六條の規定により再評価を行った個人が第九十一條の規定による納税管理人の申告をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこ

となる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7 前條第八項の規定は、第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する前條第四項の規定により第一項の申告書に添付する明細書の添付について準用する。

（個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告）
第四十七條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、当該資産を譲渡し、又は贈與した個人は、その譲渡し、又は贈與した日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日までに、当該資産の相続又は遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額）並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第九條第四項の規定の適用がある場合において、その年中に二回以上当該株式について譲渡があつたものとみなされるときは、前項

の申告書には、当該株式について、再評価額とともに、その年中において取得した同項に規定するこえる金額に相当する金銭並びに金銭及び株式以外の財産の額に對する再評価差額及び再評価税額を記載しなければならない。

3 第四十五條第四項の規定は、第一項の申告書の提出について準用する。

4 前條第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない者について準用する。

（修正申告書）
第四十八條 第四十五條の規定により申告書を提出した法人又は第四十六條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添付した明細書に記載した再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合又は再評価差額の計算に誤がある場合においては、これらの申告書の提出期限から六月以内に限り、これらの申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、これらの申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

2 前項の場合において、第三章に規定する限度額をこえている再評価額を修正するときは、その修正申告書に記載すべき再評価額は、その限度額に相当する金額としなければならない。

3 前條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添付した明細書に記載した事項に誤がある場合においては、その申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、その申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項又は前項の修正申告書には、大蔵省令で定めるところにより、再評価額、再評価差額又は再評価税額の修正に關し必要な事項を記載した明細書を添付しなければならない。

5 第一項の規定により修正申告書を提出することができる法人が修正申告書を提出しないで合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、第一項、第二項及び前項の規定に準じて修正申告書を提出することができる。

6 第一項又は第三項の規定により修正申告書を提出することができる個人が修正申告書を提出しないで死亡した場合においては、相続人は、第一項から第四項までの規定に準じて修正申告書を提出することができる。

（申告書提出期限の延長）
第四十九條 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、通信交通の困難その他やむを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定して、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

2 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

3 税務署長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価の失効）
第五十條 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により再評価を行った法人又は個人が第四十五條又は第四十六條の規定による申告書をこれらの規定による提出期限までに提出しない場合においては、その再評価は、再評価日にさかのぼつてその効力を失う。その行つた再評価に係る再評価額がこれらの規定により提出した申告書又はこれに添付した明細書に記載した再評価額をこえる場合において、そのこえる金額に係る部分の再評価についても同様とする。

第六章 再評価税の納付
（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）
第五十一條 減価償却資産について再評価を行った法人は、当該資産についての再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の再評価税を、再評価日を含む事業年度から再評価日以後三年を経過した

提出期限を延長することができる。

提出期限を延長することができる。

提出期限を延長することができる。

提出期限を延長することができる。

提出期限を延長することができる。

日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項（同條第五項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで）に、国に納付しなければならぬ。

一 再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経過した日の前日までに終了するものに限り。）分については、当該再評価額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度の末日までの月数）を乗じて算出した金額を十二分した金額

二 再評価日が事業年度開始の日でない場合（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日が事業年度開始の日である場合を含む。）において、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価額の四分の一に相当する税額に再評価日以後一年を経過した日から当該事業年度の末日までの月数を乗じて算出した金額

での月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額

三 前二号及び第四号に規定する事業年度以外の事業年度分については、当該再評価額の四分の一に相当する税額に当該事業年度の月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

四 再評価日が事業年度開始の日でない場合において、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

五 前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価額に満たない場合における再評価日から三年を経過した日の前日を含む事業年度分については、前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額

2 前項各号の月数を計算する場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨て、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

3 法人が再評価を行った減価償却資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行った減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産についての再評価額のうちその譲渡し、又は

は贈與した日までに第一項の規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六條の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は、第一項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その譲渡し、又は贈與した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならぬ。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び前項の事業年度について準用する。

5 法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行った法人が合併に因り消滅した場合における第一項の規定の特例については、政令で定める。

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）
第五十二條 減価償却資産以外の資産について再評価を行った法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該資産を譲渡し、又は贈與した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならぬ。

但し、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの当該資産の譲渡し又は贈與しない法人は、当該資産についての再評価税を、当該事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならぬ。

2 法人が再評価を行った株式（第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式及び当該法人が合併法人である場合において

ては被合併法人が再評価を行い、又は同條の規定により行ったものとみなされる株式を含む。以下同じ。）については、再評価日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、

当該金銭の額及び財産の価額（当該財産が株式であるときは、その拂込金額。以下この項において同じ。）の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額。以下この項において同じ。）が第四十一條第二項に規定するその再評価を行った株式についての再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、前項の規定の適用については、当該株式について譲渡があつたものとみなす。この場合において、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第九十九條第一項の規定により再評価額立金の額の四分の三に相当する金額の再評価額立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度）終了の日までに発行法人の残余財産の分配が完了せず、且つ、その取得した金銭の額及び財産の価額の合計額が当該株式についての再評価額に満たないときは、同日においてその満たない金額に相

当する額の金銭を取得したものとみなす。

3 前項の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を二以上の事業年度にわたつて取得したときは、各事業年度において取得した金額に對する税額の当該株式についての再評価税額を、当該各事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならぬ。

4 前二項の規定は、法人が再評価を行った株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものである場合においては適用しない。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）
第五十三條 第八條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った個人又は第十六條第一項若しくは第三項の規定により減価償却資産について再評価を行った相続人でその相続の開始があつた日（昭和二十五年三月三十一日以前である者は、当該資産についての再評価額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十六年（第四十六條第二項（同條第五項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年）から五年間、毎年一月一日か

ら同月三十一日までの間に、国に納付しなければならぬ。

2 前項に規定する個人又は相続人が再評価を行った減価償却資産について再評価日以後譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産についての再評価税のうちその譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日までに同項の規定による納税がまだ到来していない納税額（第五十八條の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、前項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、左の各号に掲げる期間内に、国に納付しなければならぬ。

一 譲渡又は贈與があつた場合において、譲渡又は贈與があつた日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日まで

二 相続又は遺贈があつた場合において、相続人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日前であるときは、同日）まで

3 第十六條の規定により再評価を行った相続人（第一項に規定する相続人を除く。）は、その再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第一項、第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

4 第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前三項の規定にかかわらず、再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

（個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

第五十四條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を譲渡し、若しくは贈與した個人又は当該資産の相続若しくは遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、当該資産についての再評価税を、第四十七條第一項又は同條第四項において準用する第四十六條第五項の規定による申告書の提出期限までに（その申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、その提出の日）に、国に納付しなければならない。

2 第四十七條第四項において準用する第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

（修正申告書を提出した場合の再評価税の納付）

第五十五條 第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合において、当該修正申告書の提出に因り再評価税の税額が増加したときは、当該修正申告書を提出した法

人又は個人は、増加した税額の再評価税を、当該修正申告書の提出の日、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該修正申告書の提出に因り増加する前の再評価税のうち第五十一條第一項又は第五十三條第一項の規定による納税が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した税額をこれらの規定による納税において納付すべき増加する前の再評価税額にあつて、すでに到来している納税に係る分のその増加した税額については前項の規定により、まだ到来していない納税に係る分のその増加した税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納税（第五十一條第三項又は第五十三條第二項の規定による納税を含む。）において、国に納付しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六條 減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日）が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで、以下の條において同じ。）に納付すべき再評価税額の合計額（前條第二

項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納税に係る分の増加した税額を含む、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却額のうちいずれか少い金額から当該事業年度の再評価前法定償却額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

2 第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

3 前二項の規定は、当該事業年度が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度の法人税法の規定による所得について同法第二十五條の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却額及び再評価前法定償却額、第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合には、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四條の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができ、この場合において、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国

に納付しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六條 減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日）が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで、以下の條において同じ。）に納付すべき再評価税額の合計額（前條第二

項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納税に係る分の増加した税額を含む、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却額のうちいずれか少い金額から当該事業年度の再評価前法定償却額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

2 第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

3 前二項の規定は、当該事業年度が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度の法人税法の規定による所得について同法第二十五條の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却額及び再評価前法定償却額、第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合には、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四條の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができ、この場合において、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国

に納付しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六條 減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日）が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで、以下の條において同じ。）に納付すべき再評価税額の合計額（前條第二

項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納税に係る分の増加した税額を含む、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却額のうちいずれか少い金額から当該事業年度の再評価前法定償却額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

2 第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができ、

3 前二項の規定は、当該事業年度が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度の法人税法の規定による所得について同法第二十五條の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却額及び再評価前法定償却額、第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合には、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四條の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができ、この場合において、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国

に納付しなければならない。

に納付しなければならぬ。
7 第二十四條第二項の規定は、第一項から第五項までの事業年度について準用する。

第五十七條 前條において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の総損金（同法第九條第五項に規定する損金を除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上損金に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の総益金から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるときは、その更正又は決定に係る所得の計算の基礎となる総損金及び総益金に於ける。

2 前項の償却前利益金額は、法人税法第十九條第一項（同條第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）本文の規定の適用を受ける法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた同法第二十九條から第三十一條の規定による更正又は決定については、前項後段の規定を適用しない）で計算した償却前利益金額に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間において

は、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第十九條第一項但書又は第二十九條第一項の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、端数があるときは、これを切り捨てる。

4 前條において「再評価後法定償却範囲額」とは、法人税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第百二十一條の規定）により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することができるとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該法人（当該法人が合併法人である場合においては、その被合併法人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日）の直前における帳簿価額（第四十條第二項の規定の適用がある資産については、同項各号に掲げる金額を加算した額）

に基いて法人税法の規定による所得の計算上損金に算入することができるとして定められた減価償却資産の償却範囲額を当該事業年度の期間に於て計算した金額をいう。

5 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。（個人の減価償却資産についての再評価額の延納）

第五十八條 減価償却資産についての再評価税を納付する個人は、第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額（第五十五條第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含む。前年一月一日から同月三十一日までに納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。）がその前年の再評価前利益金額又はその前年の再評価後法定償却範囲額のうちのいずれか少ない金額から再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。

ない場合又は当該償却前利益金額がその前年の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該個人は、同項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、その前年分の所得税法の規定による所得について同法第二十六條の四の規定による青色申告書を提出しない個人については適用しない。第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする個人は、その年一月一日から同月三十一日までに、前年の償却前利益金額、前年の再評価後法定償却範囲額、再評価前法定償却範囲額、第五十三條第一項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額及び第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

5 第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日までに減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない個人のその前年の償却前利益金額が

利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上必要経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について同法第四十六條の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の計算の基礎となる必要経費及び総収入金額による。前條において「再評価後法定償却範囲額」とは、所得税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第百二十一條の規定）によりその年分の所得の計算上必要経費に算入することができるとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該個人（その被相続人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日）の直前における評価額に基いて所得税法の規定による所得の計算上必要経費に算入することができる償却範囲額をその年における前項の事業から生ずる所得の計算の期間に於て計算した金額をいう。（相続の場合の再評価税の年賦延納）第六十條 相続又は遺贈に因り第五

十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第一項の規定により再評価税を納付しなければならぬ相続人は、その納付しなければならぬ再評価税額の合計額が三万円以上で、且つ、一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税地の所轄税務署長の許可を受けて、その納付を困難とする金額を限度として、三年以内の年賦延納をすることができ

る。
2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第二項の規定による納期限までに、その納付を困難とする事由、延納の年限、延納年割額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、これを提出した者が第一項の事由に該当すると認めるときは、当該申請書に記載された延納の年限及び延納年割額により、又はこれらを変更して許可することができる。

4 税務署長は、前項の規定により年賦延納を許可する場合においては、その各年における納期を指定する。

5 税務署長は、第三項の規定による年賦延納の許可を受けた者が延納年割額をこえて再評価税を納付することが困難でなくなつたと認める場合においては、その許可を受けた者の弁明を聞いた上、その納付が困難でなくなつた金額を限

度として、その許可を取り消し、延納年割額を変更し、又は延納の年限を短縮することができる。この場合においては、税務署長は、前項の規定により指定した納期を変更することができる。

6 税務署長は、第一項の規定による延納を許可し、若しくは許可せず、又は前項の規定により延納の許可を取り消し、延納年割額を変更し、若しくは延納の年限を短縮した場合においては、当該再評価税を納付しなければならない者にその旨を通知する。

7 第一項の規定の適用については、第六十三條第二項の規定により連帶納付の責に任ずる受遺者を相続人とみなす。

(再評価税額の納付)
第六十一條 法人が第九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価税額の四分の三に相当する金額の再評価税立金を資本に組み入れた場合において、第五十一條又は第五十二條の規定により納付すべき再評価税のうちその組み入れた日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日までにこれらの規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は、第五十一條又は第五十二條の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その組み入れた日を含む事業年度終了の日から六月以内に、国に納付

しなければならない。

(再評価税額の譲渡等の場合の届出)
第六十二條 第五十一條第三項、第五十二條第一項又は前條の場合においては、当該法人（その合併法人を含む。）は、これらの規定に規定する納期限までに、再評価税を行った資産（第五十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式を含む。）について譲渡若しくは贈與があつた旨又は再評価税立金を資本に組み入れた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 第五十三條第二項の場合においては、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、同項に規定する納期限までに、再評価税を行った減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(清算人等の責任)
第六十三條 法人が解散した場合において再評価税を納付しないで残余財産を分配したときは、その再評価税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帶納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者については、その受けた利益の価額を限度とする。

2 受贈者又は受遺者（包括受遺者を除く。）は、贈與者又は遺贈者（これらの者の相続人を含む。）の納付しなければならない当該贈與又は遺贈した資産についての再評価税について、贈與又は遺贈に因り受けた利益の価額を限度として、連帶納付の責に任ずる。

(再評価税の督促)
第六十四條 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條に規定する納期限内に再評価税を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九條の規定により督促する。

第七節 更正及び決定
(再評価税額の更正)
第六十五條 第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その申告書又はこれに添附された明細書に記載された再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について左の各号に掲げる場合の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。

一 第四十五條、第四十六條又は第四十八條第一項（同條第五項又は第六項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出があつた場合において、なお第六十

当該申告書に記載された再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合
二 第四十七條又は第四十八條第三項（同條第六項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章の規定により計算した再評価額と異つてする場合
三 申告書に記載された再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額の計算に誤がある場合
(再評価額等の決定)
第六十六條 第四十七條の規定により申告書を提出すべき個人が申告書を提出しなかつた場合においては、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その調査により、再評価額、再評価差額及び再評価税額並びに、再評価が行われたものとみなされた資産が二以上ある場合においては、それぞれこれらの額の合計額を決定する。

(再評価額等の再更正)
第六十七條 国税局長又は税務署長は、前二條又はこの條の規定により再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正又は決定した後その更正又は決定に係る再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について、なお第六十

再評価税額について、なお第六十

再評価税額について、なお第六十

五條各号に掲げる場合（同條第二号に掲げる場合については、その再評価額には、前條の規定による決定に係る再評価額を含む。）の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価額を更正する。

（更正又は決定の権限）

第六十八條 前三條の規定による更正又は決定については、国税局長又は税務署長のいずれがこれを行ふかは、政令で定める。

2 国税局長が前三條の規定により更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通知するものとする。

（更正又は決定の通知）

第六十九條 税務署長は、第六十五條から第六十七條までの規定により更正若しくは決定をした場合又は前條第二項の規定による通知を受けた場合においては、更正又は決定があつた旨、更正又は決定に係る再評価額、再評価差額及び再評価額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価額並びに第七十七條第六項の規定により徴収すべき利子税額を、申告書を提出した者又は申告書を提出すべき者に通知する。この場合において、第六十五條第二項第一号の規定に該当すると認めるときは、その通知の書面に更正の理由を附記しなければならない。

2 この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第九十一條に規定する納税管理人の申告をしていない場合においては、前項の通知に代えて、官報に掲載して公告をすることが出来る。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

（再評価額の更正の期限）

第七十條 第四十五條又は第四十六條の規定による申告書についての第六十五條又は第六十七條の規定による再評価額又はその合計額の更正は、昭和二十六年十二月三十一日（その申告書の提出期限が昭和二十五年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日）後においては、行ふことができない。

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一條 税務署長は、第五十一條、第五十三條又は第五十四條の規定により法人又は個人が納付すべき再評価額について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価額若しくはその合計額又は免除される再評価額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一條、第五十三條又は第五十四條の規定による納期が第六十九條の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問はず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

2 税務署長は、第五十二條の規定により法人が納付すべき再評価額について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価額若しくはその合計額又は免除される再評価額の更正があつた場合においては、第六十九條の規定による通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度以前において譲渡又は贈與された資産についての再評価額に係る追徴税額を徴収する。この場合においては、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度までに譲渡又は贈與されない資産についての再評価額に係る追徴税額の納付については、第五十二條の規定による。

3 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

第八章 審査及び訴訟

（審査の請求）

第七十二條 第六十九條の規定により再評価額、再評価差額、再評価額若しくはこれらの額の合計額若しくは免除される再評価額の更正若しくは決定の通知を受けた者がその通知を受けた再評価額、再評価差額、再評価額若しくはこれらの額の合計額、利子税額若しくは免除される再評価額に對して異議があるときは、又は第八十三條の規定により通知を受けた者がその通知を受けた過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に對して異議があるときは、これらの

通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、その通知をした税務署長を経由して、国税局長の処分に係る場合においては、国税局長に、税務署長の処分に係る場合においては、納税地の所轄国税局長に、審査の請求をすることが出来る。

2 審査の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長が相当の事由があると認めるときは、当該税金の全部又は一部の徴収を猶予することが出来る。

3 第四十九條の規定は、審査の請求について準用する。

4 国税局長又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相當の期間を定め、その欠陥を補正させることができる。

（審査の決定）

第七十三條 国税局長又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一 審査の請求が前條第一項の期間経過後にされたとき、又は同條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

2 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により行つた再評価について前項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税局長は、全国資産再評価調査会に、国税局長は、地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

3 国税局長又は国税局長は、第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価について第一項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税局長又は国税局長に所屬する協議団の協議を経なければならない。

4 第六十九條第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

5 第三項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。

（訴訟法の適用）

第七十四條 審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法（明治二十三年法律第五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

第七十五條 審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第七十三條第一項の規定による決定（以下「審査の決定」とい

う。を経た後でなければ、提起することができない。但し、審査の請求があつた日から三月を経過したとき、又は審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞があるときその他正当な事由があるときは、審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2 前項に規定する訴は、同項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特別法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた国税局長又は税務署長の所部の職員とみなす。

5 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、審査の請求がされているときは、当該請求に対して決定をすることを妨げない。

第七十六條 前條第一項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、同税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の申出をすることができる。

第九章 再評価税の利子税額及び免除等

(利子税額)

第七十七條 再評価税の納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる再評価税額については、当該各号に掲げる期間に於て、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 相続人が第六十條第三項の規定による年賦延納の許可を受けた場合においては、同條第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税額について、第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第一項の規定による納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

二 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十四條までの規定により納付すべき再評価税（第五十五條第二項の規定により修正申告書の提出後に第五十一條第一項若しくは第三項又は第五十三條第一項若しくは第二項に規定する納期限において納付すべき再評価税を含む。）をその納期限（第五十六條又は第五十八條の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定する納期限）内に完納しなかつた場合においては、その未納の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

三 再評価税の納税義務者が第四十七條に規定する申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

四 再評価税の納税義務者が第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合においては、その修正に因り増加した再評価税額で第五十五條第一項（同條第二項において同條第一項の規定による場合を含む。）以下この條において同じ。）の規定により納付すべきものについて、第五十一條から第五十四條までに規定する納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

2 前項の場合において、再評価税の納税義務者が同項各号に掲げる再評価税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる再評価税額は、同項各号に掲げる再評価税額からその納付した再評価税額を控除した税額による。

3 前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる再評価税額が千円未満であるときは適用しない。当該再評価税額に千円未満

4 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5 第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十條第四項若しくは第五項の規定により指定された納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合で再評価税の納税義務者が第五十四條若しくは第五十五條第一項に規定する納期限までにその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合又は再評価税の納税義務者が第一項第二号の規定に該当する場合においては、税務署長は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額を督促する。

6 税務署長は、第七十一條の規定による追徴税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項から第四項までの規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

7 再評価税の納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合においては、当該納税義務者が納付した再評価税額が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條の規定により納付すべき再評価税額又は第七十一條の規定により徴収される再評価税額に達するまでは、

その納付した再評価税額は、これらの規定により納付すべき再評価税額又は徴収される再評価税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

(過少申告加算税額)

第七十八條 第四十五條から第四十七條までの規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出があつた場合（提出期限後にその提出があつた場合であつて、提出期限内にその提出がなかつたことについて正当な事由があると認められる場合を含む。）又は第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項若しくは第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、第六十五條若しくは第六十七條の規定による更正があつたとき、又は第四十八條の規定による修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、その更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、その更正に係る第七十一條の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少申告加算税額を徴収する場合について準用する。

(過少納付加算税額)
第七十九條 第六十二條の規定によ

る届出の期限までに当該届出がなく、且つ、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定による再評価額の納付がなかつた場合又は第五十六條第五項若しくは第五十八條第五項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価額が過大である場合において、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価額が過大であることを正當な事由がないと認める場合には、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定により納付すべき再評価額額又は過大であつた納付を延期しようとする再評価額額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少納付加算税額を徴収する。

出がなかつたことについて、正當な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる再評価額額に、当該各号に掲げる期間に於て、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

決定に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間
四 前号の規定に該当する場合において、第六十七條の規定により更正があつたときは、その更正に係る第七十一條第一項の規定による追徴税額について、第四十七條に規定する申告書の提出期限の翌日からその更正に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間

加算税額を徴収せず、又は当該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価額額若しくは修正に因り増加した再評価額額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七條に規定する申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたこと。

第八十條 左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第二号の場合にあつては第四十七條の規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号の場合にあつては更正又は修正前の申告に係る再評価額額に誤があつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては第四十七條の規定による申告書の提出期限の翌日からその

三 第四十七條に規定する申告書の提出がなかつた場合において、第六十六條の規定による決定があつたときは、その決定に係る第七十一條第一項の規定による追徴税額について、当該申告書の提出期限の翌日からその

決定に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間
四 前号の規定に該当する場合において、第六十七條の規定により更正があつたときは、その更正に係る第七十一條第一項の規定による追徴税額について、第四十七條に規定する申告書の提出期限の翌日からその更正に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間

加算税額を徴収せず、又は当該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価額額若しくは修正に因り増加した再評価額額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七條に規定する申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたこと。

4 第七十七條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について準用する。

(加算税額の通知)

第八十三條 税務署長は、第七十八條から第八十條まで又は前條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、その額を納税義務者に通知する。

2 第六十九條第二項の規定は、前項の通知について準用する。

(再評価額立金を取りくずした場合の再評価税の免除)

第八十四條 法人が再評価を行った資産(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行った資産を含む。)で株式以外のものを譲渡し、若しくは贈與し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第百四條の規定により再評価額立金を取りくずしたときは、その取りくずした日を含む事業年度終了の日後到来する納期において納付すべき当該資産についての再評価税額(第五十六條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。)のうちから、その取りくずした金額に百分の六を乗じて計算した金額に達するまでの税

額の再評価税を順次免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する法人が再評価額立金を取りくずした日を含む事業年度終了の日から二月以内に、その免除される再評価税額(前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額)及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

(法人の株式の譲渡等の場合の再評価税の免除)

第八十五條 法人が再評価を行った株式を昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡した場合(第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。)において、その譲渡価額が当該株式の再評価額に満たないときは、当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額(その譲渡価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における譲渡価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額)に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額、再評価税を免除する。

2 法人が再評価を行った株式について発行法人の解散に因り残余財産の分配が数回にわたつてあつた場合においては、その分配が完了するまでは、前項の規定の適用については、第五十二條第二項の規定にかかわらず、当該株式について譲渡があつたものとみなさない。

3 法人が再評価を行った株式の昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日における帳簿価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、その満たない金額(その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額)に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

4 第一項及び前項の規定は、第一項又は前項の規定に該当する法人が、第五十二條に規定する納期限までに、その免除される再評価税額(第一項又は前項の規定に該当する株式が二以上ある場合においては、その合計額)及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

一項及び第三項の事業年度について準用する。

(個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除)

第八十六條 個人が再評価を行った減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産(当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額から再評価日後当該譲渡、贈與、相続又は遺贈のあつた日までの期間に應じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三條第二項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項各号に掲げる納期限までに、その免除される再評価税額(前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額)及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

(資力喪失の場合の再評価税の免除)

第八十七條 法人が再評価を行った資産又は個人が再評価を行った減価償却資産が災害に因り滅失したため、その滅失の当時当該資産を有していた再評価税の納税義務者が資力を喪失し、その滅失した時までまだ納期の到来していない当該資産についての再評価税額(第五十六條又は第五十八條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。)の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することとができる。

2 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価を行ったものとみなされた資産が災害に因り滅失したため、当該資産を相続又は遺贈に因り取得した相続人が資力を喪失し、当該資産についての再評価税額の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することとができる。

3 前二項の規定による税額の免除を受けようとする者は、当該資産

の滅失後最初に到来する第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第七十一條の規定による納期限までに、免除を受けようとする再評価額及び大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により再評価税を免除した場合においては、その旨及び免除した税額を、免除しない場合においては、その旨を、免除を申請した者に通知する。

5 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

6 第三項の規定による申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、第一項又は第二項の規定による免除が確定するまで、免除を申請した税額の再評価税の徴収を猶予することができる。

7 第六十條第七項の規定は、第二項の場合について準用する。

(所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除)

第八十八條 個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続若しくは遺贈があつた場合又は第八條第二項若しくは第九條第一項の規定により資産について再評価が行われたものとみなされた場合において、当該資産を再評価日において有していた個人について所得税法第十一條の三から第十二條までの規定により譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日の

属する年分の総所得金額から控除されるべき金額の合計額が当該総所得金額（再評価を行つた減価償却資産について所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額がある場合においては、当該償却額から当該資産について第五十九條第二項に規定する再評価前法定償却額を控除した金額を加算した金額）をこえるときは、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、その合計額）のうち、そのこえる金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

第十二條を除して得た金額による。
4 第五十七條第三項の規定は、前項の月数の計算について準用する。
(端数計算の特例)
第八十九條 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第 号）の規定は、第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は前條第二項の規定により提出する申告書に記載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額の合計額について適用する。
(納税地)
第九十條 再評価税は、法人については法人税法第四十六條の三の規定による法人税の納税地を、個人については所得税法第二十九條第一項の規定に基づく命令又は同法第六十五條の規定による所得税の納税地をその納税地とする。
(納税管理人)
第九十一條 再評価税の納税義務者が納税地に営業所若しくは事務所を有しない場合又は現住しない場合においては、この法律による申告書の提出、再評価税の納税その他再評価に関する一切の事項を処理させるため、納税地に営業所若しくは事務所を有する法人又は現住する個人のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。再評価税の納税義務者がこの法律施行地に営業所若しくは事務所を有しないこととなる場合又は現住しない

こととなる場合及び納税管理人を変更することとなる場合においても同様とする。
第十章 資産再評価審査会及び資産再評価調査会
(設置)
第九十二條 この法律の円滑な運用を図り、資産の再評価を適正にするため、大蔵省に資産再評価審査会を、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を置く。
(権限)
第九十三條 資産再評価審査会は、第三十三條第二項（第三十四條第二項及び第三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定により諮問される事項を調査審議する外、大蔵大臣の諮問に応じ、この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。
2 資産再評価調査会は、この法律の運用に関し大蔵大臣に対して隨時意見を述べることができる。
3 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、第七十三條第二項の規定により諮問される事項を調査審議する外、国税庁長官又は国税局長の諮問に応じ、第七章の規定による更正又は決定に関する重要な事項を調査審議する。
1 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、国税局長又は税務署長の処分に関し、国税庁長官又は国税局長に対し隨時意見を述べることができる。
(組織)
第九十四條 資産再評価審査会は、

大蔵大臣及び委員四十人以上以内で組織する。
2 全国資産再評価調査会は、国税庁長官及び委員四十人以上以内で組織する。
3 地方資産再評価調査会は、国税局長及び委員三十人以上以内で組織する。
(構成)
第九十五條 大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長は、それぞれ資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の会長として会務を総理する。
2 資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員、学識又は経験のある者及び産業界を代表する者のうちから、それぞれ大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長が任命する。但し、産業界を代表する者のうちから任命される委員の数は、それぞれ資産再評価審査会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の総数の二分の一未満でなければならない。
3 資産再評価審査会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、非常勤とする。
(運営に関する規定)
第九十六條 前三條に定めるものの外、資産再評価審査会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。
第十一章 再評価に関する経

(總會の承認)

第九十七條 株式会社、有限会社その他の法人で法令、定款、規約又は規則においてその決算について總會その他これに準ずるものの承認を要する旨の定めのあるものが再評価を行つた場合においては、第四十五條の規定により申告書を提出する時までに、当該再評価及びその再評価額又はその合計額について總會その他これに準ずるものの承認を受けなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十四條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條)において適用する場合を含む。の規定は、前項の規定による承認について適用する。

(商法第三十四條及び第二百八十五條の特例)

第九十八條 法人又は個人がその再評価を行つた資産について再評価日現在においてその再評価額を財産目録に附する場合においては、商法第三十四條及び第二百八十五條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法第四百六條第一項及び保険業法第六十七條)において適用する場合を含む。以下同じ。の規定は、適用しない。

2 法人又は個人が再評価を行つた固定財産の再評価額が当該法人又は個人の当該財産についての商法第三十四條第二項又は第二百八十五條に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該

財産についての規定の適用については、当該財産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。(再評価額に超過するものの特例)

第九十九條 法人の再評価額は、商法、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第 号)その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなす。

(仮勘定を設けている場合の経理) 第一百條 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその決定整備計画において定めた同法第六條第一項第七号から第九号までに掲げる資産で政令で定めるものについて再評価を行つた場合においては、当該会社は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその有する株式、賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについては、再評価を行つた場合においては、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額(株式については、第四十一條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額)を控除した金額のうち同法第三條第一号に掲げる金額として計

上した金額に相当する金額(同法第二十五條の規定により当該資産について、特別損失の減少額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合においては、その計上した金額を控除した金額、特別損失の増加額を仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上した場合においては、その計上した金額を加算した金額)を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

前二項の規定により仮勘定として経理した金額は、企業再建整備法第二十六條の規定の適用については、同法第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として経理した金額とみなす。

(再評価額による損失のてん補) 第一百一條 再評価を行つた法人は、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度(特別経理会社において企業再建整備法第四十條の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度開始の日における損失欠同日において法人税法第十六條に規定する積立金額(企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同條第四項の規定により積み立てた積立金を除く)がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失)をてん補することができる。

2 再評価を行つた第二会社で企業再建整備法第三十四條の八第一項

の規定により第二会社特別勘定を設けているものは、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度開始の日における第二会社特別勘定(同法第三十四條の四第四項の規定により積み立てた積立金以外の法人税法第十六條に規定する積立金額がある場合においては、当該積立金額を控除した金額に相当する金額の第二会社特別勘定)を償却しなければならない。

前二項の場合において、再評価差額をもつて損失をてん補し、又は第二会社特別勘定を償却したときは、当該法人は、政令で定めるところにより、貸借対照表においてその事実を明らかにしなければならない。

(再評価積立金) 第一百二條 再評価を行つた法人(再評価日において清算中の法人を除く。)は、当該再評価に係る再評価差額から前條の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額を控除した残額を再評価積立金として積み立てなければならない。

(再評価税納付の場合の再評価積立金の取組) 第一百三條 法人が再評価税を納付した場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その納付した日において、その納付した税額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

(株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取組) 第一百四條 法人が再評価を行つた資産(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行つた資産を含む。以下この条において同じ。)で株式以外のものをその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈與した場合においては、当該資産の譲渡価額又は贈與した時における価額(その譲渡価額又は贈與した時における価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)がその譲渡し、又は贈與した時における当該資産の帳簿価額に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈與した日において、その譲渡し、又は贈與した金額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

2 法人が再評価を行つた資産で株式以外のものについてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額)に相当する

金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

3 前二項の規定は、企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行った資産で当該資産について第百條第一項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上された金額があるものについては適用しない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第二項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取りくずし)

第百五條 法人が再評価を行った株式をその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈與した場合(第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。)において、当該株式の譲渡価額又は贈與した時における価額(その譲渡価額又は贈與した時における価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)がその譲渡し、又は贈與した時における当該株式の帳簿価額(その帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その再評価額)に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈與した日において、その再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 法人が再評価を行った株式についてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額とし、減額をする直前における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

4 前項の規定は、第二十二條第二項の規定により株式の再評価額が改められる場合におけるその帳簿価額の減額については適用しない。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の組入れ等)

第百六條 法人が再評価を行った株式について帳簿価額の減額をし、前條第三項の規定により再評価積立金を取りくずした後、昭和二十

九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式を譲渡した場合(第五十二條第二項前段の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。)において、その譲渡価額がその譲渡した時における当該株式の帳簿価額(その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その再評価日の直前における帳簿価額)をこえるときは、当該法人は、その譲渡した日において、そのこえる金額(その譲渡価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、そのこえる金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならぬ)。

2 法人が再評価を行った株式について帳簿価額の減額をし、前條第三項の規定により再評価積立金を取りくずした後、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式について帳簿価額の増額をした場合においては、当該法人は、その増額をした日においてその増加額(増額をする直前における帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その増加額からその満たない金額を控除した金額とし、増額をした後における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合に

おいてはその増加額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならぬ。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

(再評価積立金の取りくずしの禁止)

第百七條 法人の再評価積立金は、左の各号に掲げる場合を除く外、取りくずすことができない。

一 第百三條から第百五條までの規定により取りくずす場合

二 第百九條の規定により資本に組み入れる場合

三 損失をてん補する場合。但し、損失をてん補する日において法人税法第十六條に規定する積立金額(企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同條第四項の規定により積み立てた積立金を除く)がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失をてん補する場合に限る。

四 当該法人が解散した場合

2 第百一條第三項の規定は、前項第三号の規定により再評価積立金をもつて損失をてん補した場合について準用する。

(合併の場合の再評価積立金の承継)

第百八條 再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している法人が合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、合併の直前に

おける当該被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又は当該合併法人の再評価積立金に組み入れなければならぬ。

(再評価積立金の資本への組入れ)

第百九條 法人は、昭和二十八年一月一日以後においては、同日における再評価積立金の額の四分の三に相当する金額(当該法人がその納付すべき再評価税を完納した後においては、その再評価積立金の金額)の範囲内において、再評価積立金を資本に組み入れることができる。

2 前項の規定による再評価積立金の資本への組入れに関しては、別に法律で定める。

(更正の場合の経理)

第百十條 法人が第六十九條の規定により再評価額若しくは再評価差額又はこれらの額の合計額の更正の通知を受けた場合においては、当該法人は、その通知を受けた日において、その更正に係る資産についての、その更正に係る再評価額の減少額に相当する金額の帳簿価額の減額をし、更正に係る再評価額の減額又はその合計額の増加額又は減少額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ若しくは再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、当該金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

2 法人が第六十九條の規定により第八十四條第二項又は第八十五條

第四項の規定による申告書に係る更正の通知を受けた場合において、第四百四條又は第四百五條の規定により取りかき直した再評価額立金の金額が過大であつたときは、当該法人は、その過大であつた金額に相当する金額を再評価額立金に組み入れ、又は再評価額立金として積み立てなければならぬ。

（金融機関再建整備法の特例）
第百一十一條 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が再評価を行つた場合において、当該再評価に係る再評価額に相当する金額の同法第三十七條第一項第一号に掲げる資産の増価益については、同條の規定は適用しない。

2 前項に規定する金融機関が再評価を行つた資産を譲渡し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第四百四條又は第四百五條の規定により再評価額立金を取りかき直したときは、その取りかき直した金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七條第一項第四号に掲げる資産の処分損又は減価損については、同條の規定は適用しない。

3 第一項に規定する金融機関が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第四百六條の規定により再評価額立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七條第一項第一号に掲げる資産の処分益又は増価益については、同條の規定は適用しない。

（社債の発行限度の特例）
第百十二條 再評価額立金を貸借対照表の負債の部に計上しては、同法第四百五十八條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書を提出した後においては、再評価額立金以後一年間は再評価額立金の額の

四分の一、再評価日から一年を経過した日以後一年間は再評価額立金の額の四分の一、再評価日から二年を経過した日以後は再評価額立金の額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本の総額に算入する。

2 特別の法令において社債の発行限度について規定がある場合において、その発行限度が前項の規定を適用した場合における同法第二百九十七條第一項の規定による発行限度に満たないときは、当該法令の規定にかかわらず、前項の規定を適用した場合における同法第二百九十七條の規定による発行限度をもつてその社債の発行限度とする。

3 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に規定する地方鉄道会社及び軌道法（大正十年法律第七十六号）に規定する軌道会社については、前項の規定による社債の発行限度は、社債の額と鉄道法（明治三十八年法律第五十三号）又は軌道の法（明治三十八年法律第五十三号）に規定する法律（明治三十八年法律第五十三号）による債務の額との合計額の限度とする。

4 第二項の規定は、特別の法律により法人の発行する債券について準用する。

5 第一項から第三項までの規定の適用を受けて社債を発行する場合における社債申込証には、第一項の規定により資本の総額に算入される再評価額立金の額を記載しなければならぬ。

（再評価額立金の承継の特例）
第百十三條 会社が再評価を行つた資産を譲渡し、若しくは贈與し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした場合において、第四百四條又は第四百五條の規定により再評価額立金を取りかき直したときは、その取りかき直した金額は、会社利得金等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）第二條第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる当該事業年度の繰損金に算入しない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百十四條 この章の規定（第九十八條中商法第三十四條に係る部分を除く。）は、再評価を行つた法人で第三十九條の規定により再評価額立金を課せられ、及びこの法律の施行地にある資産について再評価を行つた法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては適用しない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百十五條 法人の再評価額立金は、当該法人の再評価額立金を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入しない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百十六條 法人の再評価額立金の額は、法人税法の規定による各事業年度の損立金の計算上同法第十六條に規定する積立金額に算入しない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百十七條 合併法人が第百八條の規定により再評価額立金として積立て又は再評価額立金に組み入れた金額は、法人税法の規定による所得の計算上当該合併法人の合併に因り生じた益金に算入しない。

2 法人が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第四百六條の規定により再評価額立金に組み入れ、又は再評価額立金として積み立てた金額があるときは、その組み入れ、又は積み立てた金額は、その組み入れ、又は積み立てた日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入しない。

（再評価額立金の資本組入れについての特例）
第百十九條 法人が第百九條の規定により再評価額立金を資本に組み入れた場合においては、その組み入れた金額に相当する金額は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上利益の配当又は剰余金の分配の金額としない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百二十條 法人が各事業年度において納付した、若しくは納付すべき再評価額立金は、個人が各年において納付した、若しくは納付すべき再評価額立金は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入しない。

（再評価額立金の承継の特例）
第百二十一條 法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産について、当該資産について再評価額立金に組み入れた金額は、その再評価額立金（第六十五條又は第六十七條の規定による再評価額の更正があつた場合においては、その更正後の再評価額）以下にこの條において同じ。）に基づいて法人税法又は所得税法の規定により計算した償却額を法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入する。

2 前項の規定は、有形減価償却資産については、同項の規定により法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の累計額が当該資産の再評価額の百分の九十に相当する金額に達するまで適用する。

（報告の徴収、質問及び立入検査）
第百二十二條 当該職員は、この法律の施行に必要であると認めるときは、左の各号に掲げる者から報告を徴し、若しくは左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までに掲げる者の営業所若しくは事務所立ち入り、その資産若しくはその資産に関する帳簿書類を検査することができ

一 再評価額の納税義務者又は再評価額の納税義務があると認められる者
二 再評価を行つた第三十九條各号に掲げる法人
三 前二号に掲げる者から再評価を行つた資産若しくは再評価額立金に組み入れた金額とみなされた資産の譲渡、贈與若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者又は当該資産を前二号に掲げる者に譲渡し、若しくは贈與した者若しくは譲渡し、若しくは贈與したと認められる者又は当該資産を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有するものと認められる者

四 再評価を行つた株式又は再評価額立金に組み入れたとみなされた株式の発行法人
当該職員は、前項の規定により質問し、又は立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（この法律の施行地）
第百二十三條 この法律は、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその附属の島に施行する。
第十四章 罰則
第百二十四條 詐欺その他不正の行為により再評価税を免れ、又は再

評価額の免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免れた再評価額に相当する金額以下とすることができ

第百二十五條 第四十五條又は第四十六條に規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百二十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十二條の規定に違反した者

二 第百二十三條から第百五條までの規定に違反した者

三 第百七條の規定に違反した者

四 第百八條の規定に違反した者

五 第百十條の規定に違反した者

六 第百二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第百二十二條第一項の規定による質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

八 第百二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第百二十二條第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第百二十七條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一 正当な事由がなく第四十五條第四項（同條第五項において準ずる場合を含む。）若しくは第四十六條第四項（同條第五項において準ずる場合を含む。）において準用する第四十五條第四項

の規定による明細書の写又は同條第七項の規定による申告書並びに書類及びその写を提出しなかつた者

二 正当な事由がなく第四十七條の規定による申告書を提出しなかつた者

三 第六十二條の規定による届出をしなかつた者

第百二十八條 再評価額の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に關して知つた秘密を漏らし、又は濫用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に關して第百二十四條から第百二十七條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第百三十條 第百二十四條第一項の罪を犯した者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に處する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、別に定める場合を除く外、昭和二十五年一月一日から適用する。

2 法人が基準日後この法律施行前に合併し、因り消滅した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産で基準日において被合併法人が有していたものは、当該合併法人が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第一項本文中「基準日」とあるのは「合併の日」と読み替へるものとする。

3 個人が基準日において有していた減価償却資産（基準日後当該個人がその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつた資産を含む。）について基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈與があつた場合においては、当該資産は、受贈者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第二項中「基準日」と及び同條第三項中「当該資産をその事業の用に供した日」とあるのは、「贈與があつた日」と読み替へるものとする。

4 第八條第二項及び第九條第一項の規定は、基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈與、相続又は遺贈があつた場合には適用しない。この場合において、受贈者、相続人又は受遺者が当該贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産で基準日において贈與者、被相続人又は遺贈者が有していたものは、当該受贈者、相続人又は受遺者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。

5 第五十六條第四項の規定は、再評価を含む事業年度開始の日が昭和二十五年一月一日前である法人が当該事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項の規定の適用を受ける場合においては、昭和二十五年七月三十一日まで）に納付すべき再評価額の納付を延期する場合に適用しない。

6 基準日現在において再評価を行おうとする法人で基準日を含む事業年度の決算について定時總會を他の法令、定款、規約又は規則の定により昭和二十五年七月三十一日前に招集しなればならないものは、この法律施行前にまだ当該總會を招集していない場合においては、他の法令、定款、規約又は規則の定にかかわらず、同日までその招集を延期することができ

る。但し、第四十五條第三項の規定による届出をしなかつた場合においては、この限りでない。

7 再評価を行う法人で再評価日を改正する法律（昭和二十五年法律第二十号）の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十一條の規定により事業年度とみなされた期間を含む。以下同じ。）が、この法律施行前に終了し、当該事業年度に係る旧法人税法第十八條から第二十二條までの規定による申告書又は同法第二十三條の規定による申告書を第四十五條の規定による申告書の提出前に提出したものは、再評価に因り過大となつた当該事業年度に係る法人税法の規定による所得又は旧法人税法第十四條の規定による清算所得について、同法第十八條から第二十三條までの規定による申告書に記載した事項に係る修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ

8 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行前に終了し、当該事業年度分について旧法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定を受けたものは、その更正又は決定に係る同法の規定による所得又は清算所得で再評価に因り過大となつたものについて、修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ

9 前二項の規定による修正申告書は、旧法人税法第二十五條第一項の規定による修正申告書とみなす。

10 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日以前に終了するものの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第十八條から第二十一條ま

で、この規定による当該事業年度分の申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同年七月三十一日までとする。

11 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日以前に終了するものの当該事業年度分の新法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書をこれらの規定に規定する提出期限内に提出しなかつた場合には、当該法人は、その提出期限の翌日から同年七月三十一日までの間に於いて当該申告書に記載すべき法人税額を納付した日（同年七月三十一日まで）に於いて当該法人税額を納付しなかつたときは、同日までの期間に於いて、当該税額を納付しなかつた金額に相当する法人税に属する利子税額を当該法人税額とあわせて納付しなければならない。

12 新法人税法第四十二條第二項から第七項までの規定は、前項の利子税額について準用する。

13 昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人の再評価額を控除した金額は、旧法人税法第十四條の規定による清算所得の計算については、当該法人の残余財産の価額から控除する。

14 第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十五年八月三十一日までに申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法第二十條第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第二十号）第二十七條第一項若しくは附則第十八項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

第百三十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百六十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百八十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十一條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十三條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十四條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十五條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十六條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十七條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十八條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百九十九條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百百條 再評価額を納付しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

別表第一

有形資産償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表

(一)

耐用年数 取得の時期	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	耐用年数 取得の時期
明治33年以前							0.16	0.41	0.83	3.7	8.3	14	22	31	41	59	99	明治33年以前
明治34年						0.10	0.21	0.43	1.2	4.3	9.5	16	25	34	44	64	106	明治34年
明治35年						0.12	0.25	0.42	1.2	4.7	10	17	26	35	46	65	108	明治35年
明治36年						0.16	0.28	0.80	1.2	4.8	10	17	26	35	45	64	105	明治36年
明治37年						0.19	0.34	0.76	1.5	5.3	10	18	26	35	45	63	103	明治37年
明治38年						0.21	0.35	0.71	1.7	5.3	10	17	26	34	44	61	98	明治38年
明治39年						0.27	0.34	1.0	1.7	5.5	11	18	27	35	45	62	98	明治39年
明治40年						0.32	0.32	0.96	1.9	5.7	11	18	26	35	44	60	94	明治40年
明治41年						0.33	0.33	1.3	2.3	6.6	13	20	29	38	47	65	100	明治41年
明治42年						0.34	0.69	1.3	2.7	7.6	14	22	32	42	52	70	108	明治42年
明治43年						0.34	0.69	1.7	3.1	8.2	15	24	33	43	54	72	110	明治43年
明治44年						0.10	0.66	0.99	1.9	3.3	8.9	16	24	34	44	54	72	明治44年
明治45年						0.12	0.62	0.94	2.2	3.7	9.1	16	25	34	44	54	71	明治45年
大正2年						0.15	0.94	1.2	2.5	4.0	10	17	26	36	46	56	74	大正2年
大正3年						0.23	0.98	1.6	2.9	4.9	11	20	29	40	51	62	81	大正3年
大正4年						0.29	1.2	1.9	3.5	5.5	12	21	31	42	53	64	83	大正4年
大正5年						0.26	1.3	1.8	3.2	5.1	11	19	27	37	46	55	71	大正5年
大正6年						0.21	1.2	1.7	2.9	4.4	10	16	23	31	39	46	59	大正6年
大正7年						0.16	1.1	1.4	2.6	3.9	8.3	13	19	25	31	37	46	大正7年
大正8年						0.26	1.0	1.4	2.3	3.5	7.5	12	17	22	27	31	39	大正8年
大正9年						0.10	0.24	1.0	1.4	2.5	3.7	7.5	11	16	21	25	30	大正9年
大正10年						0.15	0.47	1.7	2.3	3.7	5.3	10	16	22	29	35	41	大正10年
大正11年						0.16	0.64	2.0	2.7	4.3	6.2	12	18	25	31	37	43	大正11年

耐用年数		5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	耐用年数	取得の時期
取得の時期																				
大正	12年				0.15	0.78	2.3	3.1	4.8	6.7	12	19	26	33	39	45	55	72	大正	12年
大正	13年				0.30	0.91	2.7	3.4	5.3	7.4	13	20	27	33	39	45	55	72	大正	13年
大正	14年			0.10	0.46	1.0	3.2	4.2	6.2	8.5	15	22	29	36	42	49	58	76	大正	14年
大正	15年			0.15	0.52	1.5	4.3	5.4	8.0	10	19	27	35	43	51	57	69	88	大正	15年
昭和	2年			0.18	0.73	2.0	5.3	6.6	9.6	12	21	31	40	48	56	63	75	95	昭和	2年
昭和	3年			0.18	1.1	2.5	6.2	7.5	10	14	24	33	42	51	59	66	78	98	昭和	3年
昭和	4年			0.37	1.3	3.2	7.3	9.0	12	16	27	37	46	56	64	71	83	103	昭和	4年
昭和	5年		0.10	0.68	2.0	4.8	10	12	17	22	36	49	60	72	81	91	105	129	昭和	5年
昭和	6年		0.13	1.0	3.2	6.7	14	17	23	30	46	62	77	90	102	112	129	158	昭和	6年
昭和	7年		0.19	1.2	3.6	7.5	15	18	24	30	46	61	74	86	96	106	121	146	昭和	7年
昭和	8年		0.21	1.4	4.0	7.9	15	18	24	29	44	57	69	79	89	97	110	131	昭和	8年
昭和	9年	0.10	0.20	1.8	5.0	9.4	18	20	27	32	47	60	72	83	91	100	112	132	昭和	9年
昭和	10年	0.18	0.40	2.6	6.3	11	20	23	29	35	51	64	75	85	94	102	113	133	昭和	10年
昭和	11年	0.19	0.78	3.3	7.6	13	22	26	32	38	53	66	77	87	95	102	113	131	昭和	11年
昭和	12年	0.32	0.96	3.7	7.9	13	21	24	30	35	48	59	68	76	82	88	97	111	昭和	12年
昭和	13年	0.45	1.3	4.7	9.4	15	24	27	32	38	50	60	69	76	82	87	95	108	昭和	13年
昭和	14年	0.83	1.9	5.8	10	16	25	28	33	38	50	59	66	73	78	83	90	101	昭和	14年
昭和	15年	1.1	2.5	6.9	12	17	26	29	34	38	49	57	63	69	74	77	83	93	昭和	15年
昭和	16年	1.7	3.5	8.6	14	20	29	31	36	40	50	57	63	68	72	76	81	89	昭和	16年
昭和	17年	2.6	4.8	10	16	22	31	33	38	42	50	57	62	66	70	73	77	84	昭和	17年
昭和	18年	3.8	6.6	13	19	25	33	36	40	44	52	57	62	66	69	71	75	81	昭和	18年
昭和	19年	5.5	8.6	15	21	27	34	36	40	43	50	55	58	61	64	66	69	73	昭和	19年
昭和 20年	1月 - 3月	7.9	11	18	24	30	36	38	41	44	49	53	56	59	61	62	65	68	1月 - 3月	昭和 20年
	4月 - 6月	7.2	10	16	21	25	31	32	35	37	41	44	47	49	50	51	53	56	4月 - 6月	
	7月 - 9月	7.4	10	16	20	24	29	31	33	35	39	41	44	45	47	48	49	52	7月 - 9月	
	10月 - 12月	5.9	8.1	12	15	18	21	22	24	25	28	30	31	32	33	34	35	37	10月 - 12月	

取得の時期	耐用年数		取得の時期	
	5年	6年	8年	10年
昭和21年	1月-2月	3月	4月-6月	7月-9月
	3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月
	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月
昭和22年	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
昭和23年	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
昭和24年	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月
	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率)ⁿ × 取得の時期に於ける別表第二の倍数

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

「n」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和24年までの経過年数をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和24年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。

別表第二 飲食用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)
についての再評価倍率表

取得の時期	倍 数	取得の時期	倍 数	取得の時期	倍 数
明治33年以前	415	大正11年	160	昭和19年	87
明治34年	432	大正12年	157	昭和20年	79
明治35年	428	大正13年	152	昭和21年	64
明治36年	402	大正14年	155	昭和22年	59
明治37年	383	大正15年	175	昭和23年	41
明治38年	356	昭和元年	184	昭和24年	24
明治39年	346	昭和2年	183	昭和25年	17
明治40年	321	昭和3年	188	昭和26年	12
明治41年	333	昭和4年	229	昭和27年	11
明治42年	349	昭和5年	271	昭和28年	9.5
明治43年	345	昭和6年	244	昭和29年	8.4
明治44年	332	昭和7年	213	昭和30年	6.3
明治45年	314	昭和8年	209	昭和31年	3.5
大正元年	313	昭和9年	204	昭和32年	2.5
大正2年	323	昭和10年	196	昭和33年	2.3
大正3年	324	昭和11年	161	昭和34年	2.2
大正4年	268	昭和12年	153	昭和35年	1.3
大正5年	213	昭和13年	138	昭和36年	1.1
大正6年	162	昭和14年	123	昭和37年	1.0
大正7年	133	昭和15年	115		
大正8年	121	昭和16年	106		
大正9年	156	昭和17年	99		
大正10年		昭和18年			

別表第三 無形減価、償却資産についての再評価倍率表

取得の時期	種 類	試験研究費	実用新案権 及び意匠権	特許権 及び商標権	水 利 権
昭和6年					13
昭和7年					24
昭和8年					32
昭和9年					41
昭和10年					51
昭和11年					58
昭和12年					56
昭和13年					61
昭和14年					62
昭和15年					61
昭和16年					63
昭和17年					63
昭和18年					64
昭和19年					61
昭和20年					59
昭和21年					49
昭和22年					46
昭和23年					33
昭和24年					30
昭和25年					41
昭和26年					30
昭和27年					33
昭和28年					19
昭和29年					13
昭和30年					10
昭和31年					9.1
昭和32年					7.9
昭和33年					7.1
昭和34年					5.4
昭和35年					3.0
昭和36年					2.2
昭和37年					2.1
昭和38年					2.0
昭和39年					2.0
昭和40年					1.2
昭和41年					1.0
昭和42年					1.0
昭和43年					1.0
昭和44年					1.0
昭和45年					1.0
昭和46年					1.0
昭和47年					1.0
昭和48年					1.0
昭和49年					1.0
昭和50年					1.0
昭和51年					1.0
昭和52年					1.0
昭和53年					1.0
昭和54年					1.0
昭和55年					1.0
昭和56年					1.0
昭和57年					1.0
昭和58年					1.0
昭和59年					1.0
昭和60年					1.0
昭和61年					1.0
昭和62年					1.0
昭和63年					1.0
昭和64年					1.0
昭和65年					1.0
昭和66年					1.0
昭和67年					1.0
昭和68年					1.0
昭和69年					1.0
昭和70年					1.0
昭和71年					1.0
昭和72年					1.0
昭和73年					1.0
昭和74年					1.0
昭和75年					1.0
昭和76年					1.0
昭和77年					1.0
昭和78年					1.0
昭和79年					1.0
昭和80年					1.0
昭和81年					1.0
昭和82年					1.0
昭和83年					1.0
昭和84年					1.0
昭和85年					1.0
昭和86年					1.0
昭和87年					1.0
昭和88年					1.0
昭和89年					1.0
昭和90年					1.0
昭和91年					1.0
昭和92年					1.0
昭和93年					1.0
昭和94年					1.0
昭和95年					1.0
昭和96年					1.0
昭和97年					1.0
昭和98年					1.0
昭和99年					1.0
昭和100年					1.0

別表第四 その他の事業用資産(個人)株式及び非事業用資産(土地及び家屋を除く。)についての再評価倍率表

取得の時期 (合併)	倍 数
昭 和 21 年	
3 月	7.4
4 月—6 月	5.7
7 月—9 月	4.9
10 月—12 月	5.3
昭 和 22 年	
1 月—3 月	3.9
4 月—6 月	2.8
7 月—9 月	1.9
10 月—12 月	1.8
昭 和 23 年	
1 月—3 月	1.6
4 月—6 月	1.4
7 月—9 月	1.1
10 月—12 月	1.1
昭 和 24 年	1.0

別表第五 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍率表

取得の時期	倍 数	取得の時期	倍 数	取得の時期	倍 数
明治33年以前	108	大 正 11 年	37	昭 和 19 年	28
明 治 34 年	112	大 正 12 年	38	昭 和 1 月—3 月	25
明 治 35 年	111	大 正 13 年	39	昭 和 4 月—6 月	23
明 治 36 年	104	大 正 14 年	38	昭 和 7 月—9 月	21
明 治 37 年	99	大 正 15 年	38	昭 和 10 月—12 月	19
明 治 38 年	92	大 正 元 年	39	昭 和 1 月—2 月	17
明 治 39 年	90	昭 和 2 年	40	昭 和 3 月	15
明 治 40 年	83	昭 和 3 年	42	昭 和 4 月—6 月	13
明 治 41 年	86	昭 和 4 年	46	昭 和 7 月—9 月	10
明 治 42 年	90	昭 和 5 年	53	昭 和 10 月—12 月	7.6
明 治 43 年	89	昭 和 6 年	56	昭 和 1 月—3 月	5.7
明 治 44 年	86	昭 和 7 年	56	昭 和 4 月—6 月	4.6
明 治 45 年	81	昭 和 8 年	54	昭 和 7 月—9 月	3.8
大 正 元 年	81	昭 和 9 年	53	昭 和 10 月—12 月	2.8
大 正 2 年	87	昭 和 10 年	50	昭 和 1 月—3 月	2.1
大 正 3 年	94	昭 和 11 年	48	昭 和 4 月—6 月	1.7
大 正 4 年	91	昭 和 12 年	46	昭 和 7 月—9 月	1.4
大 正 5 年	78	昭 和 13 年	43	昭 和 10 月—12 月	1.2
大 正 6 年	59	昭 和 14 年	40	昭 和 昭 和 24 年	1.0
大 正 7 年	37	昭 和 15 年	36		
大 正 8 年	36	昭 和 16 年	36		
大 正 9 年	37	昭 和 17 年	36		
大 正 10 年	37	昭 和 18 年	32		

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、税關監視署及び税關
支署監視署の設置に關し承認を求
めるの件
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十五年四月八日

衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 藤岡武敏

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、税關監視署及び税關
支署監視署の設置に關し承認を求
めるの件

最近における密貿易のさう勢に對
應し、監視取締行政の万全を期する
ため別紙のとおり監視署の配置転換
を行い、横濱税關東横濱監視署外六税
關監視署及び今治税關支署八幡濱監
視署外七税關支署監視署を設置する
必要があるもので、大蔵省設置法（昭
和二十四年法律第四十四号）第二
十三條第一項の規定による税關監視
署及び税關支署監視署の設置につい
て、地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）第五十六條第四項の
規定に基き、国会の承認を求め、
別紙

税關監視署及び税關支署監視署
新設並びに廃止
一新設

所轄税關	監視署名	位置
横濱	横濱税關東横濱監視署 横濱税關西横濱監視署 横濱税關那珂津監視署	神奈川県足柄下郡東横町 千葉県君津郡君津町 茨城県那珂郡那珂町
神戸	神戸税關津居山監視署 神戸税關湊監視署 今治税關支署八幡濱監視署	兵庫県城崎郡港村 兵庫県三原郡湊町 八幡濱市
大阪	大阪税關網野監視署 和歌山税關支署御坊監視署 七尾税關支署金石監視署	京都府竹野郡網野町 和歌山県日高郡御坊町 金沢市
名古屋	武豊税關支署師崎監視署 門司税關佐伯監視署 三角税關支署富岡監視署	愛知県知多郡師崎町 佐伯市 熊本県天草郡富岡町
門司	鹿兒島税關支署内之浦監視署 鹿兒島税關支署口永良部監視署	鹿兒島県肝野郡内之浦町 鹿兒島県熊毛郡上屋久村
函館	船川税關支署本莊監視署	秋田県由利郡本莊町

二 廃止

所轄税關	監視署名	位置
横濱	横濱税關平塚監視署 横濱税關勝浦監視署 横濱税關小名浜監視署	平塚市 千葉県夷隅郡勝浦町 福島県石城郡小名浜町
神戸	境税關支署青谷監視署 今治税關支署長浜監視署 小松島税關支署撫養監視署	鳥取県青谷町 愛媛県喜多郡長浜町 鳴門市
大阪	和歌山税關支署湯淺監視署 和歌山税關支署周參見監視署 七尾税關支署小木監視署	和歌山県有田郡湯淺町 和歌山県西牟婁郡周參見町 石川県珠洲郡小木町
門司	門司税關吉見監視署 門司税關小野田監視署 門司税關中津監視署	下関市 小野田市 門司市 中津市
函館	稚内税關支署天塩監視署 稚内税關支署枝幸監視署	北海道天塩郡天塩町 北海道枝幸郡枝幸町

〔伊藤保平君發壇、拍手〕

○伊藤保平君 只今議題となりました
資産再評價法案の大蔵委員会における
審議の経過並びに結果を御報告いたし
ます。

過去におけるインフレーションの結
果、資産の帳簿価格は実際の価格を反
映しないために、適正な減価償却が行
われず、又資産の譲渡の際にはインフ
レーションによる名目所得に對して課
税される等の不合理がありますので、
この際、再評価を行い、企業経営の合
理化と課税の適正を図らんとするもの
が本案の狙いとするところであります。
その概要は次の通りであります。
先ず第一に、再評価は原則として本年
一月一日を基準日として、法人及び個
人を通じて行いますが、法人の資産
及び個人の事業用減価償却資産につき

ましては、再評価をなすや否やは自由
でありまして、その再評価額の決定も
一定の基準の範囲内において任意にな
し得ることとなっております。又個人
その他の資産については譲渡、相続等
のあつた場合に基準日において再評価
が行われたものとみなされるのであり
ます。第二は評価の基準であります
が、原則として資産の取得価額又は財
産再評価額を基準として、資産の種類
に依り、卸売物価指数、消費者物価指
数又は土地価格指数に基き一定倍数を
乗じまして算出することとなっております。
第三に、再評価額に對しては
ては百分の六の再評価額が課せられる
こととなっておりますが、納税方法に
つきましては特別な考慮が拂われてお
ります。即ち減価償却資産の再評価税
は、法人については三ヶ年間、個人に

ついては五ヶ年間に分納できることに
なつており、更に青色申告者に対して
は、各年度の利益の状況により延納を
も認められることになつております。
又減価償却資産以外の資産の再評価税
は、原則として資産の譲渡、相続等が
あつた際に納付すればよいのでありま
すが、法人については、たとえ譲渡し
なくても五年後には納付しなければな
らないことになつております。次に再
評価額の処理については、先ず損失
の補填に充當し、残額は再評価積立金
として積立て置きまして、三年後に
おいてはその四分の三の範囲内にお
いて資本に組入れが認められます。尚、
社債発行の際には、再評価積立金の四
分の三の範囲内で逐次社債発行限度額
に算入することができることになってお
ります。

本案の審議に當り種々熱心なる質疑
がありましたが、詳細は速記録により
御承知をお願いいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入り
黒田英雄委員より、本案の審議に時日
を要したため、施行期日が遅延するこ
とになるので、第四十五條第三項の申
告延期の届出期日「四月三十日」を「五
月十五日」に延期すべきであるとの修
正案が提出せられました。次に天田勝
正委員より、協同組合に對し課税する
ことは不合理であるのみならず、實際
においては適正なる評価が行われず、実
際は疑問である等の理由により反対意
見があり、又九鬼数十郎委員より、本
案は企業経営の合理化等極めて結構な
案であるが、その後の経済界の變動、不
況等に鑑み、適正な評価が行われるよ
う審議されたいとの賛成意見が述べら
れました。黒田英雄委員の修正案は、
採決の結果、多数を以て可決せられ、
次に修正箇所を除く原案について採決
の結果、多数を以て可決すべきものと

決定し、本案を修正議決した次第であります。

次に只今議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税關監視署及び税關支署監視署の設置に關し承認を求めるとの件の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、最近における密貿易の趨勢に對し、監視取締行政の万全を期するため、監視署の配置転換を行う必要があり、横濱税關平塚監視署外十四監視署を廃止いたしました。新たに横濱税關真鶴監視署外十四監視署を設置しようとし、その設置に關し地方自治法第五十六條第四項の規定に基き国会の承認を求めるとであります。本件につきましても、慎重に審議の後、討論採決の結果、全会一致を以て承認すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず資産再評価法案全部の問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税關監視署及び税關支署監視署の設置に關し承認を求めるとの件に供します。委員長報告の通り本件に承認を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第九、電波法案、日程第十、放送法案、日程第十一、電波監理委員会設置法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電氣通信委員長松野喜内君。

審査報告書

電波法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日
電氣通信委員長 松野 喜内
衆議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
小野 哲 大島 定吉
尾崎 行雄 新谷寅三郎

第三百三條の表の第二号本文を次のように改める。

二 第十條の規定による落成後の検査を受ける者

同條の表中第三号を第四号とし、以下第七号まで一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者

イ 船舶局

空中線電力五十ワット以下のもの 千八百円

空中線電力二百ワット以下のもの 三千円

空中線電力二千ワット以下のもの 四千元

空中線電力二キロワット以下のもの 四千五百円

空中線電力二キロワットをこえるもの 七千五百円

要領書

一、委員会の決定の理由

電波に關する科学技術の発達に伴い、その応用面の著しく拡大された今日、大正四年に施行された現行無線電信法ではこの事態に對し得なくなつたから休養、内容ともに現在の状況に即した新しい法律を制定し現行無線電信法を廢止しようとするもので大体において適切な法案である。ただ、施設について毎年行われる定期検査の手数料について原案の半額に修正した。

二、事件の利害得失

わが國の無線業務に關する基本法を確定し、且つ、放送を民間に開放し、電波の利用を公正、且つ能率的ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行について別段費用を要しない。

電波法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月八日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿

電波法案

第一章 總則(第一條-第三條)

第二章 無線局の免許(第四條-第二十七條)

第三章 無線設備(第二十八條-第三十八條)

第四章 無線従事者(第三十九條-第五十一條)

第五章 運用

第一節 通則(第五十二條-第六十一條)

第二節 海岸局及び船舶局の運用(第六十二條-第七十條)

第六章 監督(第七十一條-第八十二條)

第七章 聴聞及び訴訟(第八十三條-第九十九條)

第八章 雑則(第一百條-第一百四條)

第九章 罰則(第一百五條-第一百十六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基き命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 「電波」とは、十キロサイクルから三百メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の總体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であつて、電波監理委員会の免許を受けたものをいう。

(電波に關する條約)

第三條 電波に關し條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 無線局の免許

(無線局の開設)

第四條 無線局を開設しようとする者は、電波監理委員会の免許を受けなければならない。但し、発射する電波が著しく微弱な無線局で電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

2 公衆通信業務(公衆の一般の利

八七四

用に供する無線通信の業務をいう。以下同じ。を行ふことを目的とする無線局は、国でなければ、開設することができない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與えない。

一 日本国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員

の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

五 この法律又は放送法(昭和

年法律第 号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 無線局の免許の取消を受けた、その取消の日から二年を経過しない者

二 前項の規定は、左に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験無線局(科学又は技術の発達のための実験に專用する無線局をいう。以下同じ。)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十四條の船舶の無線局

(免許の申請)

第六條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければなら

ない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間(運用することが出来る時間をいう。以下同じ。)

七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日

八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

九 運用開始の予定期日

二 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)をする無線局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければなら

ない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

二 事業計画及び事業収支見積

三 放送事項

四 放送区域

三 船舶局(船舶無線電信局(船舶の無線通信を行うもの)及び船舶無線電話局(船舶の無線局であつて、無線電話により無線通信を行うもの)をいう。以下同じ。))の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符

字をあわせて記載しなければなら

ない。

(申請の審査)

第七條 電波監理委員会は、前條の申請書を受理したときは、〇その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当が可能であること。

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

四 前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

第八條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合している

と認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を與える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)

四 空中線電力

五 運用許容時間

二 電波監理委員会は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

(工事設計の変更)

第九條 前條の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければなら

ない。但し、電波監理委員会規則で定める軽微な事項については、この限りでない。

二 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくそ

の旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

三 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければなら

ない。

(落成後の検査)

第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。

(免許の拒否)

第十一條 第八條第一項第一号の期限(同條第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)経過後二週間以内に前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の附屬)

第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同條第二項第一号の工事設計(第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が〇第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年(放送を目的とする無線局については、三年)をこえない範囲内において電波監理委員会規則で定める。但し、再免許を妨げない。

の旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

三 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければなら

ない。

(落成後の検査)

第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。

(免許の拒否)

第十一條 第八條第一項第一号の期限(同條第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)経過後二週間以内に前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の附屬)

第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同條第二項第一号の工事設計(第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が〇第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年(放送を目的とする無線局については、三年)をこえない範囲内において電波監理委員会規則で定める。但し、再免許を妨げない。

二 船舶安全法第四條(同法第十四條の規定に基き政令において準用する場合を含む。以下同じ。))の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令(昭和二十四年政令第三百六号)第五條の漁船の船舶無線電信局の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

(免許状)

第十四條 電波監理委員会は、免許を與えたときは、免許状を交付する。

二 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。))の氏名又は名称

三 無線局の種別

四 無線局の目的

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 呼出符号又は呼出名称

九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式

十 空中線電力

十一 空中線の型式及び構成

十二 運用許容時間

三 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければなら

ない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項

二 放送事項

三 放送区域

(再免許の手続)

第十五條 第十三條第一項但書の再免許については、第六條及び第八

條から第十二條までの規定にかかわらず、電波監理委員会規則で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始の届出)

第十六條 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

(変更等の許可)

第十七條 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ電波監理委員会からの許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

第十八條 前條第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事を許可を受けた免許人は、電波監理委員会の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同條同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

(申請による周波数等の変更)

第十九條 電波監理委員会は、免許人が呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許人の地位を承継する。

第二十一條 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

第二十二條 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。無線局の運用を一箇月以上休止するときは、同様とする。

第二十三條 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失ふ。

第二十四條 免許人がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

第二十五條 電波監理委員会は、免許をしたときは、その無線局について、電波監理委員会規則で定める事項を公示する。

(周波数の公開)

第二十六條 電波監理委員会は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。

(免許の特例)

第二十七條 外国において取得した船舶の無線局については、電波監理委員会は、第六條から第十四條まで及び第二十五條の規定によらないで免許を與えることができる。

第二十八條 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九條 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、電波監理委員会規則で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を與えるものであつてはならない。

第三十條 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を與えることがないように、電波監理委員会規則で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一條 電波監理委員会規則で定める送信設備は、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二條 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、電波監理委員会規則で定めるものを備えなければならない。

(非常用、送話等の備えつけ)

第三十三條 船舶局の通信室には、非常用を備えなければならない。

第三十四條 船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信(以下「義務無線電信」という。)の主送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものでなければならない。

第三十五條 義務無線電信の通信室には、非常用を備えなければならない。

第三十六條 船舶安全法第二條(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。)の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に設置しなければならない無線電信は、左に掲げる条件に適合したものでなければならない。

一 五百キロサイクルの周波数により送り、及び受けることができること。

二 連続して三時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものであること。

種局については百五十キロメートル以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 直ちに完全に操作できること。

二 前項の補助装置は、船舶の最高満載きつ、水線上のなるべく高い安全な位置に設置することを要する。

三 送信又は受信の主装置が前二項の条件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條 義務無線電信の通信室には、非常用を備えなければならない。

第三十六條 船舶安全法第二條(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。)の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に設置しなければならない無線電信は、左に掲げる条件に適合したものでなければならない。

一 五百キロサイクルの周波数により送り、及び受けることができること。

二 連続して三時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものであること。

四 受信装置は、鉱石検波の方式

によつても受信できること。
五 機器は、救命艇の機関による振動に耐えること。
六 有効な防水装置があること。
(無線設備の機器の検定)
第三十七條 第三十一條の規定により備えつけなければならない周波

数測定装置、船舶に施設する緊急自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。
(その他の技術基準)

第三十八條 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、電波監理委員会規則で定める技術基準に適合するものでなければならぬ。
第四章 無線従事者

(無線設備の操作)
第三十九條 無線局の無線設備の操作は、次條の定めるところにより、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他電

波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
(無線従事者の従事範囲)
第四十條 無線従事者の資格は、左の表の上欄に掲げるとおりとし、それぞれ下欄に掲げる無線局の無線設備の操作を行うことができるものとする。

無線従事者の資格	行うことができる無線設備の操作
第一級無線通信士	無線設備の通信操作 船舶に施設する無線設備の技術操作 陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作 国内通信のための無線設備の通信操作 第一級無線通信士の指揮の下に行う、国際通信のための無線設備の通信操作
第二級無線通信士	船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作 漁業用の海岸局(船舶局と通信を行うため陸上に開設した無線局をいう。以下同じ。)の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話の技術操作 空中線電力五十ワット以下の可搬型の無線電信及び無線電話の技術操作
第三級無線通信士	第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う、国内通信のための無線設備の通信操作 漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作 漁業用の海岸局の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作

電話級無線通信士	聴守員級無線通信士	第一級無線技術士	第二級無線技術士	第一級アマチュア無線技術士	第二級アマチュア無線技術士	特殊無線技術士
船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作 漁業用の海岸局の空中線電力五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作	船舶に施設する無線電信の通信操作(遭難信号、緊急信号及び安全信号の聴守に限る。)	無線設備の技術操作	第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作 空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作	アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)の無線設備の通信操作及び技術操作	空中線電力百ワット以下で五十メガサイクル以上又は八メガサイクル以下の周波数を使用するアマチュア無線局の無線電話の通信操作及び技術操作	電波監理委員会規則で定める無線設備の操作

(免許)
第四十一條 無線従事者にならうとする者は、前條の資格別に行う無線従事者国家試験に合格し、合格の日から三箇月以内に電波監理委員会の免許を受けなければならない。
(免許を與えない場合)

第四十二條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者の免許を與えないことができる。
一 第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者
(無線従事者原簿)
第四十三條 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備えつけ、免許に

関する事項を記載する。
(免許の有効期間)
第四十四條 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。
(免許の更新)
第四十五條 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請す

ることができ、
2 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、無線従事者国家試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。
一 免許の有効期間中通算して二年六箇月以上当該免許に係る業

務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反しなかつた者

二 免許の有効期間中満了して一年六箇月以上及び申請前一年以内に六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反しなかつた者

3 第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、電波監理委員会は、申請者の当該設備の操作に關する免許に係る業務の経歴及び成績によつて、無線従事者國家試験の○一部を免除することが出来る。

4 免許の更新については、第四十二條及び第四十四條の規定を準用する。

(無線従事者國家試験)

第四十六條 無線従事者國家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行ふ。

第四十七條 無線従事者國家試験は、第四十條の資格別に、毎年少くとも一回電波監理委員会が行ふ。

第四十八條 無線従事者國家試験に關して不正の行為があつたときは、電波監理委員会は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことが出来る。

(命令への委任)

第四十九條 第四十一條から前條までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に關する

る手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者國家試験の実施細目は、電波監理委員会規則で定める。

(通信長の配置等)

船舶無線電信局

第一種局(総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンをこえる旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)

第二種局甲(船舶安全法第四條の船舶であつて総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)

第二種局乙(旅客船以外の船舶の船舶無線電信局第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。以下同じ。)

第五十條 左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長(船舶通信士の長をいう。)としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

無線通信士

通信長となる前^五十年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

通信長となる前^五十年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前^五十年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

電波監理委員会

電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

(委任)

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

第五節 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局については放送事項)の範圍をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

この限りでない。

一 遭難通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行ふ無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行ふ無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信(船舶の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置して行ふ無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他電波監理委員会規則で定める通信

第五十三條 無線局を運用する場合においては、呼出符又は呼出名称、電波の型式、周波数、発振及び変調の方式並びに空中線の型式及び構成は、免許状に記載されたところによらなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十四條 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範圍内で通信を行うため必要最小のものではないなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十五條 無線局は、第八條第一項の規定により指定する運用許可時間内でない限り、運用してはならない。但し、第五十二條各号に掲げる通信を行う場合及び電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(通信等の防止)

第五十六條 無線局は、他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を與えないように運用しなければならない。但し、第五十二條第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

(疑似空中線回路の使用)

第五十七條 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく疑似空中線回路を使用しなければならない。

一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

二 実験無線局を運用するとき。

(実験無線局等の通信)

第五十八條 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第五十九條 何人も法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを利用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)

第六十條 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他電波監理委員会規則で定める書類を備えつけておかなければならない。

(通信方法等)

第六十一條 無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の

照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用

(船舶局の運用)

第六十二條 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(運用しなければならない時間)

第六十三條 船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時、第二種局にあつては電波監理委員会規則で定める時間の時間運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の時間運用の時間は、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とする。

3 海岸局は、常時運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める海岸局については、この限りでない。

(沈黙時間)

第六十四條 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎまで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(第一沈黙時間)という。以下同じ。

2 海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で電波監理委員会規則で定める時間(第二沈黙時間)という。以下同じ。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

(遵守義務)

第六十五條 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用に必要ならぬ時間(以下「運用義務時間」という。)中は、五百キロサイクルの周波数で遵守しなければならない。但し、第一沈黙時間中を除く外、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

2 前項第二項の電波監理委員会規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用義務時間中は、その周波数で遵守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める第二沈黙時間中を除く外、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

(遭難通信)

第六十六條 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信を優先して、直ちにこれに応答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等救助の通信に關し最善の措置をとらなければならない。

2 無線局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

(安全通信)

第六十八條 海岸局及び船舶局は、すみやかに、且つ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

(船舶局の機器の調整のための通信)

第六十九條 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

(通信圈出入の通知)

第七十條 船舶無線電信局は、海岸局の通信圈に入つたとき、又はその通信圈を去るときは、

その旨をその海岸局に通知しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の海岸局の通信圈は、電波監理委員会規則で定める。

第六章 監督

(周波数等の変更)

第七十一條 電波監理委員会は、電波の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は軽微な変更を要するにとどまる場合に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更によつて生じた損失を当該局の責任者に補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の規定によつて通達すべき損失とする。

4 第二項の補償金額に不服がある者は、賠償金決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもち、その賠償を請求することができる。

5 前項の訴においては国を被告とする。

(電波の発射の停止)

第七十二條 電波監理委員会は、無線局の発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 電波監理委員会は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則の定めるものに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

3 電波監理委員会は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めらるるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

(検査)

第七十三條 電波監理委員会は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させる。但し、その年に免許を受けた無線局及び外国地間を航行中の船舶の無線局については、この限りでない。

2 電波監理委員会は、前項第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同條第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させることができる。

3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(非常の場合の無線通信)

第七十四條 電波監理委員会は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序

の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 電波監理委員会が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(無線局の免許の取消等)

第七十五條 電波監理委員会は、免許人が第五條の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。

第七十六條 電波監理委員会は、免許人がこの法律Q若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許可時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 電波監理委員会は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七條の許可を受け、又は第十九條の規定による指定の変更を行つたとき。

三 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

第七十七條 電波監理委員会は、前二條の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人に送付しなければならない。

(空中線の撤去)

第七十八條 無線局の免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

(無線従事者の免許の取消等)

第七十九條 電波監理委員会は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したとき。

二 不正な手段により免許又は免許の更新を受けたとき。

2 第七十七條の規定は、前項の規定による取消又は停止に準用する。

(報告)

第八十條 無線局の免許人は、左に掲げる場合は、電波監理委員会規則で定める手続により、電波監理委員会に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

三 第二十五條の規定により公示された無線局の無線設備以外の無線設備から電波が発射されたことを認めたとき。

四 無線局が外国において、あらかじめ電波監理委員会が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一條 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があるとき、免許人に対し、無線局に報告を求めることができる。

(受信設備に対する監督)

第八十二條 電波監理委員会は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 電波監理委員会は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

3 第七十三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(聴聞の専断)

第八十三條 電波監理委員会は、左に掲げる場合は、この章に定めるところに従ひ聴聞を行わなければならない。

一 第四條Q但書(免許を要しない無線局)、第七條第一項第四号(無線局の開張の根本的基準)、第十三條第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五條(再免許の手続)、第二十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九條(受信設備の條件)、第三十條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一條(周波数測定装置の備えつけ)、第三十二條(計器及び予備品の備えつけ)、第三十四條(補助装置の備えつけ)、第三十七條(無線設備の機器の検定)、第三十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十九條(無線設備の操作)、第四十條(特殊無線技士の従事範囲)、第四十九條(国家試験の細目等)、第五十條第二項(無線従事者の資格別員数の指定)、第五十二條第六号(目的外使用)、第五十五條(運用許可時間外運用)、第六十一條(通信方法等)、第六十四條第二項(第二沈黙時間)、第六十五條第二項(聴守義務)及び第百條第一項第二号(高周波利用設備)の規定による電波監理委員会規則を制定しようとするとき。

二 第七十六條第二項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三 電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき。

2 電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聴聞を行うことができる。

(異議の申立)

第八十四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を電波監理委員会に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

(申立の却下)

第八十五條 電波監理委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに申立を却下する。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その正本を申立人に送付しなければならない。

(聴聞の開始)

第八十六條 第八十四條の規定による異議の申立があつたときは、電波監理委員会は、前條の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條 聴聞は、電波監理委員会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要である場合において電波監理委員会が聴聞を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八條 聴聞の開始は、利害関係者(異議の申立に係る聴聞の場合には利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。)(に対し、審理官(前條但書の場合はその委員。以下同じ。)(の名をもつて、事案の要旨、聴聞の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した聴聞開始通知書を送付して行う。

2 前項の聴聞開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

(参加)

第八十九條 前條に定める者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加する旨を申し出なければならない。

(代理人)

第九十條 利害関係者は、弁護士その他の適當と認める者を代理人に選

も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。
第百六條 自己若しくは他人に利益を與え、又は他人に損害を加ふる目的で、無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

2 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に處する。

第百七條 無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役又は禁に處する。

第百八條 無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を發した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

第百九條 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は傍用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は傍用したときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

第百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。
一 第四條第一項の規定による免許がないのに、無線局を運用した者

二 第百條第一項の規定による許可がないのに、同條同項の設備を運用した者

三 第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反して無線局を運用した者
四 第十八條の検査を受けずに無線設備を運用した者
五 第七十二條第一項又は第七十六條第一項（以上の各規定を第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の發射又は運用を停止された無線局又は第百條第一項の設備を運用した者
六 第七十四條第一項の規定による処分を違反した者
第七十三條第二項若しくは第二項の又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。
一 第六十二條第一項の規定に違反した者
二 第六十四條第一項の規定に違反した者
三 第七十六條第一項（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者
四 第七十八條の規定に違反した者

五 第八十二條第一項（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
第百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第百十條から第百十二條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

第百十五條 第九十一條の規定による審理官の処分を違反して、出頭せず、陳述をせず。若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千元以下の過料に處する。

第百十六條 左の各号の一に該当する者は、三千元以下の過料に處する。
一 第二十條第三項の規定に違反して、届出をしない者
二 第二十二條（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者
三 第二十四條（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者

附則
（施行期日）
第百十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

一 第三十九條の規定に違反した者
二 第六十四條第一項の規定に違反した者
三 第七十八條の規定に違反した者
四 第七十九條第一項の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者
五 第八十二條第一項（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

一 この法律施行の期日は、公布の日から起算して二十日を過ぎた日から施行する。但し、その期日は、昭和二十五年四月二日以後であつてはならない。
（無線電信法の廃止）
二 無線電信法（大正四年法律第二十六号。以下旧法という。）は、廃止する。

三 旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に関する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。
（旧法の罰則の適用）
四 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

五 無線従事者に関する経過規定
六 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定規則（昭和六年通信省令第八号）の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聽守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。
七 旧電気通信技術者資格検定規則（昭和十五年通信省令第十三号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級（無線）の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の

は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。
八 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失ふ。

九 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事してゐる者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくとも、無線設備の技術操作に従事することが出来る。
十 この法律施行後三年間は、第二級無線通信士は、第四十條の規定にかかわらず、東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内において、國際通信を行つたことが出来る。

（この法律の施行前になした処分等）
第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相當する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の

は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。
八 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失ふ。

九 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事してゐる者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくとも、無線設備の技術操作に従事することが出来る。
十 この法律施行後三年間は、第二級無線通信士は、第四十條の規定にかかわらず、東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内において、國際通信を行つたことが出来る。

（この法律の施行前になした処分等）
第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相當する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の

は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。
八 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失ふ。

九 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事してゐる者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくとも、無線設備の技術操作に従事することが出来る。
十 この法律施行後三年間は、第二級無線通信士は、第四十條の規定にかかわらず、東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内において、國際通信を行つたことが出来る。

（この法律の施行前になした処分等）
第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相當する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の

3 委員は、任期が満了した場合において、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職) 第十八條 委員は、第十六條第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免) 第十九條 内閣総理大臣は、委員が第十六條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、○当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第二十一條 委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

(委員の報酬) 第二十二條 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法) 第二十三條 経営委員会は、委員長並びにその他の委員及び会長のうち四人以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(役員) 第二十四條 協会に、役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事三人及び監事二人を置く。

第二十五條 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行に従ひ、その業務を総理する。

第二十六條 会長は、協会の代表とし、経営委員会の定めるところに従ひ、その業務を総理する。2 副会長は、会長の定めるところにより、協会の代表とし、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会の代表とし、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、会長、副会長及び理事の執行業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。第二十七條 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に當つては、経営委員会は、委員六人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十六條第四項の規定を準用する。この場合において同項第六号中「放送事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と読み替へるものとする。

第二十八條 会長、副会長、理事及び監事の任期は、三年とする。但し、補欠の会長は、前任者の残任期間に在任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十九條 経営委員会は、会長若しくは監事が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の兼職禁止) 第三十條 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業に投資してはならない。

(民法等の準用) 第三十一條 民法第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(假理事)及び第五十七條(特別代理人)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項(假理事等の選任の管轄)の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料) 第三十二條 協会の標準放送(五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。)を受信することのできる受信設備を設備した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的とし、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

3 2 協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるものでなければ、前項の受信料を免除してはならない。

4 3 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(國際放送実施の命令) 第三十三條 電波監理委員会は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に國際放送を行ふべきことを命ずることが出来る。

(放送に関する研究) 第三十四條 電波監理委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第九條第一項第四号の範圍内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(國際放送等の費用負担) 第三十五條 前二條の規定により協会の執行業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二條の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範圍内でしなければならない。

(事業年度) 第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(収支予算、事業計画及び資金計画) 第三十七條 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 電波監理委員会が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを變更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第三十二條第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、国会が、第一項の収支予算を承認することにより、定める。

(業務報告の提出) 第三十八條 協会は、毎事業年度の

業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の業務報告書を受領したときは、これに意見を附して内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を国会に提出しなければならない。

(支出の制限)

第三十九條 協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

(貸借対照表等の提出)

第四十條 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の書類を受領したときは、これを内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(会計検査院の検査)

第四十一條 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債権)

第四十二條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放

送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

7 前六項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法(明治三十二年法律第四十八号)及び非営利事業団法(昭和二十五年法律第二十号)の規定を準用する。

(放送の休止及び廃止)

第四十三條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

(放送番組の編集)

第四十四條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄與するように、最大の努力を拂わなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表し

なければならない。

3 協会は、放送番組の編集に當つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に關係がある事項について、事実をきげないで報道すること。

二 政治的に公平であること。意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(政治的に公平)

第四十五條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

(放送の禁止)

第四十六條 協会は、いかなる表現によるかを問はず、他人の営業に關する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の保護等の制限)

第四十七條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問はず、これを他人の支配に属させることができない。

2 電波監理委員会は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

(免稅)

第四十八條 協会には、所得稅及び法人稅を課さない。

(土地收用)

第四十九條 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條の土地を收用し、又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十條 協会の解散については、別に法律で定める。

2 協会の解散した場合には、協会の總會は、別に開く。

第三章 一般放送事業者(廣告主及び廣告放送の告知)

第五十一條 一般放送事業者(協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。)(が、對価を得て廣告放送をするときは、廣告主の氏名又は名称及び廣告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

(候補者放送)

第五十二條 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じて、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に關する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、

同条の條件。

同一の放送設備により、同等な條件の許可において、同一時間の放送をさせなければならない。

(放送番組の編集)

第五十三條 第四十四條第三項の規定は、一般放送事業者に準用する。

第四章 罰則

第五十三條 協会の役員又は職員がその職務に關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員にならうとする者がその担当しようとする職務に關して請託を受けて賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

3 協会の役員又は職員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の行為をなし、又は相當の行為をしなかつたことに關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

5 第一項から第三項までの場合において、協会の役員又は職員が收受した賄ろは、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その額額を追徴する。

第五十四條 左の場合においては、その違反行為をした協会の役員を、十万円以下の罰金に処する。

一 第九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十一條第二項、第三十二條第二項若しくは第四項、第四十二條第一項、第四十三條第一項又は第四十七條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條 第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同條の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対しては前條第二項の告訴は、その法人又は人に對しても効力を生じ、その法人又は人に對しては告訴は、当該行為者に対して効力を生ずるものとする。

第五十七條 協会の役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十八條 協会の役員が第四十三條第二項の規定に違反して届出をしないときは、三千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項から施行する。

第十項までの規定は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

2 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十六條の例により、協会の経営委員会の委員となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された委員となるべき者は、協会の設立前に第二十七條第一項及び第二項の例により、社団法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、協会の会長となるべき者を指名する。

4 第二項の規定により第十六條の例による場合において、同條第四項第六号中「放送事業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替へるものとする。

5 第二項の規定により指名された委員となるべき者及び第三項の規定により指名された会長となるべき者は、協会の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ協会の最初の経営委員会の委員又は会長に任命されたものとす。

6 但し、その委員の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年、三人については二年、二人については三年とする。

7 電気通信大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

8 電気通信大臣は、前項の規定により設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に對し、その社員の出資した金額を社員に返還すべきことを命じなければならぬ。

9 設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければならない。

10 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を第三項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

11 第三項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、〇設立の登記をしなければならない。

12 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

立の日までに社員の出資した金額を社員に返還しなければならない。

(協会の設立)

2 設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を第三項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

4 第三項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、〇設立の登記をしなければならない。

5 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 協会の成立したときは、その時に、社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務は、協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14 社団法人日本放送協会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

15 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者は、協会成立の時に協会の職員となるものとす。

16 協会の最初の收支予算、事業計画及び資金計画については、第十四條及び第三十七條の規定は、適用しない。

17 協会が徴収する受領料は、第三十七條第四項の規定により国会が定めるまで、月額三十五円とする。

(登録税法の改正)

登録税法(明治二十九年法律第九号)

第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三の次に次の一條を加へる。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会が放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ三

二 登記事項ノ変更、消滅又ハ廢止 毎一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公団」の下に「日本放送協会」を、「公団ニ關スル法令」の下に「放送法」を加へる。

(地方税法の改正)

地方税法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省から郵政省に委託された業務」の下に「日本放送協会から郵政省に委託された業務」を加へる。

第十三條第十一号の次に次の一号を加へ、同條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加へる。

十一の二 放送受信設備

第百十三條中「書籍」の下に「並びに放送」を加へる。

(郵政省設置法の改正)

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「電気通信省から委託された業務」の下に「日本放送協会から委託された業務」を加へる。

第八條第十三号の次に次の一号を加へる。

十三の二 日本放送協会から委託された業務を處理すること。

(郵政事業特別会計法の改正)

郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

別表

一	二	三	四	五	六	七	八
東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣	栃木縣 山梨縣 長野縣 新潟縣	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣 石川縣 福井縣	富山縣 大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣	廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣	愛媛縣 徳島縣 香川縣 高知縣	熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣	鹿兒島縣 那霸縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣 北海道

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

電波監理委員会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十五年四月八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

電波監理委員会設置法案

電波監理委員会設置法

(目的)

第一條 この法律は、電波監理委員
会の所掌事務の範囲及び権限を明
確に定めるとともに、その所掌す
る行政事務を能率的に遂行するに
足る組織を定めることを目的とす
る。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十
三年法律第二十号)第三條第二
項の規定に基づいて、総理府の外局
として、電波監理委員会を設置す
る。

(所掌事務)

第三條 電波監理委員会は、左に掲
げる事務をつかさどる。

- 一 無線局の開設の根本的基準を
定めることその他無線局(高周
波利用設備を含む。以下同じ。)
の免許等に関すること。
- 二 無線設備(高周波利用設備を
含む。以下同じ。)の技術基準
を定めること。
- 三 無線局の運用に関すること。
- 四 無線従事者国家試験に関する
こと。
- 五 無線従事者の免許に関するこ
と。
- 六 日本放送協会に関すること。

七 電波監理委員会の処分に対す
る異議の申立の聴聞に関するこ
と。

八 前各号に掲げるものの外、電
波及び放送の規律に関するこ
と。

(権限)

第四條 電波監理委員会は、この法
律に規定する所掌事務を遂行する
ため、左に掲げる権限を有する。
但し、その権限の行使は、法律
(これに基く命令を含む。)に従つ
てなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂
行に必要な支出負担行為をする
こと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の
遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務の遂行に直接必要な
事務所、業務施設、研究施設等
を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な
業務用資材、研究用資材、事務
用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のため必
要な施設をし、及び管理するこ
と。

八 職員に貸與する宿舍を設置
し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調
査資料を作成し、刊行し、及び
頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行
うこと。

十二 電波監理委員会の公印を制
定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人そ
の他の団体につき、許可又は認
可を與へること。

十四 所掌事務に関し、報告を徴
すること。

十五 電波の利用に関する業務及
び技術の研究及び調査であつ
て、所掌事務を遂行するのに必
要なものを自ら行い、又は自ら
行うことを不利と認める場合に
これを部外の研究機関に委託す
ること。

十六 所掌事務を遂行するのに必
要な特許権及び実用新案権並び
にこれらの実施権を取得するこ
と。

十七 條約により定められた範圍
内において電波の管理に関する
國際的取極を商議し、及び締結
すること並びに國際電氣通信連
合その他の機關と連絡するこ
と。

十八 無線局の開設を免許し、又
は承認すること。

十九 無線局についてその無線設
備、無線従事者の資格及び員数
等を検査すること。

二十 電波を監視し、及び規律す
ること。

二十一 周波数標準値を定め、標
準電波を発射し、及び標準時を
通報すること。

二十二 電波が伝わる状況を予報
し、及び電波の伝わり方の異常
に関して警報を発すること。

二十三 無線設備の技術基準を定
めること。

二十四 委託により、無線設備の
機器の型式検定をすること。

二十五 無線従事者国家試験を行
い、及び無線従事者免許を與え
ること。

二十六 委託により、無線設備の
性能試験及びその機器の校正を
行うこと。

二十七 委託により、無線局の周
波数を測定すること。

二十八 日本放送協会の定款の変
更を認可すること。

二十九 日本放送協会に対し、國
際放送を行うべきことを命ずる
こと。

三十 日本放送協会とその放送を
受信する者との契約の條項を認
可すること。

三十一 日本放送協会の放送設備
の譲渡、賃貸等につき認可する
こと。

三十二 日本放送協会が放送受信
用機器の修理業務を行うことが
できる場所を指定すること。

三十三 前各号に掲げるものの
外、法律(これに基く命令を含
む。)に基き、電波監理委員会に
属せられた権限

(組織)

第五條 電波監理委員会は、委員長
一人及び委員六人をもつて組織す
る。

(委員長及び委員の任命)

第六條 委員長及び委員は、公共の
福祉に關し公正な判断をすること
ができ、広い経験と知識を有する
者のうちから、両議院の同意を得
て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了
し、又は欠員を生じた場合におい
て、国会の閉会又は衆議院の解散
のため、両議院の同意を得ること
ができないときは、内閣総理大臣
は、前項の規定にかかわらず、兩
議院の同意を得ないで委員長又は
委員を任命することができる。こ

の場合においては、任命後最初の
国会において、両議院の同意を得
なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、
委員長又は委員となることがで
きない。

一 禁以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の
処分を受け、当該処分の日から
二年を経過しない者

三 国会議員

四 政党の役員(任命の日以前一
年間に於いてこれに該当した者
を含む。)

五 放送事業者若しくは無線設備
の機器の製造業者若しくは販売
業者又はこれらの者が法人であ
るときはその役員(いかなる名
称によるかを問はずこれと同等
以上の職権若しくは支配力を有
する者を含む。以下この條中同
じ。若しくはその法人の議決権
の十分の一以上を有する者(任
命の日以前一年間においてこれ
らに該当した者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の団体の
役員(任命の日以前一年間に於
いてこれに該当した者を含む。)

4 委員長及び委員の任命について
は、四人以上が同一の政党に属す
る者となることとなつてはならな
い。

(宣誓及び服務)

第七條 委員長及び委員は、任命
後、内閣総理大臣の面前におい
て、服務の宣誓をした後でなけれ
ば、その職務を行つてはならな
い。

2 国家公務員法(昭和二十二年法
律第二十号)第九十六條、第九
十八條から第二百二條まで及び第
百五條の規定は、委員長及び委員に
適用する。

(兼職の禁止)

第八條 委員長及び委員は、営利を目的とする団体の役員となり、自ら営利事業に従事し、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(任期)

第九條 委員長及び委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(退職)

第十條 委員長又は委員は、第六條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第六條第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち四人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

(委員長)

第十三條 委員長は、電波監理委員會の会務を総理し、電波監理委員會を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について、委員長が任命する。

(給與)

第十四條 委員長及び委員は、別に法律で定めるところにより給與を受ける。

(退職後の就職の制限)

第十五條 委員長又は委員であつた者は、その退職後一年間は、第六條第三項第五号及び第六号に掲げる職についてはならない。

(会議及び手続)

第十六條 電波監理委員會は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 電波監理委員會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 電波監理委員會の会議の議事は、議事録として記録しておかなければならない。この記録は、電波監理委員會規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。

4 前三項に定めるものの外、電波監理委員會の会議の議事に關する手続は、電波監理委員會規則で定める。

(規則の制定)

第十七條 電波監理委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員會規則を制定することができる。

(報告)

第十八條 電波監理委員會は、第十六條の規定による會議を開いて議決をしたときは、その要旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

2 電波監理委員會は、左に掲げる事項について調査し、毎年一回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

一 無線局の開設の状況
二 放送番組の状況及びその改善の方策
三 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策
四 無線設備の改善の方策
五 電波の利用に關する業務及び技術の発達を圖る方策
六 その他電波監理委員會の所掌に屬する事項の状況

(審理官)
第十九條 電波法(昭和二十五年法律第 号)第七章に定める聽聞を行うため、電波監理委員會に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員會の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

(事務局)

第二十條 電波監理委員會に、事務局として電波監理總局を置く。

2 電波監理總局は、電波監理委員會の事務を處理する。

3 電波監理總局の長は、電波監理委員長とする。電波監理委員長は、電波監理委員會の指揮監督を受け、電波監理總局の事務を掌理する。

4 電波監理委員長は、電波監理委員會の同意を得て、委員長が任命する。

る。これを罷免するときも、同様とする。

5 電波監理委員會は、その所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、その権限に屬する事項の一部を電波監理總局に行わせることができる。

(内部組織)

第二十一條 電波監理總局に、官房及び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部
電波部

(官房の事務)

第二十二條 官房においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 公印を制定し、及び管理すること。
三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
四 無線局の免許に關する意見をとりまとめること。

五 分課に關すること。

六 聽聞に關すること。

七 監察を行うこと。

八 周知宣伝に關すること。

九 調査及び統計に關すること。

十 職員、定員、職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十二 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第二十三條 法規經濟部においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律に關する條約及び法令に關すること。
二 國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

三 無線局の開設の根本的基準に關すること。

四 無線局の免許に關すること。

五 無線局の運用に關すること。

六 無線従事者國家試験に關すること。

七 無線従事者の免許に關すること。

八 日本放送協會等電波監理委員會の所掌事務に係る公益法人その他の団体に關すること。

九 日本放送協會が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所の指定に關すること。

十 電波監理委員會の所掌事務に係る法務に關すること。

十一 社会的、経済的な見地からする電波及び放送の規律に關すること。

(施設監督部の事務)

第二十四條 施設監督部においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線設備の技術基準に關すること。但し、電波部の所掌に屬するものを除く。

二 無線局の免許に關すること。但し、法規經濟部の所掌に屬するものを除く。

三 無線局の運用に關すること。
但し、法規經濟部の所掌に屬するものを除く。

四 國際無線波登録委員會との連絡に關すること。

五 無線局の検査に關すること。

六 技術的見地からする電波及び放送の規律に關すること。但し、電波部の所掌に屬するものを除く。

(電波部の事務)

第二十五條 電波部においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の利用に關する技術的研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機關に委託すること。

二 無線局に對し指定すべき周波数を決定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。

四 無線設備の機器の技術基準を定め、並びに無線設備の機器の型式検査をすること。

五 電波の伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に關して警報を發すること。

六 電波の監視に關すること。

七 無線局の電波の放射の臨時の停止に關すること。

八 國際無線通信諮問委員會及び國際電波監視機關との連絡に關すること。

九 無線設備の機器の校正をすること。

十 電波監理委員會の所掌事務を遂行するに必要な施設であつて無線設備に關するものの設置及び管理に關すること。

十一 電波技術審議會に關すること。

十二 電波観測所に關すること。

(地方機關)
第二十六條 電波監理總局の地方機關として、地方電波監理局を置く。

2 地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 稱	位 置	管 轄 区 域
關東電波監理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣 新潟縣 靜岡縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 京都市 兵庫縣 奈良縣 大府府 和歌山縣 滋賀縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣 熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 鹿兒島縣 北九州 秋田縣 山形縣 福島縣 岩手縣 青森縣 北海道
北海電波監理局	札幌市	
東北電波監理局	仙台市	
四國電波監理局	松山市	
九州電波監理局	熊本市	
中国電波監理局	広島市	
近畿電波監理局	大阪市	
信越電波監理局	長野市	
東海電波監理局	名古屋市	
北陸電波監理局	金沢市	

3 地方電波監理局は、電波監理總局の事務の一部を分掌するものとす。その範圍は、政令で定める。

4 第二十五條第六号及び第七号に掲げる事務については、第二項の管轄区域にかかわらず、電波監理委員會規則で別段の定をすることができ。

5 地方電波監理局の内部組織は、電波監理委員會規則で定める。

6 電波監理委員會は、地方電波監理局の事務の一部を分掌させるため必要があるときは、電波監視局を置く。

7 前項の電波監視局及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電波監理委員會規則で定める。

(附屬機關)
第二十七條 左の表の上欄に掲げる機關は、電波監理委員會の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
電波技術審議會	電波監理委員會の諮問に應じて、電波の技術に關する事項について調査審議すること。
電波観測所	電波監理委員會の所掌事務を行うのに必要な電波の伝わり方の観測及び研究を行うこと。
職員訓練所	電波監理委員會の職員の訓練を行うこと。

2 電波技術審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

3 電波観測所及び職員訓練所の名称、位置及び内部組織は、電波監理委員會規則で定める。

(職員)

第二十八條 電波監理委員會に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第二十九條 電波監理委員會に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(罰則)

第三十條 第八條若しくは第十五條の規定に違反した者は、一年以下の

の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。

2 第六條第一項の規定による電波監理委員會の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初に任命される委員の任期は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「外國為替管理委員會」を「電波監理委員會」に改める。

第十八條中 「外國為替管理委員會」を「電波監理委員會」に改める。

外國為替管理委員會	外國為替管理委員會
電波監理委員會	電波監理委員會

二十四年法律第二百二十九号)を「電波監理委員會」に改める。

理委員會設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)を「電波監理委員會」に改める。

國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の總理府の項中「外國為替管理委員會」を「電波監理委員會」に改める。

に改め、同表の電氣通信省の項中「電波庁」を削る。

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の第一條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 電波監理委員會の委員長及び委員

別表中「統計委員會委員長」を「統計委員會委員長」に、「公正取引委員會委員長」を「電波監理委員會委員長」に改める。

「公正取引委員会委員
員会委員」を
電波監理委員会委員

7 この法律施行の際、現に電波行政の職員である者は、電波監理委員会委員の職務に同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に命令を発せられたときは、この限りでない。

8 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「地方電波管理局の出張所」を「電波監理局、地方電波監理局の出張所、電波観測所」に改める。

9 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定の適用については、電波監理委員会の職員は、電氣通信省の職員とみなす。

10 電氣通信省設置法第四十七條の規定の適用については、電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省の職員及びその家族とみなす。

〔松野喜内君登壇、拍手〕

○松野喜内君 只今議題となりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の電氣通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず右三法案の提案の理由といたしますところは、最近における科学や技術の進歩に伴いまして、放送を含む電波の利用面の拡大は実に驚歎に値するものがあるにも拘わらず、電波行政に関する現行の基準法といたしましては無線電信法があるのみであります。而もこれは大正四年に施行せられたものでありまして、その内容及び体裁において今日の実情に即し得るもので

はありません。電波の公平且つ能率的な利用を確保して、公共の福祉を増進し、又放送の健全な発達を図るためには、ここに新たに電波法及び放送法を制定いたしまして、現行の無線電信法を廃止して、且つ電波行政主管の官庁として新たに電波監理委員会なるものを設けるための電波監理委員会設置法を制定しようとするものであります。

次にその内容といたしますところ、先ず電波法案については、電波監理局、地方電波監理局の出張所、電波観測所、現行の無線電信法は行政官庁に對しての権限委任範圍が広きに過ぎましたので、これを國民の手に移し、民主的なものとして、その權利や自由の保障を定めたこと、及び我が國が昨年國際無線電信條約に加入いたしましたことに伴いまして、條約の要求を満たすような内容を盛り、又公衆通信事業の経営の準則規定と監督の行政規定とを分離いたしまして、その行政面の規定のみをこの法案に規定しておるものであります。この法案によつて、従來事實上日本放送協會の独占となつておりました放送事業が民間に開放されることになるのであります。又放送法案におきましては、放送を國民全体のためのものであるために、社團法人日本放送協會を解散いたしました。これを公衆的色彩の強い法人に改め、放送が全國どこにおいても聴き得るやうにするこの使命を與へ、同時にこれに對して保護と監督をいたすこととしたし、新たに誕生いたしました民間放送と相対して、放送の健全なる発達を期してゐるのであります。

又電波監理委員会設置法案におきましては、電波行政の主管庁を事業官庁から分離しますると同時に、その組織を合議体である委員会制といたしました。その民主化を期してゐるのであります。以上が提案の理由並びに内容の大要であります。

右のよう放送法案につきましては、すでに一昨昭和二十三年六月、第二回國會におきまして、政府から一案が提出されまして、これが予備審査のため當時の通信委員会に付託され、第二回國會終了後も継続審査に付せられた経緯があるものであります。その後、政府におきましては、關係官を米國に派遣するなどいたしまして、一段とその内容の精査を遂げまして成案を得、昨年十二月下旬本國會に提出の運びとなつた次第であります。十一月二十三

日、この三法案が付託されました。大島前委員長を初め委員一同は、本法案の異期的重要性に鑑みまして審査に邁進なきを期し、委員会及び打合會を開くことと実に二十四回に及しました。その間におきまして、委員は各地の世論並びに事業運行状況の实地調査、或いは公聴會の開催又は関係者よりの意見聴取などを行い、又内閣委員会及び文部委員会との連合審査、或いは水産委員長長の発言などを得まして、各委員はいずれも熱心に詳細なる質疑をいたされ、文字通りの慎重審議をいたしたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願ふこととしたし、ここにはその質疑応答の大要のみを申し上げます。

先ず電波法案について申し上げますと、この法案は衆議院において十九ヶ條に亘つての修正の上、送付と相成つたのであります。その修正点は、いづれも當委員会においても問題となつたところでありまして、その質疑応答の大要を申し上げます。先ず從來期間の定めを申上げますと、先ず從來期間の定めは五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのであります。これはいづれも當委員会において問題となつてゐたところでありまして、その審査の大要を申し上げます。先ず新たに発足する放送協會に對しまして、協會の放送を聴き得る受信機を施設した者は協會と受信契約を結ばなければならぬことと、協會は三十億圓までの放送債券を發行し得ること、協會には所得税及び法人税を課さないこと、及び協會は土地收用を課さないこと等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかと質問に對しまして、政府の答弁は、協會は公共の福祉のためにあまねく全國において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、營利業務を禁止されてゐるので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億圓限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特權の半面、これに對する制約が附いてゐるということでありました。又放送協會に對して干渉が過ぎざる、即ち聴取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は國會の承認を要し、又業務報告その他は國會で提出されるし、更にその會計は會計検査院がするなどのことは、國營事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありました。對しまして、協會に對してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聴取契約の強制が認められる協會に對して、相當程度の國民的干渉のあることが妥當であるとの答弁でありました。以上の点は委員會におきまして活潑な質疑が行われましたのみならず、公聴會におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活潑に取上げられた問題であることを申し上げます。又我が國の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてこれを分離して聴くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立した

期間を五ヶ年と限つてゐるが、これは醫師、藥劑師その他には制限がないに比べて苛酷ではないかと質疑がありまして、これに對しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしてゐることであり、又國際條約も五ヶ年に改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尙、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会の規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との關係如何との質疑に對しましては、船舶職員法では専ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつてゐるが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に對しては、無線關係の國際條約は五年に改定され、従つて設備條件なども變つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては是著一本でできるやうにしたとの答弁がありました。その他、免許又は検査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能區域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

ないことになりはしないか、又受信機の水準を高めるために、放送協会に入る料金のうちから或る程度の額を受信機業者に割いて研究費用に当てるようにしたかどうか、又テレビジョンその他の技術研究指導については如何なる方策を考へているかとの質問に對しては、現在の受信機水準を對象として、全國で三十局、大都會で二局新設されても分離して聴くことができる。又受信機水準の向上及び技術の研究指導等については、研究機關の相互協力その他具體的構想を練りつつあるとの答弁がありました。更にこの法案全体を通じて民間放送について言及するところが非常に少ないが、民間放送を育成するつもりはないのかとの質問に對しては、民間放送局は広告料収入に頼るだけであるから、最初の程は赤字であらうが、年を逐うに従つて漸次黒字になつて行くものと予想される、又法律の條文の少いのは、最初はできるだけ自由に活躍させてみて、その後の必要に応じて規定を作つて行くのがよいと考へたからであるとの答弁がありました。その他訂正放送又は広告放送等について、或いは協会の行方受信機修理業務、経営委員會の性格及び委員の選任方について、或いは初代の協會会長の選任方などについて、或いは放送債券発行に關する政府の配意などについて、詳細に亘つて各委員から熱心な質疑が行われました。

次に電波監理委員會設置法案について申し上げますと、委員會を電氣通信省から分離して總理府の外局とする理由如何との質疑に對しては、電氣通信省が一方で電波を使つて通信事業を行ひ、他方で電波の行政を行くことは適當でないし、又電波は數省に關係があるから、その行政を總理府の外局の所管にいたしたのであるとの答弁でありました。その他、委員の選定方法、委員の待遇及び兼職、審理官の身分待遇などについて詳細な質疑がありました。

四月二十一日、以上の三法案に對して質疑を終了したし、討論に入りまして、民主黨の小林委員から、放送法案につきましても、放送協会の行方ラジオ受信機修理業務、その他三ヶ條に亘つて修正をいたして原案賛成、電波法案には無線従事者の免許有効期間に制限を付する第四十四條及び第四十五條、並びに第四十條、第五十條など、余りに苛酷な点が多いから反對、又電波監理委員會設置法案は現在の諸情勢から見て止むなく賛成するとの意見が述べられ、自由黨の大島委員から、電波法案につきましても施設の定期検査料金を軽減することの修正をいたして、原案賛成、又放送法案につきましても小林委員提出の修正案に賛成、電波監理委員會設置法案につきましてもは原案賛成の意見が述べられ、又労働者農民黨の千葉委員から、電波法案は無線従事者の免許期間の制限その他によつて従事者に苛酷であるとの他によつて従事者に苛酷であること、放送法案は、新放送協会の経営委員會が極めて強力なものとなり、官僚統制の強化及び協理理事者の独善に墮する可能性があること、電波監理委員會設置法案は、委員長を内閣總理大臣の任命としてゐることなどの理由を以て、三法案すべて反對であるとの意見を述べられ、又緑風会の尾崎委員から、公共放送と民間放送の境界点が不明確であり、又我が國のラジオ受信機の水準の低い現状からして、民間放送が経済的に成立つことは困難である、従つて本案は見せかけの放送民主化であつて、甚だ不満であるが、今日の一般情勢は放送について一時期を画するを希望してゐるから、ラジオ受信機

機の水準向上について當局の強力な措置を希望して本案に賛成、又他の二法案については賛成との意見が述べられ、又日本社会黨の中村委員から、電波法案は無線従事者を圧迫するものであり、放送法案は、法案第一條に規定してゐる放送の民主化のために放送協会の性格及び國會との關係が明確でないこと、又電波監理委員會設置法案は官庁機構の屋上屋化であるとの趣旨を以て、三法案とも反對の意見が述べられたのであります。かくて討論を終え、採決に入りましたところ、電波法案及び放送法案については、それ々々大島委員及び小林委員提出の修正案及びその修正を除く原案を多数を以て可決し、又電波監理委員會設置法案は原案通り可決すべきものと多数を以て決定した次第であります。

以上を以てましまして電氣通信委員會における三法案に對する審議の経過並びに結果の御報告といたします。(拍手)
○議長(佐藤四郎) 討論の通告がございまして、順次発言を許します。中村正雄君。

〔中村正雄君登壇、拍手〕

○中村正雄君 電波法案外二法案に對しまして、日本社会黨といたしましては反對の態度を表明いたします。三法案に對する反對理由については委員會の討論におきまして要點は述べましたので、このうちの放送法案に對し、特に画期的な改正でありますので、比較的詳細の意見を述べてみたいと思ひます。

第一に、日本社会黨といたしましては、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図るために、強力な國營形態に持つて行くか、又は現在のNHKを改組いたしまして、眞の意味の公共企業体として拡

充する以外にはないと考へております。主要なる外國の例に徴しましては、諸君の御承知の通り、英國は一九二二年に民間放送として開始されましたが、數年ならずして解体され、公共企業体であるBBCの手に移り、現在に至つております。イタリア、又然りであります。フランス、インドはいずれも現在國營の形態を採つております。ひとり米國のみ最初より民營の形式を採り、現在に及んでおる次第であります。いずれにいたしまして、國營又は公共企業体としての機關と民間会社との併立を認める制度は、現在においては他國にその比を見ないところでありまして、一方においては公共企業体である國有鐵道と、他方におきましては民間企業たる私鉄の存在が、地理的の條件において、その果す輸送の任務において、併立が可能であり、又利用者たる國民も兩者を同時に利用することが必要であります。放送と並び稱せられます新聞事業におきましては、吾人は必要あらば同時に數種の新聞を讀むことも可能であります。然るに放送は、たとえ數種類、數十種類の電波がありましても、吾人の利用し得るものは一定時間においては一種類のみであります。同時に二種類以上の放送を聞くことは、話に聞く聖德太子でない限りは不可能であります。民間会社の競争によつて、放送事業が発達し、放送内容が向上するといふ意見もたび／＼出ておりますが、半面におきましては、競争によつて放送の内容が低級になることも考へなければなりません。戦後一時に解放されました出版事業がその最もよい例であります。いづれにいたしまして、我々は根本的態度をいたしましては、放送事業は一本にし、國民の欲求と輿論とを反映し

得る固有形態を主張するものであります。第二に、公共放送を任務といたします日本放送協会の、広告放送を主たる任務といたします一般放送会社の併立を企圖いたしておりますが、本法案の内容につきましても、意見を述べてみたいと思ひます。

その第一は、放送事業について最も重要なことは、それが國營形態でありましよう、民營の形をとらうと、放送の中立性、眞実性、自律性を確保することでありまして、言ひ換へますれば、広い意味での放送の自由の保障でなければなりません。然るに公共放送を任務といたします日本放送協会は、その組織を公共企業体とし、第一の監督を總理府の外局であります電波監理委員會が行ひ、協會の予算、事業計畫、資金計畫は、政府が國會に付議してその承認を求めることになつております。公共性を確保するためには當然監督が必要であります。放送の自由を保障するためには飽くまで事務的政治的なものに止めなければなりません。自由の保障を行ふことは禁止しななければなりません。然るに電波監理委員會の監督を超えて政府並びに國會に協會の経営が及ぶとすれば、そこには勢い多勢党による協會運営がなされ、放送の中立性が侵される危険が十分あり得るわけでありまして、

その第二は、日本放送協会の性格の曖昧な点であります。政府は協會を公共企業体として性格付けております。公共企業体の特質の第一は、諸君も御承知のように會計の独立であります。第二は経営の民主化、合理化、迅速化でなければなりません。然るに本法案によれば、協會の決算は會計検査院の検査を要することといたしまして、政府機關と同じように取扱つております。

得る固有形態を主張するものであります。第二に、公共放送を任務といたします日本放送協会の、広告放送を主たる任務といたします一般放送会社の併立を企圖いたしておりますが、本法案の内容につきましても、意見を述べてみたいと思ひます。

その第一は、放送事業について最も重要なことは、それが國營形態でありましよう、民營の形をとらうと、放送の中立性、眞実性、自律性を確保することでありまして、言ひ換へますれば、広い意味での放送の自由の保障でなければなりません。然るに公共放送を任務といたします日本放送協会は、その組織を公共企業体とし、第一の監督を總理府の外局であります電波監理委員會が行ひ、協會の予算、事業計畫、資金計畫は、政府が國會に付議してその承認を求めることになつております。公共性を確保するためには當然監督が必要であります。放送の自由を保障するためには飽くまで事務的政治的なものに止めなければなりません。自由の保障を行ふことは禁止しななければなりません。然るに電波監理委員會の監督を超えて政府並びに國會に協會の経営が及ぶとすれば、そこには勢い多勢党による協會運営がなされ、放送の中立性が侵される危険が十分あり得るわけでありまして、

その第二は、日本放送協会の性格の曖昧な点であります。政府は協會を公共企業体として性格付けております。公共企業体の特質の第一は、諸君も御承知のように會計の独立であります。第二は経営の民主化、合理化、迅速化でなければなりません。然るに本法案によれば、協會の決算は會計検査院の検査を要することといたしまして、政府機關と同じように取扱つております。

得る固有形態を主張するものであります。第二に、公共放送を任務といたします日本放送協会の、広告放送を主たる任務といたします一般放送会社の併立を企圖いたしておりますが、本法案の内容につきましても、意見を述べてみたいと思ひます。

その第一は、放送事業について最も重要なことは、それが國營形態でありましよう、民營の形をとらうと、放送の中立性、眞実性、自律性を確保することでありまして、言ひ換へますれば、広い意味での放送の自由の保障でなければなりません。然るに公共放送を任務といたします日本放送協会は、その組織を公共企業体とし、第一の監督を總理府の外局であります電波監理委員會が行ひ、協會の予算、事業計畫、資金計畫は、政府が國會に付議してその承認を求めることになつております。公共性を確保するためには當然監督が必要であります。放送の自由を保障するためには飽くまで事務的政治的なものに止めなければなりません。自由の保障を行ふことは禁止しななければなりません。然るに電波監理委員會の監督を超えて政府並びに國會に協會の経営が及ぶとすれば、そこには勢い多勢党による協會運営がなされ、放送の中立性が侵される危険が十分あり得るわけでありまして、

その第二は、日本放送協会の性格の曖昧な点であります。政府は協會を公共企業体として性格付けております。公共企業体の特質の第一は、諸君も御承知のように會計の独立であります。第二は経営の民主化、合理化、迅速化でなければなりません。然るに本法案によれば、協會の決算は會計検査院の検査を要することといたしまして、政府機關と同じように取扱つております。

年度の予算は国会に付議してその議決を経なければなりません。事業計画、資金計画又然りであります。政府機関である日本国有鉄道が公共企業体である真価を發揮し得ない根本の原因が予算制度にあることは世間周知の事実であります。協会をして真に公共企業体の特質を發揮せしむるためには、予算その他の審査並びに承認を電波監理委員会に直ちに應じ得るような機動性を確保して、官庁の運営のごとく固定化するすることを防がなければなりません。又電波監理委員会、政府、国会と、二重三重の監督機関の存在は、第二の要素である迅速化、合理化に反するものであります。官庁業務以上に複雑化するものであります。以上、要するに形は公共企業体でありますが、その妙味は全然失われておりまして、官庁機構の悪弊と民間企業の欠点のみを以て組立てられておる組織と言わざるを得ないわけがあります。

ればなりません。然るに政府は協会の予算は議案として取扱う方針であり、大綱のみを提出し、国会は承認か不承認かの二つの方法のみであつて修正権はないものと説明いたしております。若しかくのごとき意図でありますならば、その趣旨を明示しなければならぬといものであつて、法案第三十七條よりはいかかる場合の結論はどうしても出て参らないわけであります。第三の疑問は予算不成立の場合の措置であります。予算は国会において否決される場合もありません。或いは又提出の時期或いは審議期間の状態によりましては、年度初めまでに成立し得ない場合は、想像できるわけがあります。かかる場合、政府機関でありますれば、財政法によりまして暫定予算編成の方法があります。協会にはこれが適用されません。従つて四月に入つて予算不成立の場合は業務が停止されることが予想され、これに對しまして何らの法的措置が講ぜられておりません。これら国会との関係における法案の不備は必ず禍根を將來に残すものだと考えるわけがあります。

その第四は公共放送と広告放送との限界の問題であります。何を以て広告放送と見るかは社会情勢の推移により變動を受けることは当然であり、結局は一般社会通念に従つて解決する問題であります。この法案において広告放送の定義を示しておらないことは、必ずや協会放送と一般放送との間に紛議を醸す大きな原因になると考えられるわけであり。政府の説明では、両者の限界の定めについては、擧げて電波監理委員会に委任する考えであり、ただ具体的に言へば、現在程度のNHKの放送番組はすべて広告放送の領域外であると言明せられておるに過ぎません。本法の実質上の骨子であ

る広告放送の定義及び範囲を明示して
おらない点は、明らかに本法の不備で
あると言わなければなりません。私共
の反対にも拘わらず、本法案が不幸に
て成立いたしました際において、私が
反対の第二として指摘いたしました四
つの点における意見が、單なる私の杞
憂に過ぎなかつたことになれば幸い
するところであります。

以上を以て私の討論を終ります。
(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 千葉君。

○千葉信君 私は労働党を代表いたしまして雷波関係の三法案に対し反対の意見を表明いたします。

本案は、発達いたしました電波無線の現状に必ずしも適応し得ないところの従来の無線電信法に代つて、電波に対する法体系を確立し、元來が國民のものであるところの電波をあまねく一般に開放して、公共の福祉を増進すると共に、併せて電波科学の向上発展を企図したものであり、その目的の限りにおいては、私はこれを諒とするものであります。併し仔細に本案を検討いたしますと、必ずしも如上の目的を具現するために適切なるものではないばかりか、極言すれば、これは羊頭を掲げて狗肉をひさぐものであり、むしろ電波の開放は名ばかりであつて、逆にこれを抑制し、電波監理委員会という偽裝民主制度に隠れて強力な権力的統制を行なひとしておとと断ぜざるを得ないのであります。例えばアトラントック・シテイの國際電氣通信條約に参加し、広汎な周波数割當を受けながら、放送の民間開放のごとき、五キロ或いは十キロ程度の微弱な開放であり、軍事的利用に転化する虞れある警察関係とはこれ又桁違いの漁業無線の割當周波数のごとき、むしろ電波

監理委員会という電波行政全般に亘る集中的機構確立を通じて、一方的な支配配、隸属的な支配を強化せんとする意図を有するものであると指摘せざるを得ないものであります。以下私は具体的に個々の法案に反対の理由を申し上げます。

放送法は、社團法人日本放送協會による事業の独占を排除して民間にこれを開放し、その自由競争によつて電波科學の發展を期するといふが、果してそのやうであるか。本法によれば、協會は八百四十万人に上る全国津々浦々の聴取者から、聴く聴かないに拘わらず、毎三十七條及び附則第十七項によつて法定月額三十五円を税金同様に徴收することができる。年額にして三十億を超える龐大な収入である。これに對して一般放送事業者の収入は広告料を以て主としなければならぬが、日本における広告市場の広告月額といふものは、大體八億、このうちの約一割三分程度が放送による広告に転移すると見て月額一億にしか過ぎない。これが二十五乃至三十許可せられるところの民間放送会社の總収入であるといふことになれば、一會社の平均は協會の百分の一に過ぎない。又割当波長の問題におきましては、協會は全國隅々まで第二放送もなし得る波長を保證されておるが、一般は辛うじて五キロ、十キロ、この波長は、所詮はどのような創意工夫をこらして見ても、地方における一小會社以上には到底出ることができないといふやうな羽撞ひ締めを受けておる。而も協會は第四十二條による起價三十億の保証がある。第四十八條による所得税、法人税の免除がある。第四十九條によつては土地收用法の適用を享受する。一般民間の放送事業者が如何に逆立ちしても、これで協會に對抗する経営が可能か不可能か改めて

申上げるまでもないと思う。結局は国有鉄道に対抗するところの乗合馬車程度にしか過ぎない。従つて現在一般放送の申請をなしつつある人々は、極めて特殊な人々、新聞経営者であつて放送ニユースヲ蒐集に關連ある人、或いは赤字を覚悟で創意工夫を以て苦境を切抜けんとする逞しい一部の事業家に限られておるのは、這般の事情を物語るものであります。併しながら私はかかる協会の特権が決して不当なものであると言ふのではない。委員長報告にもあります通り、本法によつて新たに出発する特殊公法人日本放送協会は、旧社員に出資金を返還して、改めて國民のものとしての立場から私はむしろ当然のものと考えざるを得ない。それ故にこの國會が國民の代表として法第三十七條、三十八、三十九、四十條等の辯議を要することの妥當性が存在する。會計検査院の會計検査又然りである。然るに本院においても又衆議院においても、國會自身からかかる國會の審議を放棄せんとするがごとき言動がなされ、或いは電政監理委員會という行政機關に委任するという修正案も用意されたといふことは、誠に悲しむべき現象であつた。甚だしい不勉強か、さもなければ必要以上に権力の前に卑屈であるか、或いは又反動者流の愚かな結論以外にかかる考えが出る筈がないのである。重ねて率直に私の意見を申上げるならば、私は國民のものとなる協會に諸種の特権を與えてはならないと言ふのではない。私の強調せんとするところは、真に放送を開放し、独占を排除し、自由競争による將來の發達を望むならば、少くとも今一歩一般放送事業に對し保護と保障が與へらるべきであると主張したいのでございます。更にこの問題は、放送が国内において占める位置、報道と輿論において占める

位置に關連する問題に發展する。現在国内において報道機關としての新聞は、大小、地方中央を通じて二十万の発行部数である。これは輿論の動向を決する巨大なマンモスである。同時にラジオも又全国に八百四十万の聴取者を擁して、新聞に劣らない巨大な報道の機關であり、輿論の先達である。ここに問題がある。若しもかかる機關の中核が、一部の権力、一握りの官僚等に牛耳らるるがごときことがあれば、由々しい状態であると言わなければならぬ。日本放送協會は八人の経営委員によつて運営される。併しながらこの委員は第十六條によつて八つの地区から選ばれる。同條第一項によつて文化、科学、教育等の各分野を代表すると同時に、地区代表の性格を帯びる。このことは、地域的制約のために各分野代表としての色彩に制約を受けるが、さもなくば選出に類する困難な問題を起すかである。又任命後地理的條件のためその活動が不活潑となる虞れがあるのみならず、第三十二條によれば旅費その他実費の支給を受けるにとどまるために、待遇上からも勢い不活潑にならざるを得ない。そうして会長或いは理事会という執行機關に牛耳られる虞れが十分である。電波監理委員會が強権的存在として協會の経営委員會に君臨し、今又理事会が更に実力的な立場になれば、経営委員會はもはや民主的偽裝のための案山子にしか過ぎなくなるではないか。放送法における最後の問題として附則第三項がある。初代会長は同協會の役員又は職員の中から指名するところなのは、法の前に万人が機會均等であるという憲法の條章を引用するまでもなく、誠に國民の苦笑を禁じ得ない條文でございませう。

次に、電波法に關しその具體的な規定について最も不満を表明したいことは、通信従事者に対する取扱が苛酷に失ふることである。沈黙時間に関する第六十四條の規定、第四百十二條第二号の罰則、或いは第四十四條における従事者免許の有効期間に対する五年という制限等である。分けても、他の如何なる國家試験にも例を見ないこの制限は、その理由として無線科学の日進月歩を挙げているのであるが、医学における目まぐるしい進歩、法律にさへ、医師、弁護士等に終身の資格を與えながら、ひとり無線従事者にあつただけの措置は、納得し得ないものであるであらう。又新聞等の報道にも見られたごとく、技術法としての本法第七十四條にあつて、地震、火災、暴動、非常事態の発生、又は發生の虞れ云々とあつて、その認定、責任の所在が明確を欠く。広汎な権限を與へ過ぎるという非難の起るゆゑんである。認定する者は監理委員會ではないという答弁であるけれども、併し地震、火災等一々然るべき所管庁に關くしうのでございませうか。何と答弁しようとも事實は答弁以上の権限を行使しないと何人が保証できませうか。

電波監理委員會設置法案においては問題点は、第六條の委員長及び委員の任命である。電波監理委員會が電波行政における集約的独裁機關として支配的な一方面的權力に率仕するか、民主的に公平に電波行政を行うかは、一にかかつて本委員會の構成にかかつて来る。第六條によれば、「委員長及び委員は、公共の福祉に關し公正な判断をするに於て必要と認めるときは、現令のよう漸次階級的立場がその判断を決定しつつあることに殊更に目を蔽ひ、何人かその公正な判断を可能とするがごときかかる條文は、もはやそれだけでも欺瞞に満ちたものである。若しも果してかかる判断を眞に必要とするならば、それはその委員會全体の構成においてこそ求めなければならぬ」と考へざるを得ないのだ。かかる見地から我々は、民主的な労働団体、農民団体等の民主的の代表をそれに加へることを強く主張するものである。併しながら偽裝民主主義を蔽ひ隠すための委員會制度、なかならず行政組織法に基いて設けられる各種委員會が全くの行政機關であり、権力の機關であること、ただ單に委員會という名前によつて粉飾を施してある老女の濃化粧だとなれば、公正な判断を望むこと自体が人の好過ぎる註文だと思へざるを得ないのである。併しながら我々は電波監理委員會が、その背後の權力に率仕するため、可能な自主的電波行政にまで怠慢であるがごときに対しては、今から嚴重な警告を發せざるを得ないのでございませう。

以上を以て私の反對討論を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

先ず電波法案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員會修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に放送法案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に電波監理委員會設置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十八日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 佐藤尚武殿

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 電波庁(第三十條第三十八條)」を削る。

第三十九條(第四十四條)を削る。

第二條第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

第四條第一項第二項を削り、第三号を第二号とする。

第五條第十四号の二から第十四号の五までを削る。

第五條第十八号中「第九号、第三十五條第一号」を「第九号」に、同條第二十号中「電氣通信業務、電波管理業務」を「電氣通信業務」に、同條第二十三号中「電氣通信設備」を「電氣通信設備(無線通信設備を除く)」に改め、同條第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第九條第一項第十一号の二から第十一号の五までを次のように改める。

十一の二から十一の五まで 削除

第十二條第八号但書を削る。

第十二條第五号中「及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條を削る。

第十五條第八号及び第九号中「電波庁」を「電波監理委員會」に改める。

第十六條第十五号但書を削り、同條第十六号中「電波庁」を「電波監理委員會」に改める。

第二十四條第二十号中「電波庁」を「電波監理委員會」に改める。

第二十九條中「電波庁」を削る。

「第二節 電波庁を削り、第三十條から第三十八條までを次のように改める。

第三十條から第三十八條まで 削除

「第二節 航空保安庁」を削る。

第四十五條中「電氣通信調整審議會」、「電波技術審議會」及び「電波観測所」を削る。

第四十六條第二項中「(電波技術審

議案に諮問する事項を除く。」を削る。

第四十六條の二及び第四十六條の三を削る。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第五十條中「電氣通信調整審議会及び電波技術審議会」を削る。

第五十四條中「電波監理長官」を削り、「附屬機関及び地方支分部局」を「及び附屬機関」に改める。

附則

この法律は、電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第 号)施行の日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、これの内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案に規定してありますところの改正点は三つあります。第一は、只今本院で可決せられました電波監理委員会設置法の制定に伴ひまして、これまで電氣通信省で所掌しておりました電波管理業務が全部電波管理委員会に移管せられることになりましたので、電氣通信省の外局の電波庁が廃止せられます外、電氣通信省設置法の規定中、これらの電波管理業務に関するすべての規定が削除せられることになった点、これがその一つであります。第二の点は、従来電氣通信省の附屬機関として置かれておりました電氣通信調整審議会、これは昨年十月経済の復興による生産の向上と均衡財政の実施によりまして、電氣通信関係の資材の需給関係が緩和せられて、資材の入手も殆んど困難を感じなくなり、また現状に鑑みまして、この審議会による電氣通信施設の統制の必要がなくなつたのでありますから、ここにこの審議会を廃止せんとするのであります。第三点は、この法律は電波監理委員会設置法施行の日から施行するということになつておる点であります。本案の審査につきまして内閣と電氣通信の連合委員会を開き、三回、内閣委員会を開き、三回であります、その結果は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

この審査によつて明らかになつた事項致点を御報告申し上げます。その第一点は、電波管理行政をば電氣通信省から切り離して総理府の外局とし、新たに設けられるところの電波監理委員会をしてこれに当らしめることの可否につきましては、只今も御議論がなされておりました。電氣通信委員会において相当御議論があつたと思つたのであります。政府におきましては、この問題につきまして、今日電波の利用は非常に多岐多様になつて参つておるので、この電波を最も公平に且つ有効適切に利用させることが必要であつて、それがためには、電波の大量の利用者であるところの電氣通信省が他面において電波管理行政の監督者であるということは安当でないという見地を明らかにいたしました。従つて電波の利用という面から全然離れた一つの部局、即ち総理府の一つの外局として電波監理委員会を設けて、これに電波管理行政を行はしめるのが適當であるということを示したのであります。本案のようによつて改正する理由としてこの点が最も強く論議せられたのであります。従来電氣通信省が電波管理行政を行なつておりました場合に、電波の取扱について不公平があつたとか、或いは不當を欠いたとかいうようなことは、そういう事実はなかつたのであります。やはり電氣通信省から電波管理行政を切り離すということが適當であるという見解でありました。第二点におきましては、外局の電波庁が廃止せられ、その実体は電波監理委員会に附置せられるところの電波監理局長に移ることになるものであります。行政機関定員法で現在電波庁の定員となつておりました三千八百二名がそのまゝ電波監理局長の定員に移ることになるものであります。従つて電氣通信省の定員はそれだけ減少することになるものであります。第三の点は、電氣通信調整審議会の廃止に伴ひまして、この審議会の事務に従事しておりました大臣官房調整課が廃止せられることになり、その調整課は電氣通信省の各部局の職員が兼務して従来その事務を行なつて参つたのであります。この課の廃止によりまして別に定員には影響がないということが明らかにされたのであります。

委員会は質疑応答を重ねました結果、大體政府が本案によつて電波管理行政の機構について改革せんとする意のあるところを了承いたしました。そのうち討論に入りまして、三好委員から、本案は電波監理委員会設置法と関連する点が極めて多い。そうしてこれは歴大なる機構を持つておるのである。これを総理府の外局として設置することの適當であるかどうかという点については、今終局的な結論を下すことは困難であるが、政府において将来行政機構の改革の機会にこれらの問題を十分に検討することを希望するといふ意見を付して本案に賛成したのであります。かくして本案について採決の結果、委員会は全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

〔拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十二、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件

右 国会に提出する。

昭和二十五年四月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件

最近における外国貿易のすう勢にかんがみ、左のとおり輸出農林水産物検査所出張所を設置する必要がある。したがって、その設置について地方自治法第五十六條第四項の規定による国会の承認を求めます。

輸出農林水産物検査所 門 司 市

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件を議題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 只今議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件につき、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件の内容は、輸出農林水産物検査所の出張所を新たに門司に増設せんとするものでございますが、その理由につきまして、政府の説明によつて申し上げますと、輸出品の声価の向上及び品質の改善を図り、輸出貿易の健全なる発達を期するため、昨年三月十五日から輸出品取締法に基き検査を実施し、昨年は取敢えず本所を東京に、支所又は出張所を小樽、横浜、清水、名古屋、神戸及び岡山の六ヶ所に設置することとしたのであります。その後、貿易上の制限が緩和され、輸出数量が増大いたしますと共に、門司港の航行が自由になり、従つて今後九州産の物資は門司港を通じて輸出される場合が多くなる。ことが予想されますので、今回門司に輸出農林水産物検査所の出張所を増設せんとするのであります。而して本件はその趣旨に當つては、委員会は全会一致を以てこれを承認すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めの件を議題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與へることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後二十六日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 証券取引委員会委員長及び委員の任命に関する件

一、日程第二 農業金融融通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案

一、日程第三 結核予防対策確立に関する決議案

一、日程第四 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案

一、日程第六 資源再評価法案

一、日程第七 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税關監視署及び税關支署監視署の設置に關し承認を求めるの件

一、日程第九 電波法案

一、日程第十 放送法案

一、日程第十一 電波監理委員会設置法案

一、日程第十二 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めるの件

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員 赤木 正雄君 阿竹齋次郎君

安部 定君	飯田精太郎君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
大山 安君	岡部 常君	中井 光次君	油井賢太郎君
岡本 愛祐君	河井 彌八君	深川榮左エ門君	木内キヤウ君
木下 辰雄君	楠見 義男君	仲子 隆君	星 一君
來馬 孫道君	西郷吉之助君	島田 千壽君	吉田 法晴君
新谷寅三郎君	高橋龍太郎君	境野 清雄君	岩本 哲夫君
伊達源一郎君	田村 文吉君	前之園喜一郎君	島 清君
寺尾 博君	徳川 宗敬君	鈴木 順一郎君	淺井 一郎君
藤井 丙午君	藤野 繁雄君	岡田 宗司君	天田 勝正君
帆足 計君	堀越 敏郎君	吉川末次郎君	羽生 三七君
町村 敬貴君	松井 道夫君	田中 信儀君	稻垣平太郎君
山内 卓郎君	山本 勇造君	鬼丸 義賢君	松下松治郎君
結城 安次君	藤森 眞治君	下條 恭兵君	河野 正夫君
濱田 寅藏君	伊藤 保平君	和田 博雄君	山下 義信君
井上なつゑ君	宇都宮 登君	岩間 正男君	水橋 肇作君
尾崎 行雄君	小野 哲君	千葉 信君	堀 眞琴君
加賀 操君	柏木 康治君	池田 恒雄君	金子 洋文君
鎌田 逸郎君	小杉 イチ子君	カニエ邦彦君	小泉 秀吉君
小宮山常吉君	中山 壽彦君	大野 幸一君	千田 正君
鈴木 直人君	竹下 豐次君	羽仁 五郎君	伊藤 修君
高田 寛君	川村 松助君	森下 政一君	佐々木良作君
小林 英三君	野田 俊作君	中村 正雄君	原 虎一君
波多野林一君	久松 定武君	梅津 錦一君	三好 始君
玉置 喜章君	松村廣一郎君	三木 治朗君	河崎 ナツ君
宮城タマヨ君	田口政五郎君	駒井 藤平君	岩男 仁藏君
岩本 月洲君	島津 忠彦君	鈴木 憲一君	岡村文四郎君
横尾 龍君	寺尾 豊君	國務大臣	
大野木秀次郎君	加藤常太郎君	厚生大臣 林 譲治君	
城 義臣君	堀 末治君	農林大臣 森 幸太郎君	
岡崎 眞一君	大島 定吉君	郵政大臣 小澤佐重喜君	
鈴木 安孝君	黒田 英雄君	電氣通信大臣 青木 孝義君	
草葉 隆圓君	石坂 豊一君	國務大臣	
柴田 政次君	石原幹市郎君	政府委員	
今泉 政喜君	松野 喜内君	總理府事務官 (國務局局長)	三橋 則雄君
黒川 武雄君	佐々木鹿藏君	大藏事務次官	水田三喜男君
池田七郎兵衛君	入交 太蔵君	大藏事務官 (主税局長)	平田敬一郎君
藤井 新一君	平岡 市三君	厚生技官 (公衆衛生局長)	三木 行治君
北村 一男君	西山 龜七君	農林技官 (農林政務次官)	板本 実君
橋本萬右衛門君	小林 勝馬君	電波監理長官	網島 毅君
平野善治郎君	林屋龜次郎君		
廣瀬眞兵衛君	小串 清一君		
山田 佐一君	大隅 憲二君		

大隈 信幸君	門屋 盛一君	油井賢太郎君	木内キヤウ君
中井 光次君	星 一君	吉田 法晴君	岩本 哲夫君
深川榮左エ門君	島 清君	淺井 一郎君	天田 勝正君
仲子 隆君	星 一君	吉田 法晴君	岩本 哲夫君
島田 千壽君	境野 清雄君	前之園喜一郎君	島 清君
鈴木 順一郎君	岡田 宗司君	吉川末次郎君	羽生 三七君
田中 信儀君	稻垣平太郎君	松下松治郎君	河野 正夫君
鬼丸 義賢君	山下 義信君	水橋 肇作君	堀 眞琴君
下條 恭兵君	河野 正夫君	岩間 正男君	千葉 信君
和田 博雄君	山下 義信君	岩間 正男君	千葉 信君
岩間 正男君	水橋 肇作君	堀 眞琴君	金子 洋文君
千葉 信君	堀 眞琴君	金子 洋文君	小泉 秀吉君
池田 恒雄君	小泉 秀吉君	千田 正君	伊藤 修君
カニエ邦彦君	千田 正君	伊藤 修君	佐々木良作君
大野 幸一君	伊藤 修君	佐々木良作君	原 虎一君
羽仁 五郎君	伊藤 修君	佐々木良作君	原 虎一君
森下 政一君	佐々木良作君	原 虎一君	三好 始君
中村 正雄君	原 虎一君	三好 始君	河崎 ナツ君
梅津 錦一君	三好 始君	河崎 ナツ君	岩男 仁藏君
三木 治朗君	岩男 仁藏君	岡村文四郎君	
駒井 藤平君	岡村文四郎君		
鈴木 憲一君			
國務大臣			
厚生大臣 林 譲治君			
農林大臣 森 幸太郎君			
郵政大臣 小澤佐重喜君			
電氣通信大臣 青木 孝義君			
國務大臣			
政府委員			
總理府事務官 (國務局局長)	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君
大藏事務次官	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君
大藏事務官 (主税局長)	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君
厚生技官 (公衆衛生局長)	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君
農林技官 (農林政務次官)	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君
電波監理長官	三橋 則雄君	水田三喜男君	平田敬一郎君